

第四次ふくしプランくだまつ



- ◆下松市地域福祉計画
- ◆下松市成年後見制度利用促進基本計画

2021（令和3）年3月

下松市

<はじめに>

近年、単身世帯の増加、地域で相互に支え合う意識や人との繋がり希薄化に伴う社会的孤立などにより、誰にも相談できない、必要な支援に繋がられないなどの問題が生じております。

また、いわゆる団塊の世代の人が75歳を迎えることによる後期高齢者の増加、高齢者の加齢に伴い認知症高齢者や介護を必要とする人の増加、晩婚化や高齢出産により、同時に介護と育児の問題に直面する世帯の増加など、住民が抱える不安や地域生活課題が複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでなく、地域でお互いを支え合う意識を持ち、支え合うことが重要です。

このようなことから、住民同士、地域での心の結びつきが何より大切であると、あらためて感じており、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会を実現することの必要性や重要性を感じております。

本市では、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」という基本理念のもと、誰もが住み慣れた地域で、安全で安心して暮らし続けられるよう、地域でのふれあい、支え合いのもと、しあわせに暮らすことができる地域社会づくりに取り組んでおります。今後は、今回策定しました「第四次ふくしプランくだまつ」に基づき、これまでの計画の基本理念を引き継ぎ、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、子どもを含む全ての市民が、それぞれの役割を持って地域づくりなどに参画し、共に支え合い、暮らすことができるまちの実現を目指し、様々な取組を進めてまいります。

終わりになりましたが、本計画の策定に当たり、新型コロナウイルス感染の恐れがある中御参集いただき、幅広い見地から熱心に御審議、御提言を賜りました下松市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、地域の現状を把握するため多大な御協力をいただきました米川地区及び久保地区の協議体の皆様、そして、アンケート調査やパブリックコメントで数多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

2021（令和3）年3月

下松市長 國井 益雄



<目次>

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	4
4	「地域共生社会」の実現に向けた国の動向	5
5	計画策定の体制	6
6	計画の推進・点検	7
7	圏域の考え方について	7

第2章 地域社会を取り巻く状況

1	人口・世帯の状況	8
2	高齢者の状況	12
3	障害者の状況	14
4	子どもの状況	15
5	生活保護の状況	17
6	人口の推計	18

第3章 「第三次ふくしプランくだまつ」の評価

1	「第三次ふくしプランくだまつ」の評価	21
---	--------------------	----

第4章 地域福祉を推進するための基本的な考え方

1	計画の基本理念	23
2	計画の基本目標	23
3	計画の施策体系	25

第5章 施策の展開

1	施策の展開	26
基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり		
基本施策1	支え合い意識の醸成	27
基本施策2	バリアフリーの理解促進	29
基本施策3	支え合いの地域活動の推進	30
基本施策4	地域福祉の拠点整備	33
基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援		
基本施策1	地域福祉活動を推進する人材の育成	35
基本施策2	ボランティア活動への参加促進	36
基本施策3	地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援	38

基本施策4	福祉に携わる人材の確保	39
基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり		
I 包括的な相談・支援体制の構築		
基本施策1	地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり	41
基本施策2	見守り活動の充実	45
基本施策3	認知症施策の総合的な推進	47
基本施策4	医療機関等と連携した事業の充実	49
基本施策5	介護保険制度の運営充実	50
基本施策6	障害福祉サービス等の充実・確保	51
基本施策7	子育て支援の充実	52
II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり		
基本施策1	健康づくりの推進	54
基本施策2	介護予防の推進・充実	55
基本施策3	社会参加の促進と生きがいづくり	57
基本施策4	生活のニーズに応じたサービスの提供	59
基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり		
基本施策1	要配慮者避難支援体制づくり	61
基本施策2	福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進	63
第6章 下松市成年後見制度利用促進基本計画		
1	計画策定の趣旨	65
2	計画期間	65
3	計画策定に向けて	65
4	施策の展開	66
第7章 協議体の協力による地域生活課題などの把握		
1	協議体からの意見	70
資料編		
1	策定体制	89
2	市民アンケート調査結果（抜粋）	94

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

誰もが尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れる福祉社会の実現に向けて、2000（平成12）年に社会福祉法が改正され、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」が掲げられました。

市町村による地域福祉計画の策定に関する規定が施行されたことにより、下松市では、2005（平成17）年に「ふくしプランくだまつ21（下松市地域福祉計画）」を策定し、地域社会におけるさまざまな生活課題に対して、地域を取り巻く全ての人々が主体となり進める地域づくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

近年、単身世帯の増加、地域で相互に支え合う意識や人との繋がり希薄化に伴う社会的孤立などの影響により、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、必要な支援に結びつけられないなどの問題が生じています。また、高齢の親と無職独身や障害のある50代の子が同居することによる問題、いわゆる8050問題などのように、一つの世帯で複数の分野にわたる課題を同時に抱えるなど、生活していく上での課題は複雑化・複合化し、対象者ごと、分野ごとに整備されてきた公的サービスを当てはめていくだけでは、対応が難しい地域生活課題が生じています。

このような地域生活課題を解決するためには、地域全体が直面する地域生活課題を住民一人一人が「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域を共につくる地域共生社会を実現していくことが重要です。

「第三次ふくしプランくだまつ」の計画期間満了に伴い、今回、「第三次ふくしプランくだまつ」の基本理念を継承し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくため「第四次ふくしプランくだまつ」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

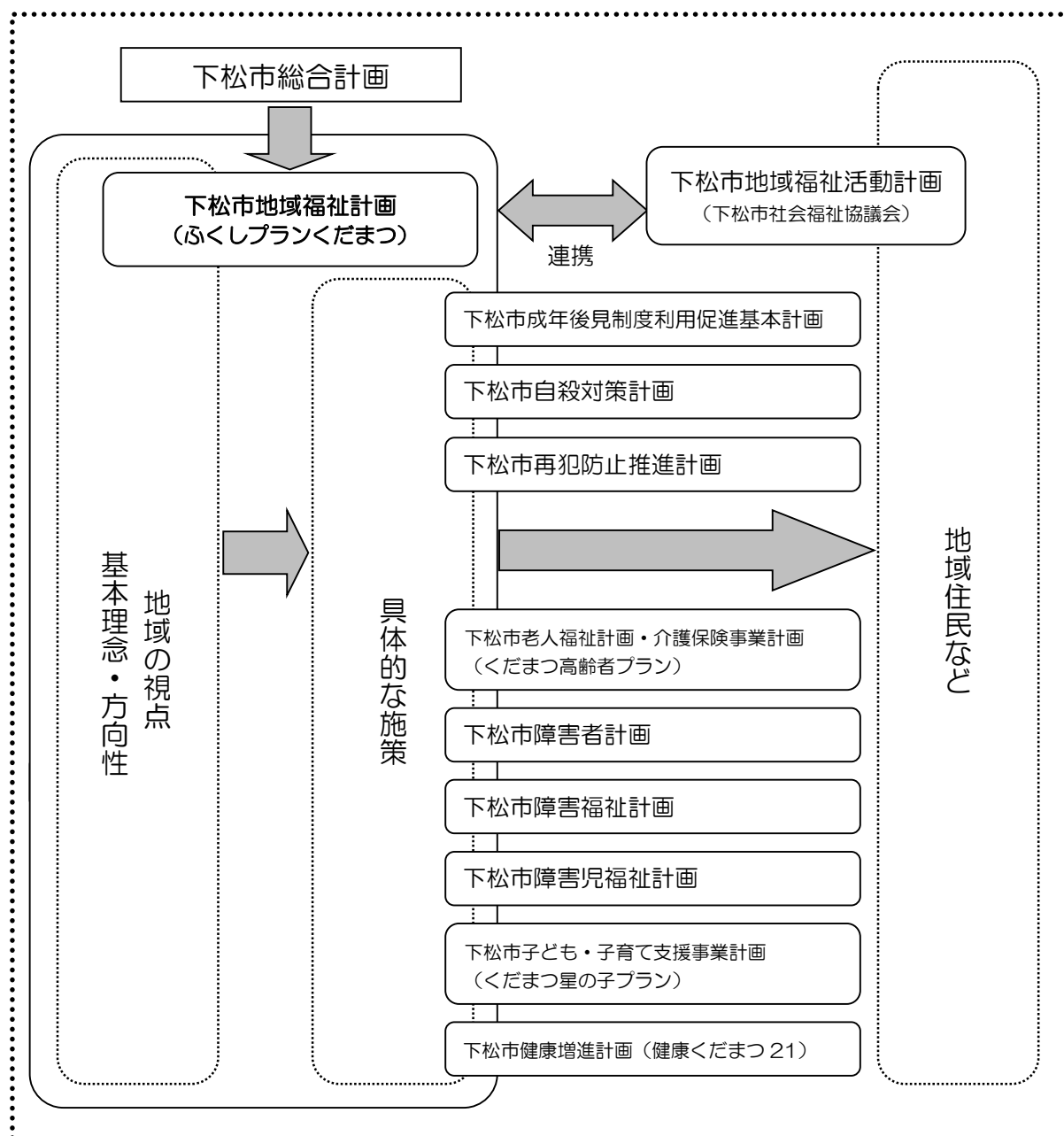
「地域生活課題」（社会福祉法第4条第2項から抜粋）

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、下松市社会福祉協議会が策定する「下松市地域福祉活動計画」と連携し、行政と地域の協働による地域福祉の推進を目指します。また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものです。本計画は「下松市総合計画」を上位計画とし地域福祉活動の基本的方向を示すものであり、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの個別具体的な施策の展開は、それぞれの分野別の計画で展開します。

<地域福祉計画の位置づけ>



「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

「市町村の講じる措置」(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 計画期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。なお、地域の実情や社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

年度 計画名	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
下松市総合計画	前計画		現計画 (計画期間：2021-2030)						
下松市地域福祉計画 (ふくしプランくだまつ)	前計画 【第三次】		現計画【第四次】 (計画期間：2021-2025)						次期 計画
下松市成年後見制度利用 促進基本計画			下松市地域福祉計画と一体的に策定						次期 計画
下松市自殺対策計画			現計画 (計画期間：2020-2024)						次期 計画
下松市再犯防止推進計画			現計画 (計画期間：2020-2024)						次期 計画
下松市地域福祉活動計画 (下松市社会福祉協議会)			現計画 (計画期間：2017-2021)			次期 計画			
下松市老人福祉計画・介護 保険事業計画 (くだまつ高齢者プラン)	前計画 【第六次】		現計画【第七次】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市障害者計画	前計画 【第三次】		現計画【第四次】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市障害福祉計画	前計画 【第五期】		現計画【第六期】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市障害児福祉計画	前計画 【第一期】		現計画【第二期】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市子ども・子育て支援 事業計画 (くだまつ星の子プラン)	前計画 【第一期】		現計画【第二期】 (計画期間：2020-2024)				次期 計画		
下松市健康増進計画 (健康くだまつ21)	現計画【第二次】 (計画期間：2017-2021)			次期 計画					

4 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

◆2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障害者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が提唱されるとともに、同年7月、厚生労働省内に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。

◆地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成29）年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され2018（平成30）年4月に施行されました。改正の概要は次の通りです。

①地域福祉推進の理念を規定（社会福祉法第4条）

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図られることを目指す旨を明記。

②地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。（社会福祉法第106条の3）

- ・住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実（社会福祉法第107条）

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。

◆2019（令和元）年12月26日「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめがなされ、地域住民の複雑化・複合化されたニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、次の3つの支援を内容とする新たな事業の創設をすべきとされました。

①断らない相談支援

本人・世帯の属性に関わらず受け止める断らない相談支援

②参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援及び居住支援などを提供することで社会との繋がりを回復する支援

③地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の3つの支援を一体的に進める新たな事業の創設と市町村における包括的な支援体制の整備のあり方が示されました。

◆2020（令和2）年6月、重層的支援体制整備事業を創設することを柱とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が、2021（令和3）年4月から施行されます。

5 計画策定の体制

（1）策定委員会による審議

本計画の策定にあたって、福祉関係者、地域組織代表や公募委員などで構成する「下松市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

令和2年 8月24日 第1回下松市地域福祉計画策定委員会
令和2年11月11日 第2回下松市地域福祉計画策定委員会
令和3年 1月22日 第3回下松市地域福祉計画策定委員会

（2）アンケート調査による市民意向の把握

市内在住の20歳以上の人の中から1,000人を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、地域福祉に関する考え方や意見を本計画に反映させられるように努めました。

調査期間 令和2年2月25日から令和2年3月13日

（3）協議体の協力による地域生活課題などの把握

米川地区及び久保地区の協議体の協力により、両地区の現状や課題などを意見としていただき、計画に反映するように努めました。

米川地区ささえあい隊 令和2年7月13日、令和2年8月5日
久保地区協議体 令和2年7月29日、令和2年8月19日

(4) パブリックコメントによる市民からの意見の募集

幅広く市民の意見を踏まえた計画とするため、本計画の案を本市ホームページや担当課の窓口などで公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、意見の把握に努めました。

実施期間 令和2年12月18日から令和3年1月8日

(5) 庁内関係部署による審議

関係部署において地域福祉に関する本市の現状・課題などの情報共有を図るとともに、分野別の計画との調整、本計画内容の検討を行いました。

6 計画の推進・点検

本計画を着実かつ効果的・効率的に推進していくため、関係部署による庁内会議において、計画の進捗状況の点検・分析などを行います。また、本計画を推進する上で課題などは、関係者の意見を聞きながら適切に対応することとします。

7 圏域の考え方について

「住民に身近な圏域」の捉え方は人それぞれであり、さまざまな範囲が考えられます。助け合いの活動を行う範囲として認識されている「自治会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「公民館区域」など、介護サービスの整備や介護基盤の整備を考慮するための「日常生活圏域」、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として、「市全域」を基本圏域として設定することが考えられます。

本計画は、関連する計画を踏まえ、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として、本市全域を基本圏域として施策を展開することとします。

第2章 地域社会を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

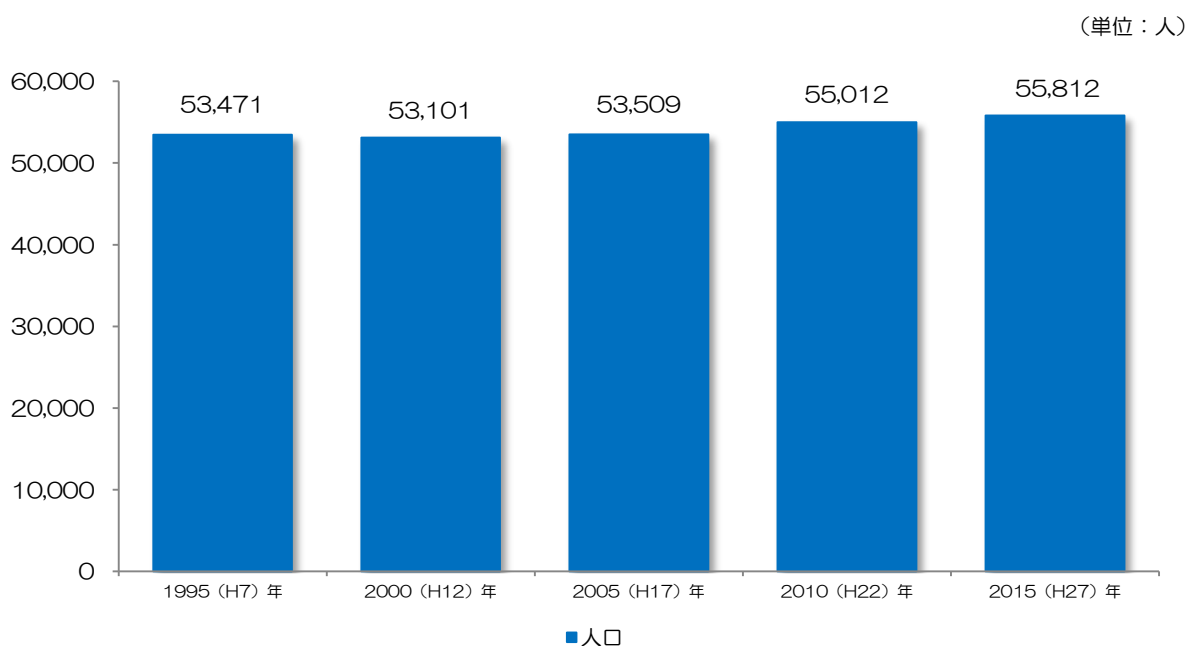
(1) 人口の推移（国勢調査）

本市の人口は微増傾向にあり、2015年国勢調査では55,812人となり、前回の2010年国勢調査に比べ、800人増加しました。15歳から64歳の生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあります。

■人口の推移

	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
年少人口（0歳～14歳）	8,452人 15.8%	7,567人 14.3%	7,416人 13.9%	7,859人 14.3%	7,855人 14.1%
生産年齢人口（15歳～64歳）	36,105人 67.5%	35,156人 66.2%	34,206人 63.9%	33,294人 60.5%	31,598人 56.6%
老年人口（65歳以上）	8,914人 16.7%	10,378人 19.5%	11,867人 22.2%	13,790人 25.1%	15,875人 28.4%
総人口	53,471人	53,101人	53,509人	55,012人	55,812人

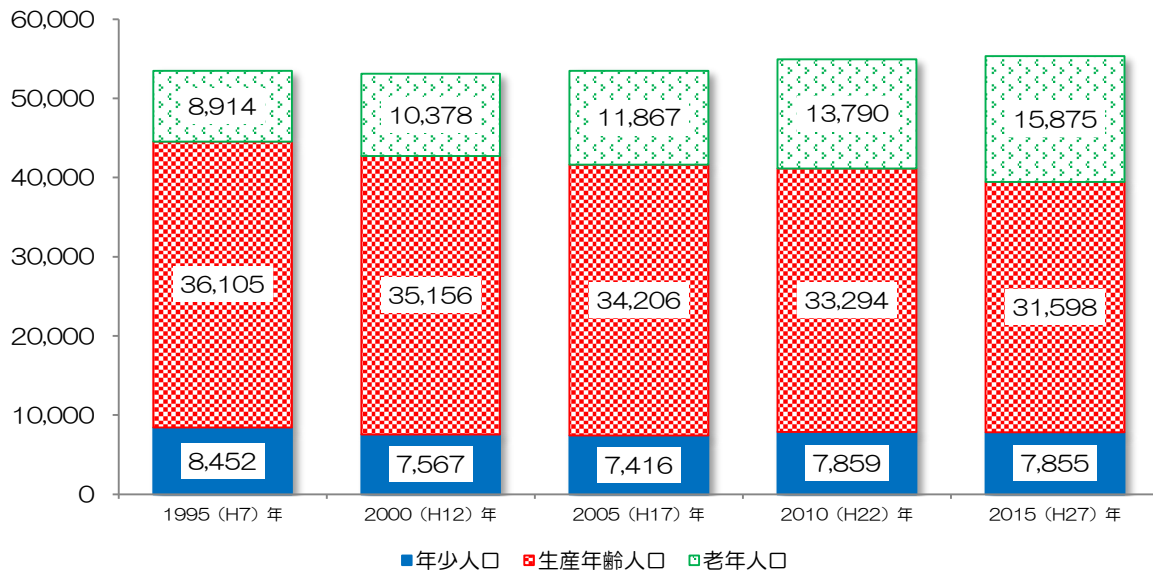
※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

■年齢3階層別人口の推移

(単位：人)



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

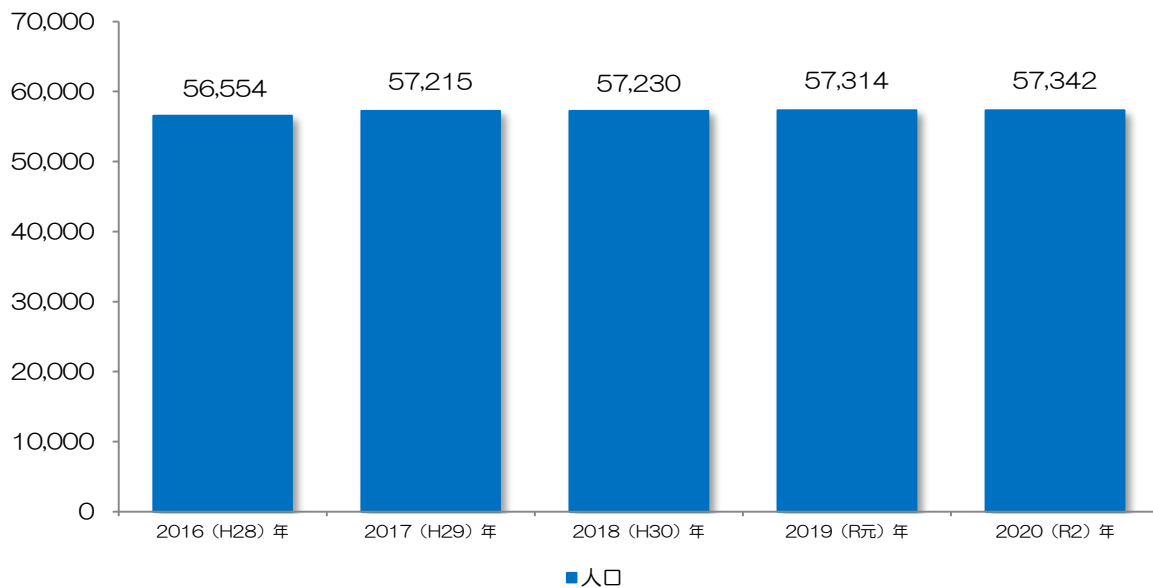
本市の人口は微増傾向が続いており、2020 (令和2) 年9月30日現在で人口は 57,342 人になりました。総人口に占める割合は、0歳～14歳の人口は14%前後、15歳～64歳の人口は57%前後、65歳以上の人口は29%前後で推移しています。

■人口の推移

	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
年少人口 (0歳～14歳)	7,931人 14.0%	8,006人 14.0%	7,977人 13.9%	7,993人 13.9%	7,978人 13.9%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	32,340人 57.2%	32,664人 57.1%	32,615人 57.0%	32,610人 56.9%	32,649人 56.9%
老年人口 (65歳以上)	16,283人 28.8%	16,545人 28.9%	16,638人 29.1%	16,711人 29.2%	16,715人 29.1%
総人口	56,554人	57,215人	57,230人	57,314人	57,342人

※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口、総人口に占める割合。

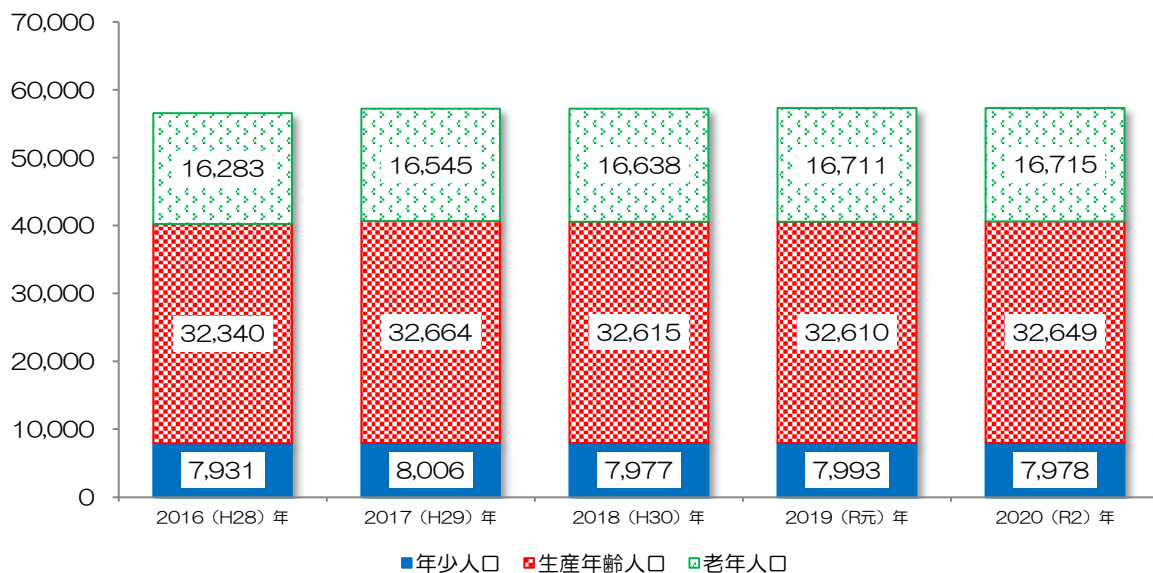
(単位：人)



※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口。

■年齢3階層別人口の推移

(単位：人)



※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口。

(3) 世帯の推移（国勢調査）

単独世帯、核家族世帯いずれの世帯も増加が続いています。

■ 世帯の推移

	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
世帯総数	20,101 世帯	21,127 世帯	22,653 世帯	23,757 世帯
うち単独世帯	4,309 世帯	5,041 世帯	6,285 世帯	7,357 世帯
うち核家族世帯	13,298 世帯	13,805 世帯	14,333 世帯	14,650 世帯

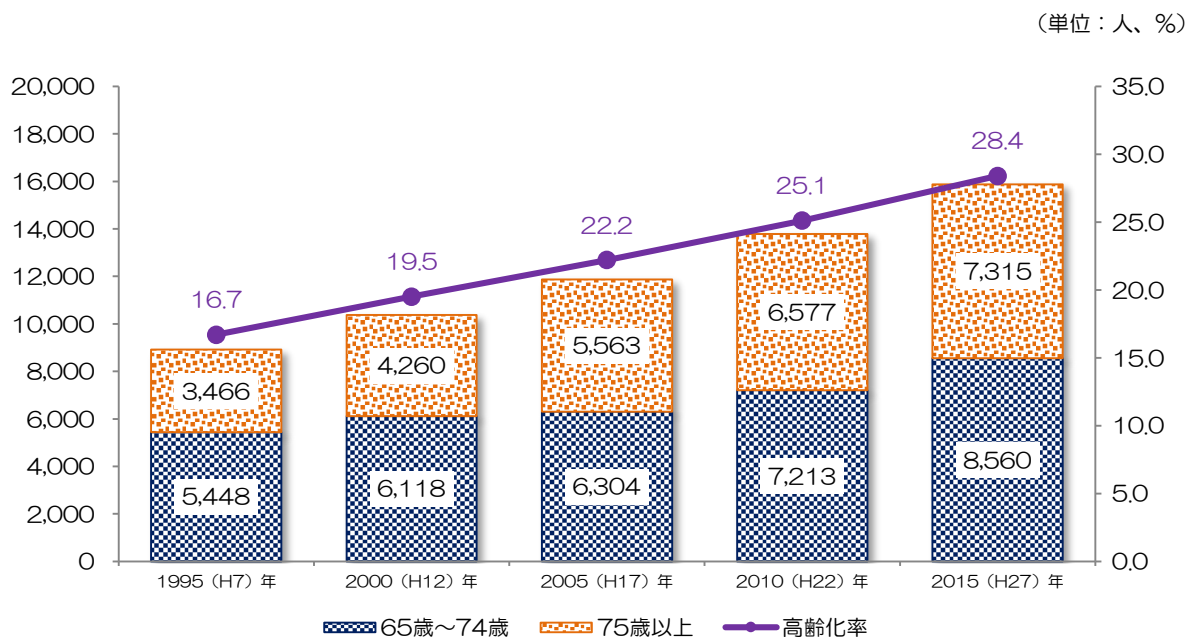
※総務省「国勢調査」より。

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口は増加を続けており、2015（平成 27）年に65歳以上の人は、15,875人、高齢化率は28.4%となりました。

■65歳～74歳と75歳以上の人口の推移



※総務省「国勢調査」より。

(2) 高齢者のいる世帯の推移

65歳以上の高齢単身者の高齢単身者世帯、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯の高齢夫婦世帯、いずれの世帯においても増加が続いています。

■高齢者のいる世帯の推移

	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
高齢単身者世帯	1,533 世帯	1,953 世帯	2,457 世帯	2,924 世帯
高齢夫婦世帯	2,282 世帯	2,730 世帯	3,109 世帯	3,611 世帯

※総務省「国勢調査」より。

※高齢単身者世帯は65歳以上の高齢単身者、高齢夫婦世帯は夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、2016（平成28）年に2,936人でしたが2020（令和2）年に3,060人に増加しました。

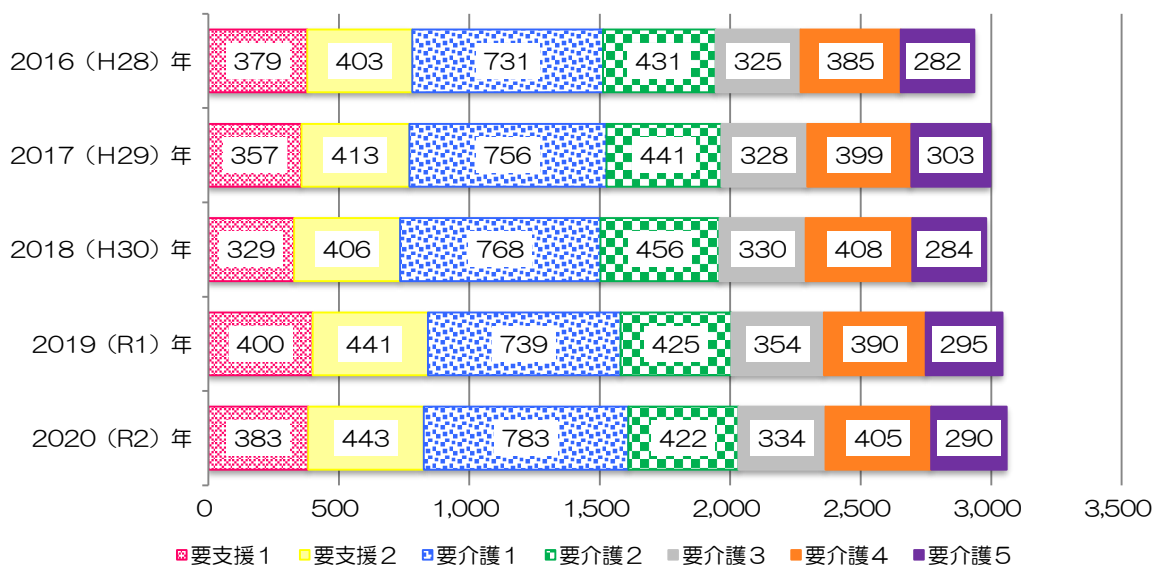
■要支援・要介護認定者数の推移

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2016（H28）年	379	403	731	431	325	385	282	2,936
2017（H29）年	357	413	756	441	328	399	303	2,997
2018（H30）年	329	406	768	456	330	408	284	2,981
2019（R1）年	400	441	739	425	354	390	295	3,044
2020（R2）年	383	443	783	422	334	405	290	3,060

※介護保険事業状況報告（3月分）より。

（単位：人）



※介護保険事業状況報告（3月分）より。

(4) 成年後見利用制度申立件数

	2015（H27）年度	2016（H28）年度	2017（H29）年度	2018（H30）年度	2019（R1）年度
市長申立件数	5件	3件	4件	3件	4件

3 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者

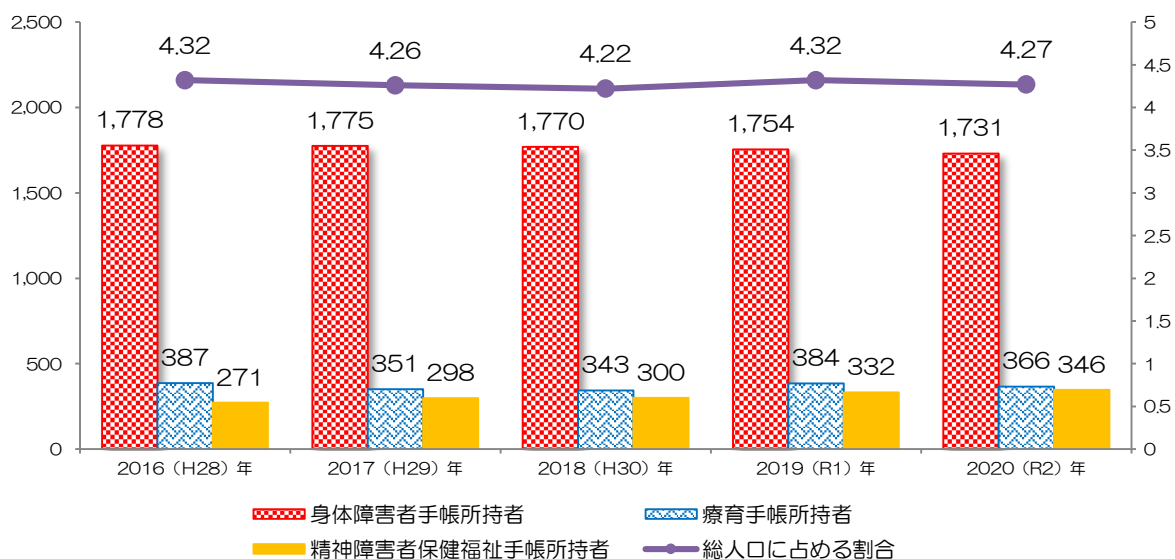
■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	障害者手帳	総人口に 占める割合
2016 (H28) 年	1,778	387	271	2,436	4.32
2017 (H29) 年	1,775	351	298	2,424	4.26
2018 (H30) 年	1,770	343	300	2,413	4.22
2019 (R1) 年	1,754	384	332	2,470	4.32
2020 (R2) 年	1,731	366	346	2,443	4.27

※各年3月31日現在。

(単位：人、%)



(2) 成年後見利用制度申立件数

	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度
市長申立件数	0件	1件	0件	0件	0件

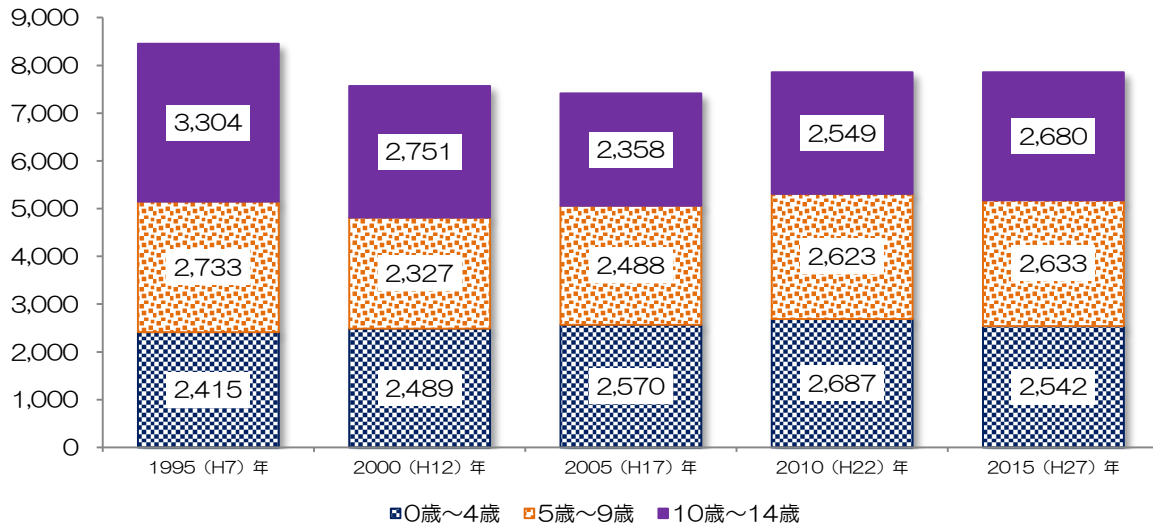
4 子どもの状況

(1) 子どもの状況

本市の2015(平成27)年の0～4歳人口は2,542人、5～9歳人口は2,633人、10～14歳人口は2,680人で、2010(平成22)年からほぼ横ばいで推移しています。

■ 14歳以下3区分別人口の推移

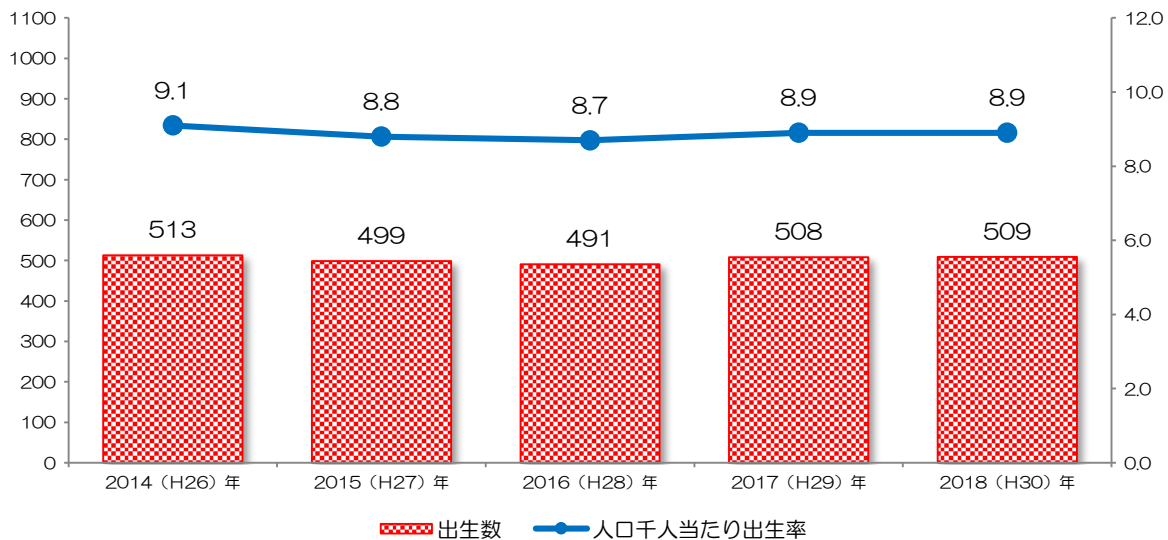
(単位：人)



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

■ 出生数などの推移

(単位：人、%)

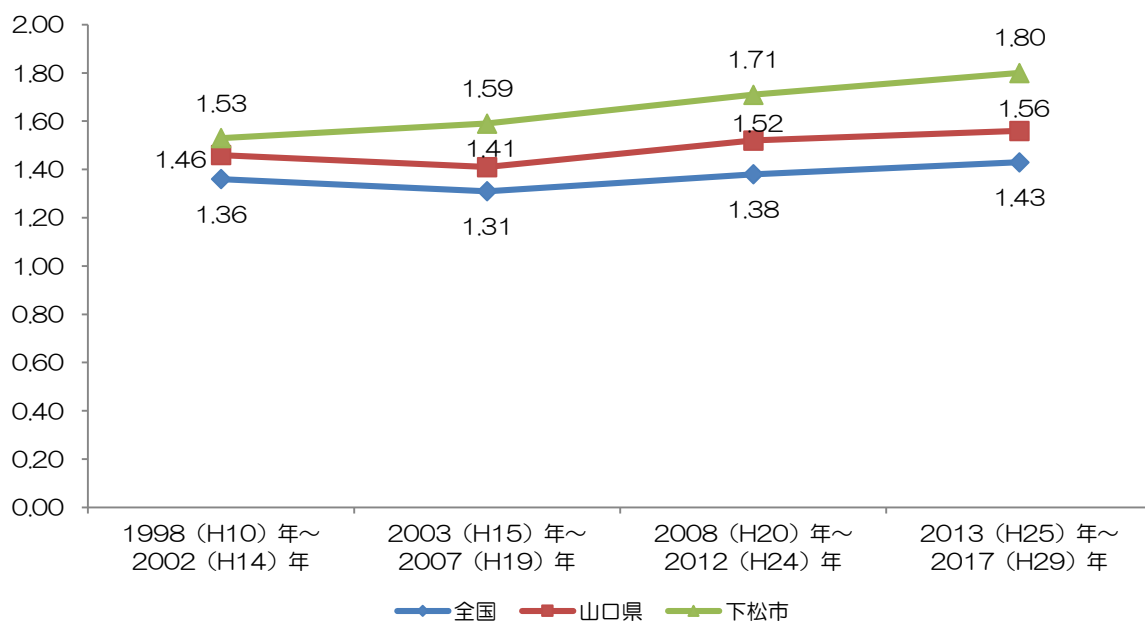


※第2期下松市子ども・子育て支援事業計画より。

(2) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

全国及び山口県の合計特殊出生率（1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標）は、微増傾向にあります。本市の合計特殊出生率は、全国及び山口県に比べると、相対的に比較的良好な水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



※厚生労働省 人口動態保健所市区町村別統計。

※ベイズ推定値とは、市区町村等の標準化死亡比や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えうる、より安定性の高い指標を求めめるため、ベイズ統計学の手法を用いることにより、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた数値です。

(3) 厚生労働省人口動態統計（確定数）における全国の出生数などの推移

2018（平成30）年、2019（令和元）年の厚生労働省人口動態統計（確定数）では、全国の出生数、合計特殊出生率は、減少、低下しています。

	2017（平成29）年	2018（平成30）年	2019（令和元）年
出生	946,146人	918,400人	865,239人
合計特殊出生率	1.43	1.42	1.36

5 生活保護の状況

(1) 生活保護被保護世帯数及び保護率の推移

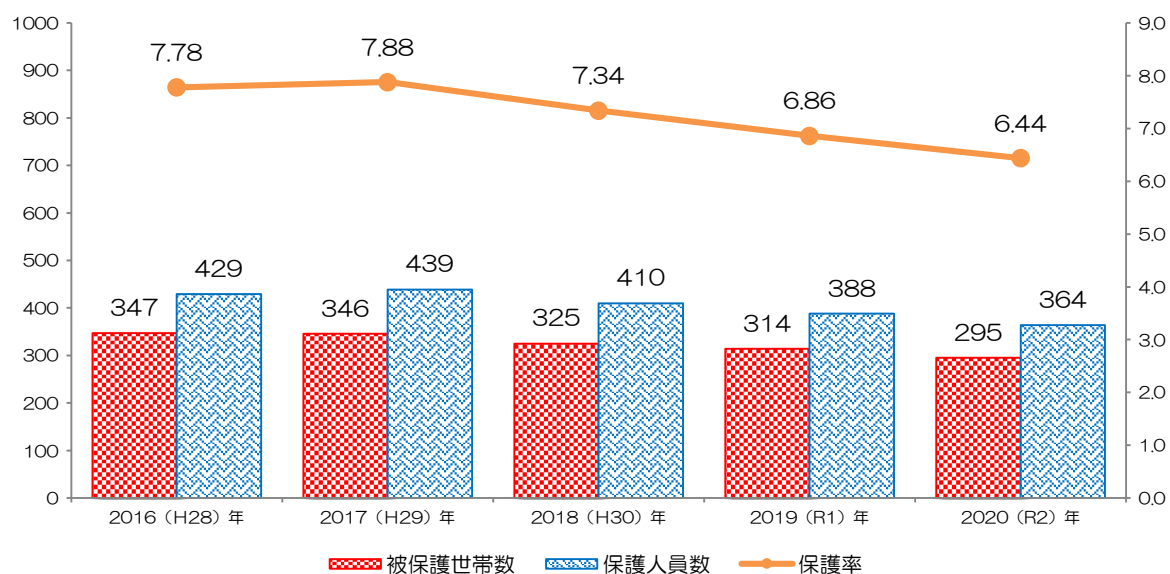
■生活保護被保護世帯数及び保護率の推移

(単位：世帯、人、‰)

	被保護世帯数	保護人員数	保護率
2016 (H28) 年	347	429	7.78
2017 (H29) 年	346	439	7.88
2018 (H30) 年	325	410	7.34
2019 (R1) 年	314	388	6.86
2020 (R2) 年	295	364	6.44

※福祉行政報告例より（各年3月31日現在）。

(単位：世帯、人、‰)



6 人口の推計

(1) 人口の推計

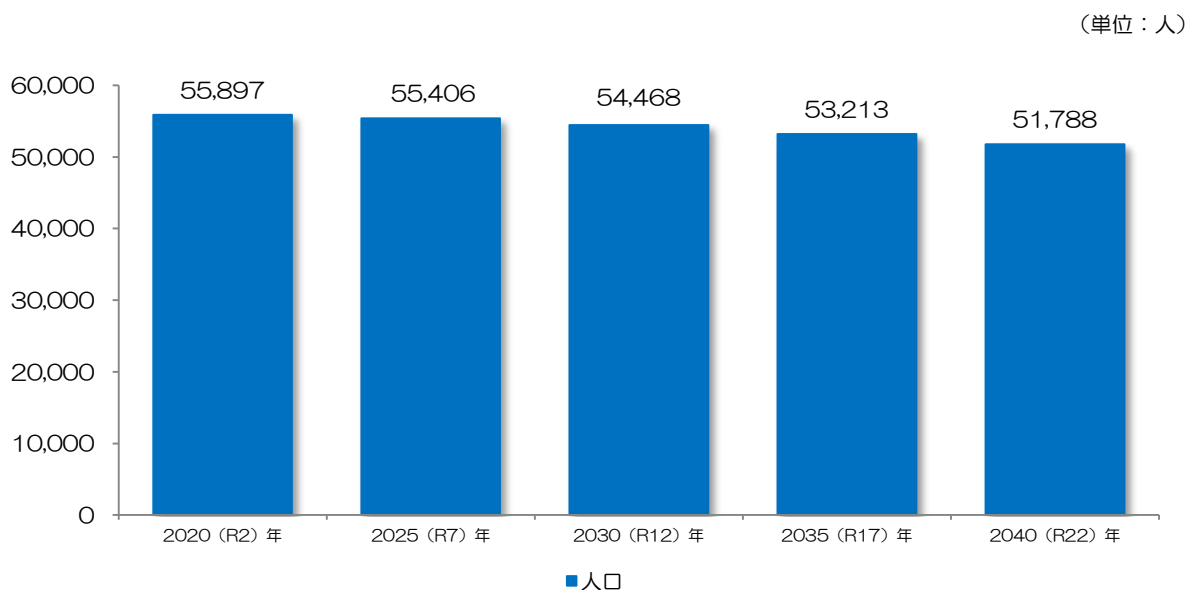
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」によると、2020(令和2)年以降の年齢3階層別人口は、次のように推計されています。

年少人口(0歳~14歳)は減少を続けます。生産年齢人口(15歳~64歳)は2025(令和7)年を境に減少に転じます。老年人口(65歳以上)は減少を続けますが、2035(令和17)年を境に増加に転じ、2040(令和22)年にかけて770人増加すると予測されています。

■人口の推計

	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2030年 (R12年)	2035年 (R17年)	2040年 (R22年)
年少人口(0歳~14歳)	7,694人 13.8%	7,298人 13.2%	6,953人 12.8%	6,609人 12.4%	6,397人 12.4%
生産年齢人口(15歳~64歳)	31,439人 56.2%	31,485人 56.8%	31,392人 57.6%	30,630人 57.6%	28,647人 55.3%
老年人口(65歳以上)	16,764人 30.0%	16,623人 30.0%	16,123人 29.6%	15,974人 30.0%	16,744人 32.3%
総人口	55,897人	55,406人	54,468人	53,213人	51,788人

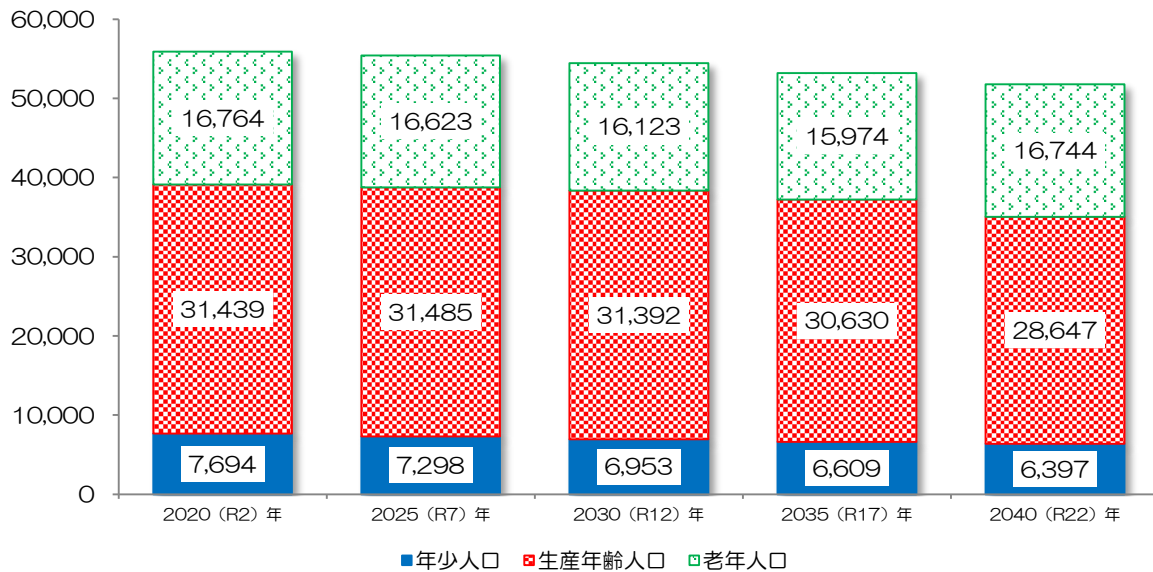
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より。

■年齢3階層別人口の推移

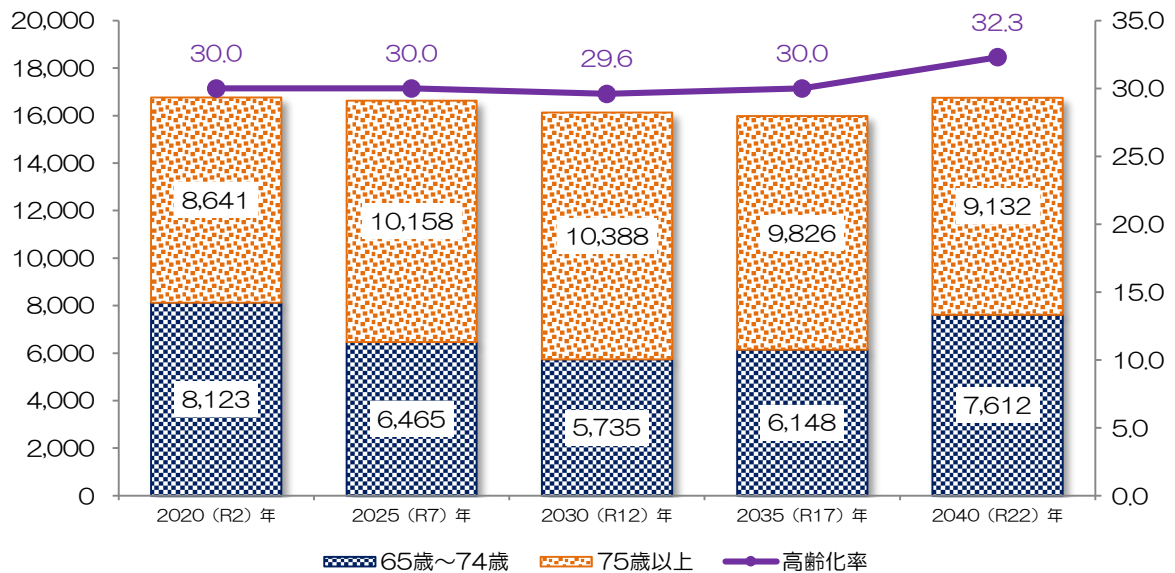
(単位：人)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より。

■65歳～74歳と75歳以上の人口の推移

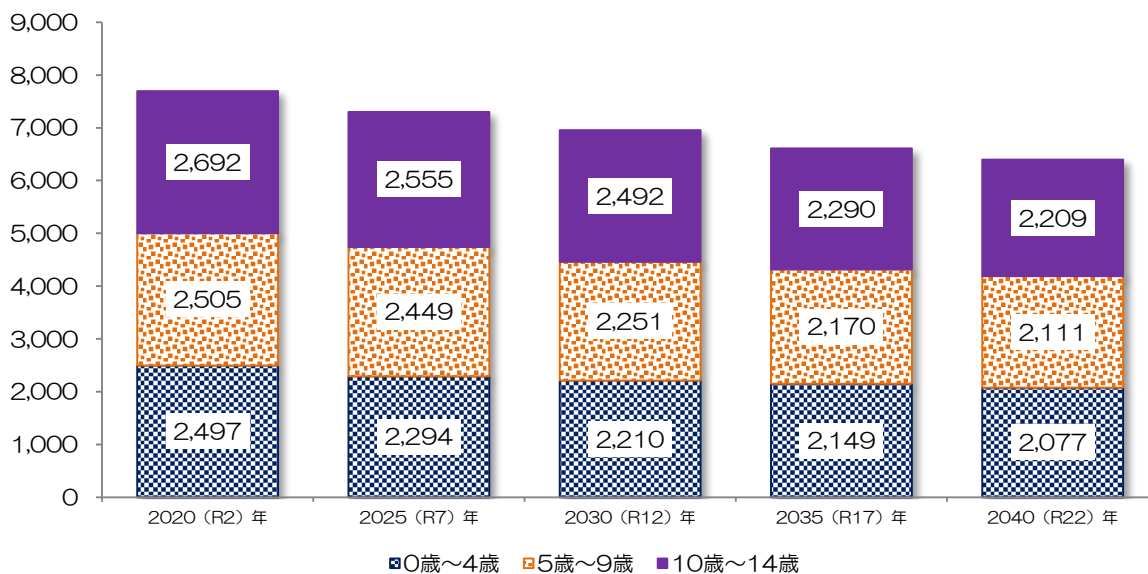
(単位：人、%)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より。

■ 14歳以下3区分別人口の推移

(単位：人)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より。

第3章 「第三次ふくしプランくだまつ」の評価

1 「第三次ふくしプランくだまつ」の評価

「第三次ふくしプランくだまつ」の基本理念である「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向けて設定した目標指標に対する現況値は、次の通りです。

◆基本目標1 住民が相互に支え合う福祉意識の醸成

	第三次ふくしプランくだまつ				現況値 (R3.1.31時点)
	現況値		目標値		
自治会活動助成（事業分）申請件数	H26年度	37件	R2年度	40件	43件
見守り協定を締結している事業所数	H26年度	14事業所	R2年度	30事業所	39事業所
認知症サポーターの人数	H26年度	2,456人	R2年度	5,000人	5,456人
地域活動への参加状況 (地域福祉計画・市民アンケート)	H27年度	84.3%	R2年度	90.0%	81.1%
「子育てがしやすいまち」と感じる市民の割合 (地域福祉計画・市民アンケート)	H27年度	17.6%	R2年度	25.0%	18.6%

◆基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の強化

	第三次ふくしプランくだまつ				現況値 (R3.1.31時点)
	現況値		目標値		
ボランティア団体登録数	H26年度	25団体	R2年度	27団体	24団体
介護支援ボランティアポイント登録人数	H27年度	—	R2年度	200人	158人 (R3.1.1時点)
スポーツボランティアバンク登録人数	H26年度	—	R2年度	200人	3団体 18人

◆基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の強化

	第三次ふくしプランくだまつ				現況値 (R3.1.31 時点)
	現況値		目標値		
市民活動団体の登録数	H27.3.31	13 団体	R2 年度	15 団体	13 団体
市民活動室の使用登録団体数	H27 年度	17 団体	R2 年度	25 団体	13 団体

◆基盤整備 地域福祉サービスの基盤整備

	第三次ふくしプランくだまつ				現況値 (R3.1.31 時点)
	現況値		目標値		
市ホームページの 月間閲覧件数	H26 年度	35,793 件	R2 年度	40,000 件	42,376 件
地域福祉権利擁護の利用者数	H26 年度	20 人	R2 年度	25 人	23 人
生活困窮者相談件数	H27.12	92 件	R2 年度	140 件	321 件
福祉タクシー利用枚数	H26 年度	17,905 枚	R2 年度	19,700 枚	14,664 枚
点字ブロックの整備延長	H26 年度	10,580m	R2 年度	12,250m	12,250m

第4章 地域福祉を推進するための基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」の基本理念のもと、誰もが住み慣れた地域で、安全で安心して暮らし続けられるよう、地域でのふれあい、支え合いのもと、しあわせに暮らすことができる地域社会づくりに取り組んでいます。

社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会といわれる地域社会のあり方が重要になっています。地域共生社会を実現するためには、住民相互の関係の希薄化などにより増えている複雑化・複合化した地域生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域住民や地域の多様な主体が今まで以上に連携・協働して解決に向け努力することが必要です。

本計画では、これまでの地域福祉計画の基本理念を引き継ぎ、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、子どもを含む全ての市民が、それぞれの役割を持ち地域づくりなどに参画し、共に支え合い、暮らすことができるまちの実現を目指します。

◆基本理念

ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現

2 計画の基本目標

基本理念である「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」を目指し、次の4つの項目を基本目標として本計画を推進します。地域におけるさまざまな課題の解決に向け、地域住民一人一人、地域全体及び行政の三者それぞれが取り組む目標を示し、地域に関わる全ての人や団体などが協働し、基本目標の達成に向け取組を進めます。新型コロナウイルス感染症の流行を見極め、新しい生活様式に沿った運営を念頭におきつつ、感染予防対策を講じながら、本計画に基づいた施策や取組を進めます。

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

災害が発生したときなど、いざというときに頼りになるのは、自治会を中心とした地域住民の繋がりや地域の力です。しかし、自分が住んでいる地域に関心を示さない人が増えるとともに自治会に加入しない世帯や子ども会に加入しない人が増え、地域における交流が減り、地域が抱える課題を解決することが難しくなっています。アンケート調査では、近所付き合いの必要性を感じている人は多いですが、2015（平成27）年調査時に比べ、「特に困ることはないから」という

理由で、近所付き合いが必要と思わない人の割合や地域活動に参加したことはないと回答した人の割合が高くなるなど、地域の繋がりが薄れていることが推測されます。地域への所属意識を高め、地域が抱える課題を「我が事」として感じ、課題解決を図る当事者意識を高めることが必要です。また、高齢者や障害者などへの理解を深め、思いやりの心を育み、世代を問わず地域住民などの繋がりを築き、支え合いながら暮らしていく意識を醸成することが重要です。

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などに伴い、支援を必要とする人が更に増えていくと考えられています。一方で、地域福祉を担う人の固定化や高齢化などにより、新たに地域福祉を担う人の人材不足が懸念されています。また、地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が難しいケースの増加が予想されています。各種活動に参加しやすい環境を整え活動の参加者を増やすことで、地域福祉を担う人材の発掘・育成を進め、また、団体の柔軟な活動を支援するなど、地域生活課題の解決に向けた環境を整備することが重要です。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

後期高齢者の増加に伴う介護を必要とする人の増加、高齢者の加齢に伴う認知症高齢者の増加、晩婚化や高齢出産により、同時に介護と育児に直面する世帯の増加などが予想され、住民が抱える不安や地域生活課題が複雑化・複合化し、日常的な見守りや支援を必要とする世帯が更に増えていくと考えられています。地域生活課題を抱えている人に必要な支援を届けるためには、既存の相談・支援体制の充実を図るとともに、地域生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、誰もが気軽に生活上の不安や地域の生活課題などを相談し、必要な支援を包括的・重層的に届けられる体制の構築について検討していく必要があります。

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

災害などで避難するときに手助けを必要とする人の早期避難に繋げるため、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成し、避難を支援する団体などと情報を共有しています。また、一般の避難所で生活することが難しいと判断された人が利用する福祉避難所の整備など、避難の際に援助を必要とする人に対する支え合いの取組を推進します。

3 計画の施策体系

【基本理念】 ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

- | | |
|------|---|
| 基本施策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 支え合い意識の醸成 2 バリアフリーの理解促進 3 支え合いの地域活動の推進 4 地域福祉の拠点整備 |
|------|---|

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援

- | | |
|------|--|
| 基本施策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動を推進する人材の育成 2 ボランティア活動への参加促進 3 地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援 4 福祉に携わる人材の確保 |
|------|--|

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の構築

- | | |
|------|--|
| 基本施策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり（重点施策） 2 見守り活動の充実 3 認知症施策の総合的な推進 4 医療機関等と連携した事業の充実 5 介護保険制度の運営充実 6 障害福祉サービス等の充実・確保 7 子育て支援の充実 |
|------|--|

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

- | | |
|------|--|
| 基本施策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進 2 介護予防の推進・充実 3 社会参加の促進と生きがいづくり 4 生活のニーズに応じたサービスの提供 |
|------|--|

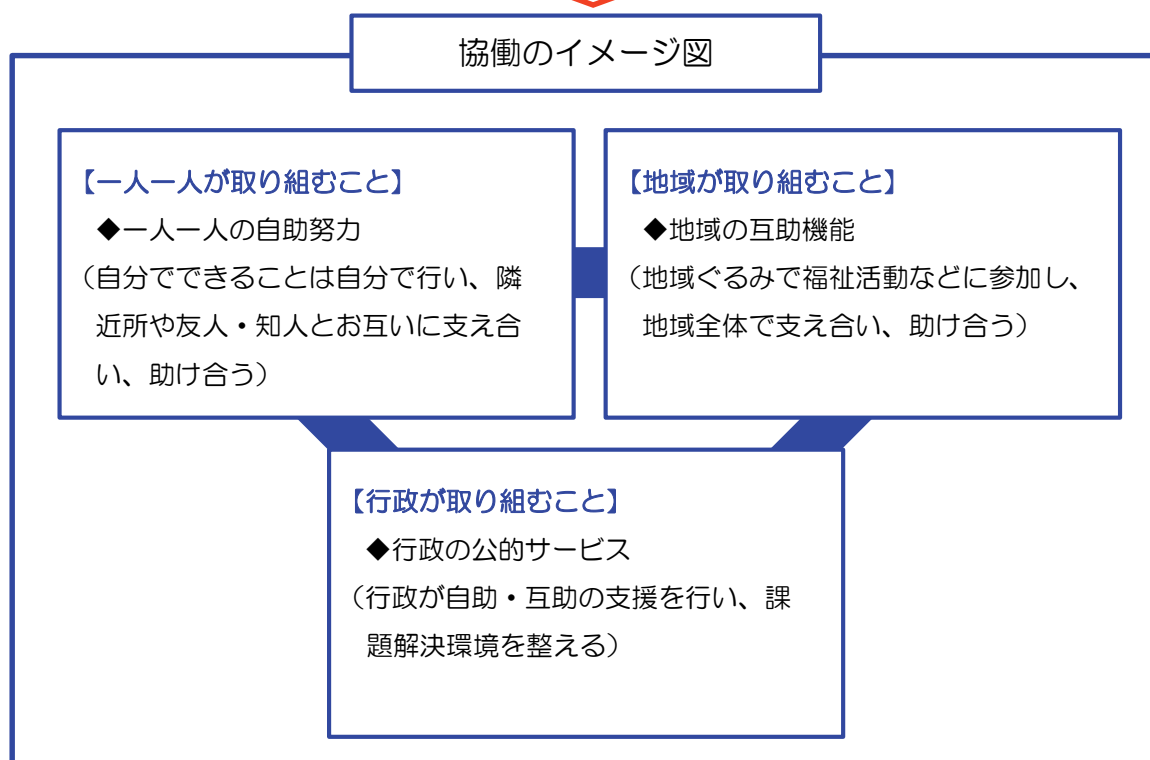
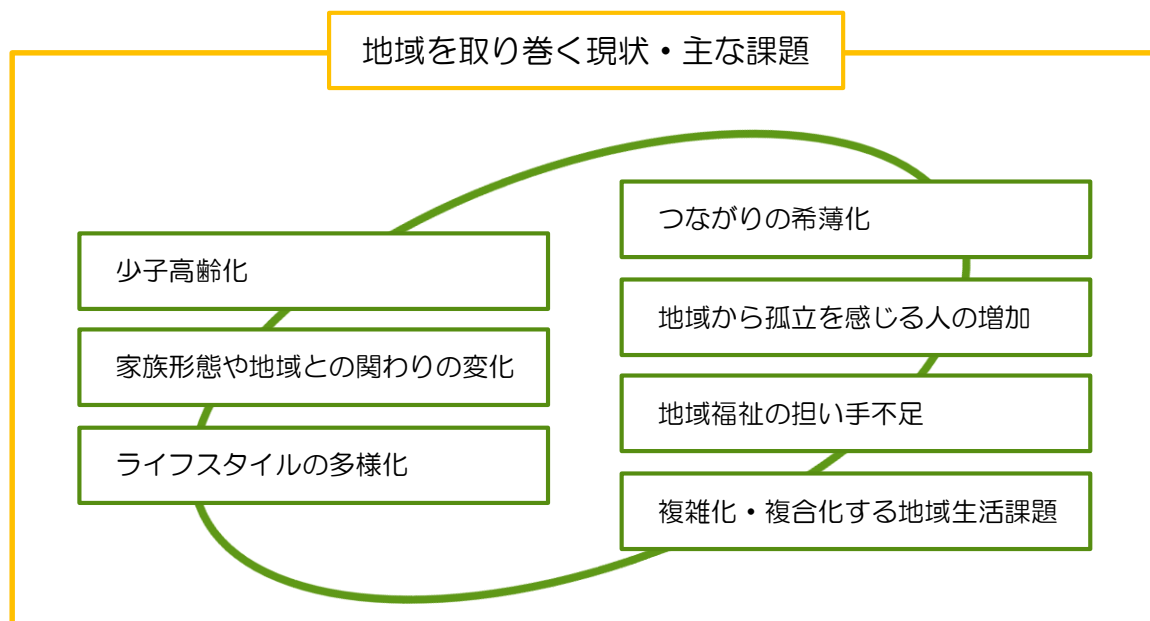
基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

- | | |
|------|---|
| 基本施策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者避難支援体制づくり（重点施策） 2 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進（重点施策） |
|------|---|

第5章 施策の展開

1 施策の展開

本計画では、地域におけるさまざまな課題の解決に向け、地域住民一人一人、地域全体及び行政の三者それぞれが取り組む目標を示し、地域に関わる全ての人や団体などが協働し、基本目標の達成に向け取り組みます。



基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

基本施策 1 支え合い意識の醸成

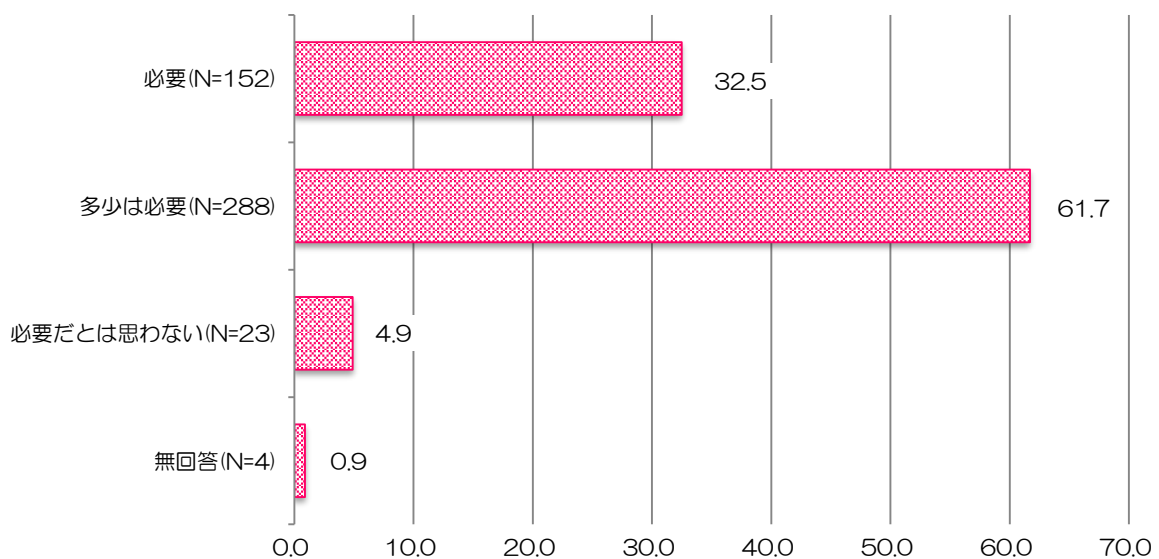
◆◆ 現状と課題 ◆◆

単身世帯の増加、地域で相互に支え合う意識や人との繋がりの希薄化に伴う社会的孤立などの問題が生じています。アンケート調査によると、長く既存の地域に暮らしている人と新たにその地域で暮らし始めた人との繋がりは薄く、考え方の違いによるトラブルが生じています。また、自治会に加入しない世帯や子ども会に加入しない人が増え、子ども同士の交流も減っている中、子育てへの負担感や孤立感が増し、保護者の心の余裕がなくなっています。子どもたちが幅広い世代の人とふれあう機会も少なくなっており、地域全体で子どもたちを育てることが難しくなっています。

自治会活動、子どもたちの見守り活動、コミュニティ・スクールなどを通じ、各団体が高齢者の知識や経験を子どもたちに伝える場を設けることなどにより、世代間の交流を深め、子どもが親だけでなく地域の人に育まれる地域づくりに取り組む意識を持つことが重要です。

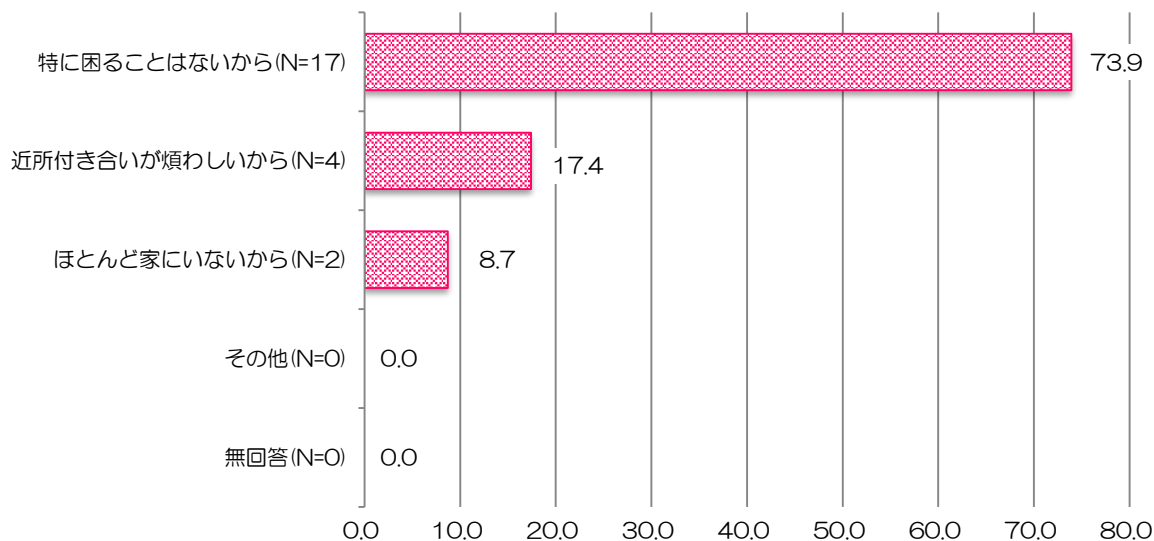
【近所付き合いの必要性】

（回答数：N=467、単位：％）



★必要と思わない理由

（回答数：N=23、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、お互いに支え合える関係を築き、繋がりを持ちながら生活することができるよう、支え合い意識の啓発、理解促進を図るとともに、福祉活動への主体的な参加、活動意識の高揚を図ります。

（1）コミュニケーションの促進

地域の人々が共に支え合い暮らす地域共生社会の実現に向け、住民の理解を深めるとともに、世代間の交流を図り住民の繋がりを深める取組を推進します。

（2）福祉の芽を育み広げる取組の充実

学校における福祉学習や地域のさまざまなボランティア活動、各種情報の提供・共有など、福祉の芽を育み広げる取組を推進します。

（3）子育て意識の啓発

子どもは社会の希望であり、子育ては次代の社会を築く重要な営みであり、家庭だけでなく、社会全体が子どもと子育てについて理解を深める取組を推進します。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★積極的にあいさつや声掛けを行い、コミュニケーションを大切にしましょう。

★子育てをしている人は、地域の中の子育ての先輩にアドバイスを求めてみましょう。

【地域が取り組むこと】

★日頃から気軽に話ができる場や交流ができる場をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

★地域の繋がり的重要性について理解を広め、自治会活動などの地域行事の活性化が図られるよう支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 地域福祉に対する理解促進

- さまざまな機会を通じて地域福祉の意味や必要性を周知し、地域全体で地域福祉を推進する意識の醸成や理解促進を図ります。

2 「あいサポート運動」の普及・啓発

- 障害者が困っていること、必要な配慮などを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる「あいサポート運動」の普及・啓発を図ります。

3 ヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発

- 障害などを抱えた人が外出先などで困ったときに、周囲の人に手助けを求めるヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発に努めます。

4 子育て支援アプリなどを活用した子育て意識の啓発

- 子育て支援アプリ「ママパパ」や市広報「潮騒」などによる子育て支援情報の提供、充実などに努め、子育て意識の啓発を図ります。

基本施策2 バリアフリーの理解促進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

社会の中にあるさまざまな障壁を取り除き、高齢者や障害者だけでなく全ての人が気軽に外出できるよう、バリアフリーに関する情報提供や環境整備を推進していく必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

民間施設なども含め、高齢者や障害者だけでなく全ての人が移動、利用しやすい環境づくりに向けた事業の啓発、事業の促進を図ります。

（1）バリアフリーの理解促進

高齢者や障害者などの配慮が必要な人に対する社会参加の促進、移動、利用しやすい環境づくりに向け、バリアフリー思想の普及・啓発に努め、バリアフリーへの幅広い理解を促進するとともに、安全で快適な暮らしを実現するため、バリアフリー化の促進を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知

- 高齢者や障害者、妊産婦などで歩行や乗降が困難な人が、事前に山口県から交付を受けた利用証を掲示し、施設が確保した「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用できる「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を図ります。

基本施策3 支え合いの地域活動の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

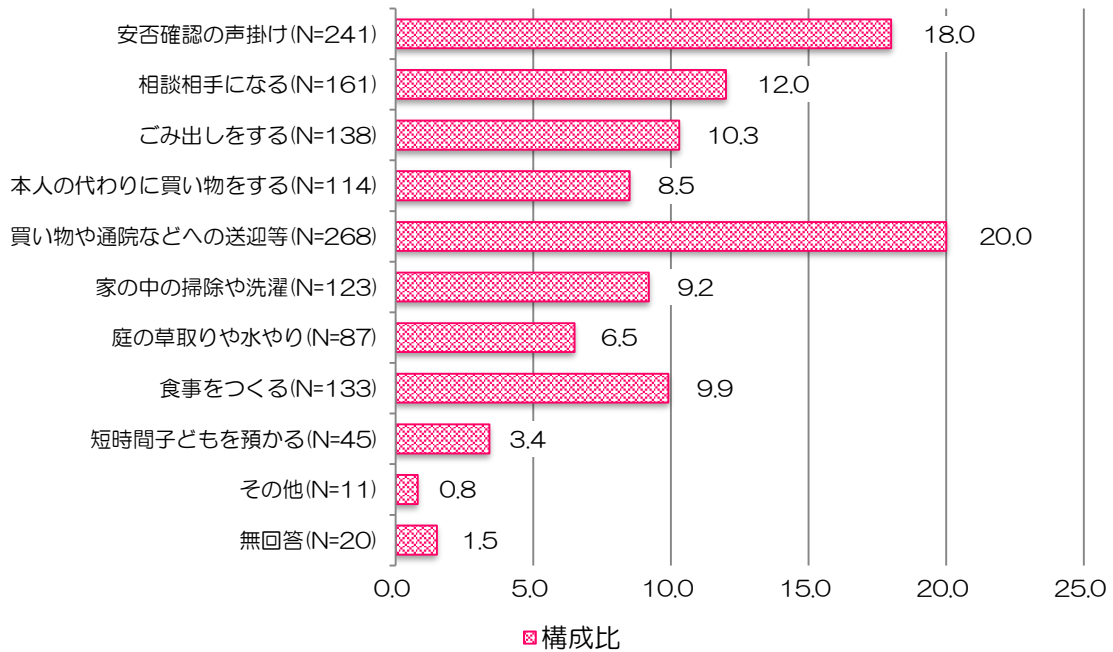
アンケート調査によると、地域で共同活動を行い、良好な地域社会の形成、維持をする自治会の加入状況は、年齢が下がるほど低くなっています。自治会活動への参加状況は減少傾向にありますが、自治会活動を通じて地域の活動をしていると感じている人は多くなっています。加入者が少なく活動が難しくなっている自治会の中には、加入者が多い自治会の協力を求めている自治会もあります。

「日常生活を送ることが難しくなったときの必要な手助け」として「買い物や通院などへの送迎等」「安否確認の声掛け」と回答した人の割合が高く、一方、「近所の人を手助けを必要としているときにできる手助け」は「安否確認の声掛け」「相談相手になる」と回答した人の割合が高くなりました。多くの人が手助けを必要と感じている「買い物や通院などへの送迎等」は、手助けができると回答した人の割合は低くなっていますが、「安否確認の声掛け」は、手助けができると回答した人の割合が高くなっています。

「住民同士の支え合いがあるまち」という評価に対し「どちらかと言えばそう思わない」と回答した割合が増えています。世代間の交流を深め、日常生活を送る中で、お互いに支え合いながら生活していくことが求められています。

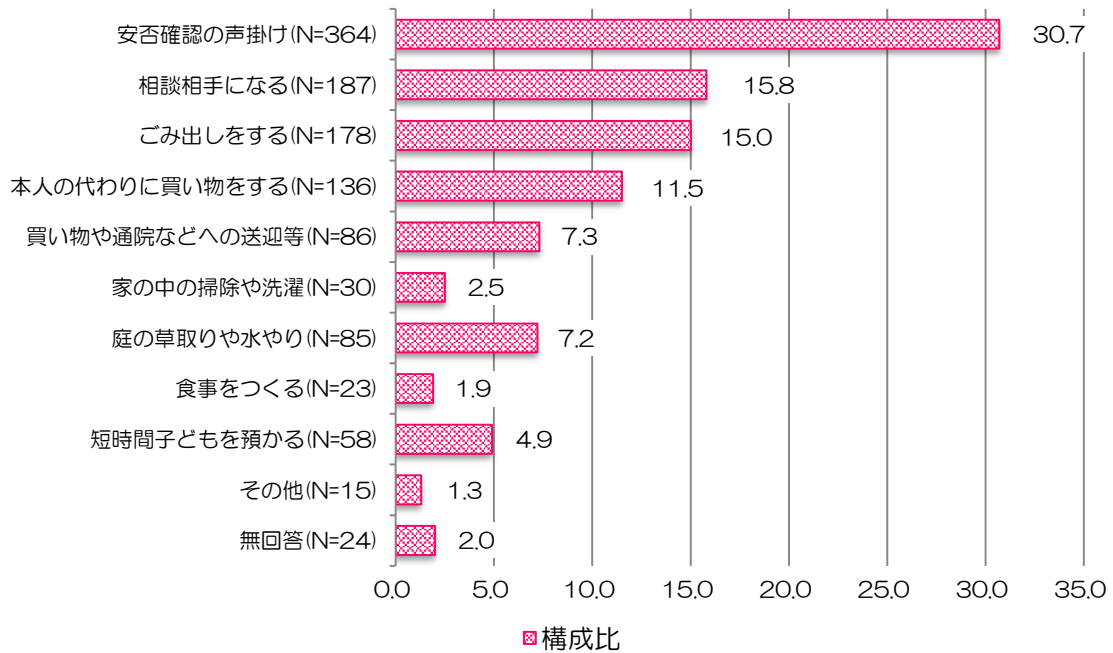
【日常生活を送ることが難しくなったときの必要な手助け】

（回答数：N=1,341、単位：%）



【近所の方が手助けを必要としているときにできる手助け】

（回答数：N=1,186、単位：%）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

従来の体制では対応が困難な地域生活課題が生じており、住民一人一人が自らの課題として捉え「支える側」「支えられる側」という関係を超え、さまざまな地域資源を活用しながら主体的に活動する取組を推進します。

（１）あらゆる分野に対応し地域を支える仕組みの構築

地域福祉活動が活発に実施されるように環境を整えるとともに、世代を超えた交流や地域の交流促進を図ります。従来の体制では対応が困難な地域生活課題も多くなっており、住民が自らあらゆる分野における地域の課題を収集し対応を話し合う場を設けるなど、あらゆる分野に対応し地域を支える仕組みの構築を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

- ★地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動に積極的に参加しましょう。
- ★何か困っていることを抱えた人に早目に気づけるよう、日頃から声を掛け合しましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★「第二層協議体」などを活用して、支援が必要な人、支援をする人の情報を地域で共有し、地域でできることを考える場をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★思いやりや助け合いの心を持ち、地域で助け合う意識の醸成を図るとともに、幅広い世代のニーズや対象に合わせて、研修や講座、体験事業を行います。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 民生委員・児童委員の活動支援

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

2 生活支援体制整備事業の推進

- 生活支援コーディネーターを中心に、市内全9地区に設置している「第二層協議体」において、各地域のニーズや課題の把握・共有を行い、地域団体と連携を図り、地域の人々の助け合い・支え合い活動の創出を進めます。

3 ふれあいサロンや育児サークルの設置促進

- 未就園児と保護者が気軽に集い、交流や子育てに関する話し合いのできる場づくりとして、地域住民を主体としたふれあいサロンや育児サークルの設置促進を検討します。

基本施策4 地域福祉の拠点整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

近年、地域生活課題は複雑化・複合化が進み、一分野の制度や個別分野の相談業務では課題を解決することが難しくなっています。旧来からある地縁や血縁による繋がりも希薄となっているため、住民同士の繋がりが作られる場を設けていく必要があり、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場の充実を図るとともに、住民の自主活動などの拠点となる場の整備が求められています。

全ての住民が健康で生き生きと生活できる地域社会づくりを目指し、子どもから高齢者まであらゆる年代の人が共に集い、健康づくりや生きがい活動を通じて交流できる拠点施設として「下松市地域交流センター」が設置されています。また、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的として「老人集会所」が、老人の豊かな経験と能力を生かし、自ら物をつくるよろこびを得ることにより生きがいを高め、老人福祉の向上を図ることを目的として「老人作業所」が設置されています。「下松市地域交流センター」は建築から20年以上を経過し、多くの老人集会所や老人作業所は建築から40年以上を経過し、施設の老朽化が問題となっています。そのため、計画的な施設整備や適正な維持管理が必要です。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などを行う「地域子育て支援センター」は、地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、事業の機能強化と相談体制の構築が必要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

従来からある施設の機能を生かしつつ、誰もが気軽に立ち寄り相談ができる場や住民同士の交流を促進する場として、施設の適正な維持管理に努めるとともに施設の利用促進を図ります。

（1）福祉拠点施設の利用促進

福祉の拠点となる施設の適正な維持管理に努め、誰もが利用しやすい環境づくりを進め、施設の利用促進を図ります。

（2）子育てを支援する環境整備

子育て家庭に対する相談や指導、情報提供などの充実に努め、地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、「地域子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」との連携、体制づくりを図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 下松市地域交流センター管理運営

- 乳幼児から高齢者、障害者、周辺に所在する医療施設、障害者施設、老人福祉施設の利用者など、あらゆる人のふれあいや交流を促進するため、また、災害時には、福祉避難所または遺体安置所として利用するため、施設の維持管理や保守点検などに万全を期すとともに、利用者が快適に施設を利用できるよう努めます。

2 下松市老人集会所・老人作業所管理運営

- 多くの老人集会所や老人作業所は築 40 年以上を経過しており、施設の老朽化が著しいため、計画的な施設整備や維持管理に努めます。

3 子ども家庭総合支援拠点の機能強化

- 子育て支援に加え、妊娠・出産などの母子保健相談にも対応できるよう、「地域子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」との連携を強化するとともに、子どもとその家庭などからの相談に応じるため、子ども家庭総合支援拠点の機能強化に努めます。

■基本目標1 成果指標

	現 況 値	目 標 2025（令和7）年
地域活動への参加状況 （地域福祉計画・市民アンケート）	81.1% （令和2年）	90.0%
ヘルプマークの延べ交付者数	43人 （令和3年1月31日時点）	150人
「子育てがしやすいまち」と感じる 市民の割合（地域福祉計画・市民アンケート）	18.6% （令和2年）	25.0%
民生委員・児童委員、 主任児童委員の充足率	98.3% （令和元年改選時）	100.0% （令和4年改選時）

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援

基本施策1 地域福祉活動を推進する人材の育成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

地域福祉の担い手となる人材の固定化、高齢化が進む中、中心となる人材の育成が求められています。仕事をしている人は、地域活動の役職を引き受けることが難しく、市内の子ども会も減少傾向にあり、若い人が地域で活動する機会も減少傾向にあります。多くの人が地域福祉活動に参加するよう、意識を高めていくことが重要です。

地域の意見交換会では、「個人の趣味の多様化が進み、定年退職後、さまざまな活動をする団体に加入するのではなく、自分の趣味に合う活動をする団体などに加入する人が増えている」、「地域への恩返しをしたいとの思いから、定年退職後に地域で活動を始めようとする人も、企業などで働く人の定年の延長に伴い、一定程度の年を重ねてしまい、活動することが難しい」などの意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

高齢、障害、子どもなど、福祉の各分野における人材養成事業などの充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域福祉活動を推進する人材の育成に努めます。

（1）次世代の地域福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手の固定化、高齢化が問題となっています。地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や地域の中心的な存在になり得る次世代の担い手の育成を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★自分が住んでいる地域をどのような地域にしたいのか考え、やりたいことが見つければ、最初の一步踏み出してみましよう。

【地域が取り組むこと】

★「第二層協議体」などを活用して、地域福祉の担い手となる人の掘り起こしに努め、地域で支えながらその人を育てましよう。

【行政が取り組むこと】

★幼児から高齢者までの幅広い市民の地域福祉に関する意識を高め、地域福祉の

推進役である民生委員・児童委員、福祉員活動の一層の支援・充実を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 福祉専門職の育成

- 複数の生活課題を抱える世帯や社会的孤立状態に陥っている世帯などを一体的に支援できる福祉専門職の育成と組織づくりを目指します。

2 手話奉仕員養成事業

- 「下松市手話奉仕員養成協会」に事業を委託し、手話奉仕員の養成に努めています。

3 点訳・音訳奉仕員養成事業

- 「下松点訳・音訳友の会」に事業を委託し、点訳・音訳に必要な技術などを習得した奉仕員の養成に努めています。

4 ゲートキーパーの養成

- 自殺は複合的な課題を抱えた人が多いため、さまざまな悩みなど抱えている人に早く気づき、声を掛け、相談機関などに繋ぐことができる人材を養成します。

5 民生委員・児童委員の活動支援（再掲）

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

6 生活支援体制整備事業の推進（再掲）

- 生活支援コーディネーターを中心に、市内全9地区に設置している「第二層協議体」において、各地域のニーズや課題の把握・共有を行い、地域団体と連携を図り、地域の人の助け合い・支え合い活動の創出を進めます。

基本施策2 ボランティア活動への参加促進

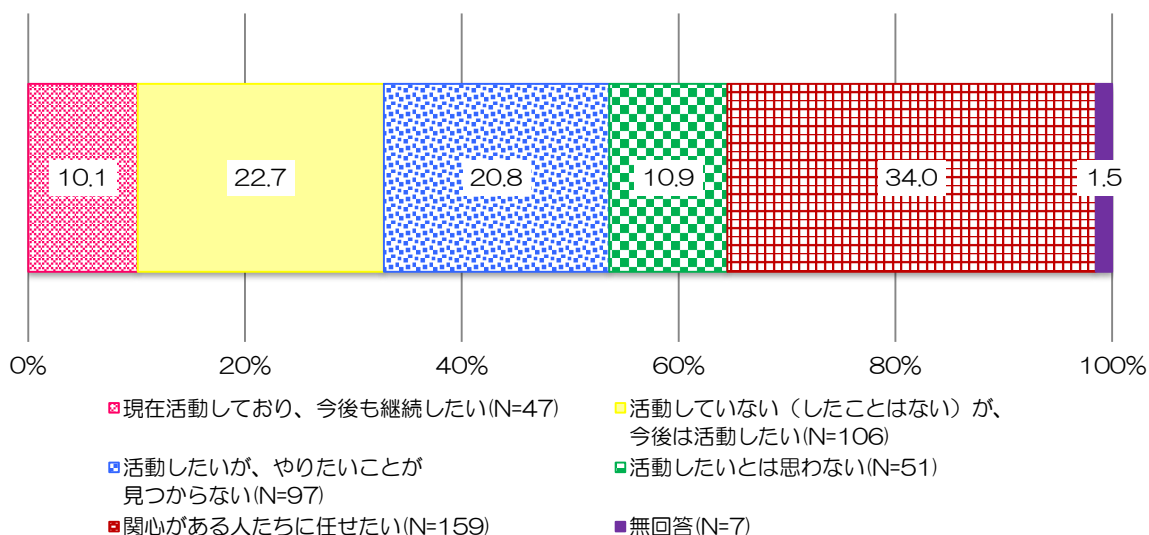
◆◆ 現状と課題 ◆◆

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する行為がボランティア活動といわれています。アンケート調査で「ボランティア活動に関する意識」について尋ねたところ、50%を超える人がボランティア活動に対し意欲を示していますが、34%の人が「関心がある人にまかせたい」と回答しています。また、ボランティア活動を活性化するためには、「ボランティアに関する情報提供や相談窓口の充実」を求めている人が全

体的に多い傾向にあります。また、「関心がある人にまかせたい」と回答した人では、「有償ボランティア制度等の安価な対価が得られる仕組み」を求めている人が比較的多くなっています。

【ボランティア活動に関する意識】

（回答数：N=467、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

ボランティア活動が地域福祉の充実に繋がるため、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備や活動の支援を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

（1）ボランティア活動の活性化

ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。また、地域における高齢者などの日常生活の支援が必要な人への取組の一つとして、有償ボランティア制度について研究を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★ボランティア活動に対して関心を持ち、自分のできる範囲のボランティアから始めてみましょう。

【地域が取り組むこと】

★子どもや若者が地域活動やボランティアに参加しやすい環境を整え、ボランティア活動をする人を支援、育成しましょう。

【行政が取り組むこと】

★ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備し、ニーズに応じ必要とされるさまざまな分野のボランティアの養成を進めるとともに、多様な方法によるボランティア活動を推進します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護支援ボランティアポイント制度の充実

●ボランティア活動の参加に応じて与えられるポイントを換金できる制度を活用し、幅広い人のボランティア活動に繋げ、活動の活性化を図ります。

2 地域防犯ボランティア活動の推進

●安全で安心な地域づくりに努めるため、地域の目となる地域ボランティアによる見守り活動を推進するとともに、防犯パトロール隊の結成や地域見守り隊などの加入促進に努めます。

基本施策3 地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

地域には、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、老人クラブ、ボランティア団体など、地域福祉活動を支える団体が多数存在しますが、活動参加者の減少や団体役員の固定化・高齢化などにより、活動の継続や活性化が困難になっている団体もあります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が困難となる中、組織や団体の特性を生かした柔軟な活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。

（1）組織や団体の活動支援

社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、老人クラブ、ボランティア団体など、地域福祉活動を支える団体の活動を支援し、活動の活性化を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★NPO（非営利組織）や市民活動団体への理解を深め、地域で活動する市民活動団体に参加してみましよう。

【地域が取り組むこと】

★自治会やボランティアグループなどの団体と連携しながら、情報交換を行うなどの交流の場をつくり、地域で協力し合える関係を築きましょう。

【行政が取り組むこと】

★社会福祉協議会をはじめ、自治会、老人クラブ、ボランティア団体など、地域福祉に取り組む組織や団体の状況などを把握し、活動の普及・啓発と連携などの支援に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 下松市社会福祉協議会との協働

●地域福祉活動推進の中核的存在であり、行政の福祉政策と密接な関係がある下松市社会福祉協議会と協働し、地域福祉の充実を図ります。

2 下松市民生児童委員協議会活動支援

●地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員が組織する下松市民生児童委員協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。

3 市民福祉活動の支援

●福祉健康まつりにおける福祉団体などの活動紹介、福祉団体の育成や活動の支援などを通じ、市民の福祉意識の向上を図ります。

基本施策4 福祉に携わる人材の確保

◆◆ 現状と課題 ◆◆

介護分野における人材不足は深刻な状況にあります。いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年以降の地域における高齢者介護を支える人材を確保する必要があり、介護職員の処遇改善、離職防止、定着支援、外国人材の受入整備など、さまざまな取組が総合的に進められています。介護などのサービスを確保するため、関連事業者のケアマネジャー、ホームヘルパー、認知症サポーターなどの各種人材の確保や相互の連携を図るなど、民間と協働する環境を整えることが重要です。

保育分野においても、職員の不足に伴い園児の募集を制限せざるを得ない状況です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

福祉サービスを必要とする人が質の高いサービスが受けられるよう、福祉に携わる

人材の確保、資質の向上、定着支援に関する施策の充実を図ります。

（１）介護職員の確保

介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会の実施などを通じて、地域の高齢者介護を支える人材の確保を図ります。

（２）保育士の確保

潜在保育士の就労への不安感を軽減し、保育所への円滑な就職を推進することにより、保育士の確保に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護人材確保事業の推進

- 介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会を実施します。

2 保育士トライアル雇用奨励費補助事業の推進

- 長期間のブランクや保育に関わった経験の少なさなどの理由で、保育士資格を持ちながら保育所で働くことを不安に思っている人に対する就業への不安解消を図り、保育士の確保に繋がります。

3 各種実習生の受け入れ

- 福祉分野で活躍することを目指す人を支援するため、各大学や専門学校などから、社会福祉士などを目指す学生の実習受け入れを行っています。

■基本目標2 成果指標

	現 況 値	目 標 2025（令和7）年
手話奉仕員養成講座の受講修了者数（※）	6人 （令和元年度）	10人
介護支援ボランティアポイント登録者数	158人 （令和3年1月31日時点）	209人
ボランティア団体登録数	24団体 （令和3年1月31日時点）	27団体
介護事業所経営者向けセミナー開催回数（※）	2回／年 （令和元年度）	1回以上／年
保育士トライアル雇用奨励費補助事業取組件数（累計）	1件 （令和3年1月31日時点）	6件

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止したため、令和元年度を記載している。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の構築

基本施策1 地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり

地域共生社会の実現に向けて、基本施策「地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり」を重点施策とし、重点的に取り組みます。

◆◆ 現状と課題 ◆◆

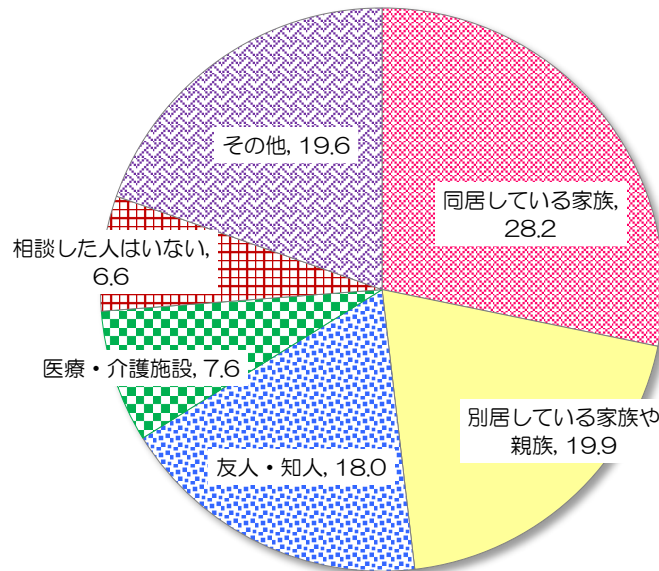
地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した生活上の課題を、住民に身近な地域において、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野を超えて総合的に相談できる体制づくり、断らない相談・支援を中核とした包括的な支援体制の整備が必要です。そのためには、住民に身近な地域で相談を受けるための場所を確保すること、複雑化・複合化した住民のあらゆる生活上の相談に応じることができ、支援に繋げることができる人材を確保し、生活上の不安や地域生活課題などを気軽に相談できる体制、必要な支援を包括的・重層的に届けられる体制をつくる必要があります。

アンケート調査では、回答者自身やその家族のことで困っていることや悩んでいることの質問に対し、「健康に関すること」と回答した人の割合が最も多く、次に「困っていることや悩んでいることはない」と回答した人の割合が高くなっています。年齢別にみると、20歳から39歳までの人は「子育てや教育に関すること」と回答した人の割合が高くなっています。世帯別にみると、全ての世帯で「健康に関すること」と回答した人の割合が高く、次に、「困っていることや悩んでいることはない」と回答した人の割合が高くなっています。また、これらのことを相談した人として、「同居している家族」「別居している家族や親族」と回答した人の割合が高く、次に、「友人・知人」と回答した人の割合も高くなっています。ひとり世帯では「相談した人はいない」と回答した人の割合が高くなっており、その理由として「相談先が分からない」と回答した人の割合が高くなっています。

妊婦には母子健康手帳交付時にアンケートを記入してもらい、その場で保健指導や情報提供をしています。育児相談、母親学級、両親学級、保健師による妊産婦、新生児、乳幼児、未熟児、養育支援家庭等訪問などを実施し、保護者の不安軽減に努めています。

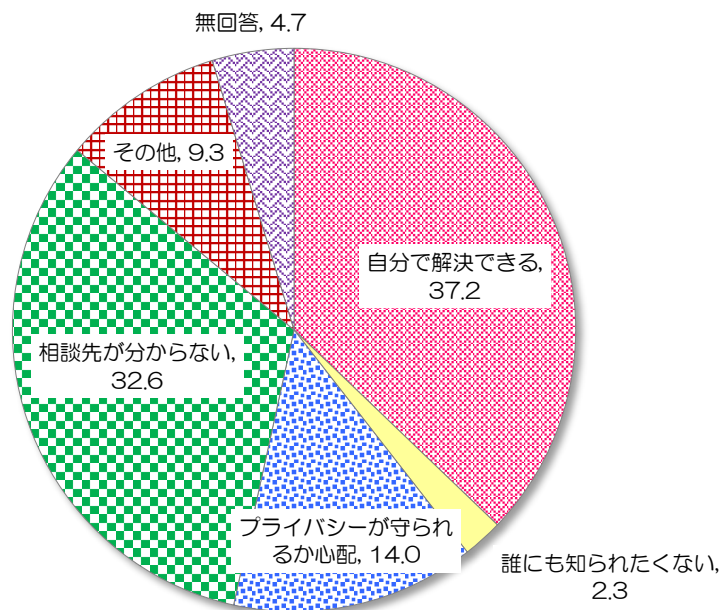
【困っていることや悩んでいることを相談した相手】

（回答数：N=577、単位：％）



【相談した人がいない理由】

（回答数：N=43、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が難しくなっています。既存の相談・支援体制の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、誰もが気軽に生活上の不安や地域生活課題などを相談できる体制の構築、必要としているサービスや支援の確実な提供に努め、関係機関が連携し、困難を抱えている人を地域全体で支える体制の構築を目指します。

（１）相談・支援体制の充実

近年、地域生活課題は複雑化・複合化が進み、一分野の制度や個別分野の相談業務だけでは課題の解決が難しくなっています。誰もが気軽に相談できるよう相談窓口の充実を図るとともに、サービスや支援を必要としている人に対し、確実にサービスの提供や支援が行えるよう、関係機関と連携し取組を進めます。また、相談当事者の世帯全体に目を向け、包括的・重層的に課題を解決できる体制の構築を目指すとともに、支援を必要としているにも関わらず、誰にも相談しない、相談できない人などを把握する体制の構築について、研究を進めます。

（２）情報提供の充実

市広報「潮騒」や市ホームページを活用した情報発信に努めるとともに、独自のリーフレットの作成などにより、分かりやすい情報提供に努めます。また、視覚障害などがある人にむけ、点字にした各種リーフレットなどの作成、市広報「潮騒」や市議会だよりを朗読してCDに録音したものを図書館で貸し出すなど、情報提供に努めます。

（３）「地域包括ケアシステム」との連動

いわゆる団塊の世代の全ての人々が75歳以上となる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

（４）生活困窮者などの自立への支援

生活困窮者自立支援事業を推進し周知するとともに、関係機関と連携し、相談への対応、就労支援や情報提供などに努め、総合的な支援を行います。

（５）就労や住まいの確保などに向けた支援

公共職業安定所などと連携し、特別な事情を有し就労を希望している人への就労支援、雇用機会の拡大に努めます。また、「山口県居住支援協議会」で行う協議などを通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について、研究を

進めます。

（6）権利擁護を推進する取組

判断能力が低下した高齢者などの権利を守り生活を支えるため、権利擁護の意識の高揚を図るとともに消費者被害や虐待防止などの周知・啓発に努めます。

（7）成年後見制度の周知及び利用促進

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人などを選任し本人に代わって契約を締結するなど、本人の判断能力を補う成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。

（8）自殺対策施策の推進

本市における自殺の特徴として、失業や生活苦、人間関係、高齢など、複合的な問題があると考えられています。自身が抱える生活課題などを気軽に相談できる体制の構築が、その人の社会的孤立を防ぎ、自殺を思いとどまらせることに繋がります。包括的な相談・支援体制づくりの構築を図り、誰も自殺に追い込まれることがないように、「下松市自殺対策計画」に基づく施策の推進に努めます。

（9）再犯防止施策の推進

罪を犯した人が社会から孤立することなく円滑に社会復帰ができるよう、市民への広報・啓発に努めます。また、支援を必要としている人に対し確実な支援に繋がられるよう、関係団体との連携強化に努めるとともに、「下松市再犯防止推進計画」に基づく施策の推進に努めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

- ★生活の中での不安や困りごとを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。
- ★地域生活課題を「我が事」として捉え、地域活動などに自らの意思で積極的に参加しましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★相談窓口の情報を共有し、近所のどこに相談したらよいか分からない人がいたら、相談窓口を伝えてあげましょう。また、日頃から近所に対する「気遣い」を心掛け、相談しやすい環境をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★年齢や障害の有無に関わらず、誰もが気軽に相談できる場の開設を目指します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 包括的な相談・支援体制の構築

- 地域包括支援センターの運営、総合相談支援事業、家庭児童相談事業など、相談業務を担う関係機関の連携や機能強化などに努め、既存の相談機能を充実させるとともに、生活上の困難を抱えた世帯を包括的に相談・支援する体制づくりの構築を図ります。

2 民生委員・児童委員活動の支援（再掲）

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

3 生活困窮者自立支援事業の推進

- 生活に困っている人が自立した生活を送られるように、相談支援員が相談者の抱える悩みを伺いながら自立に向けた支援を行います。

4 生活保護制度の適切な運営

- 生活保護制度の適切な運営に努め、必要な保護を実施します。

5 成年後見制度の利用の促進

- 成年後見制度の利用について周知を図ります。権利擁護が必要な人の発見・支援などに資する地域連携ネットワークの構築及びその中核となる機関の位置付けなど、体制の整備を進めます。

6 自殺対策に関する施策の推進

- 自殺を思い留まるきっかけになる相談機会の充実、居場所づくりを図るとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関と連携して支援に繋がられるネットワークづくりの構築を図ります。

7 再犯防止に関する施策の推進

- 高齢者や障害者などへの福祉的支援は、犯罪をした人であるか否かに関わらず提供されるものであり、犯罪をした高齢者や障害者などに対し確実に支援に繋がられるよう、関係機関との連携強化に努めます。

基本施策2 見守り活動の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査では、ひとり暮らし高齢者や障害者を抱える世帯などを定期的に訪

問することで見守りや必要な支援に繋がられるという意見や、声掛けが難しくなりつつある地域では、民生委員・児童委員の人材確保を要望する意見がありました。子どもが犯罪などに巻き込まれないよう、防犯パトロール隊、地域見守り隊、民生委員・児童委員などが登下校時の見守り活動を行っており、子どもの登下校時の見守り活動は、保護者に安心を感じてもらえています。虐待は、問題の顕在化がしにくい面があります。関係機関との密接な連携を保ち、虐待の予防や虐待の兆候に早期に気付くことが重要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域で起こるさまざまな問題について、早期に発見し対応できるよう見守り活動の充実を図ります。

（１）見守り活動の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加しており、安否確認など、地域での見守りの重要性はますます高くなっています。地域の人や民間事業者など、多様な主体による見守り活動の充実・環境の整備に努めます。

（２）虐待の防止

相談窓口や市広報「潮騒」などを活用し、虐待防止の周知・啓発を図ります。関係機関との密接な連携を保ち、虐待の早期発見・早期対応に繋げ、虐待防止に取り組みます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

- ★日頃から助け合う関係を築き、助けが必要と感じたら、進んで声掛けをしましょう。
- ★回覧板や市広報「潮騒」の配布に合わせ、見守りや声掛けに取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★見守りが必要な世帯に日頃から気を配り、異変を感じたら関係機関へ連絡や相談をしましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★悩み事や困りごとを抱えている人の社会的孤立を防ぎ、速やかな支援に繋がられるよう、見守り活動の充実を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 高齢者等見守り活動に関する協定

- 地域住民と日常的に関わりのある事業者が日常業務の範囲内でさりげない見守り活動を行う「高齢者等見守り活動に関する協定」の締結事業者の拡大を図り、地域全体で高齢者などの見守り体制の強化に繋がります。

2 認知症見守り声かけ訓練の実施

- 認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、訓練を通じた地域住民の認知症の理解・促進を図ります。

3 くだまつ絆ネットの活用促進

- 認知症により徘徊の恐れのある人を事前に登録し、行方不明時には登録した情報を活用し、行方不明者の早期発見・保護に繋がります。

4 地域防犯ボランティアによる見守り活動（再掲）

- 地域の目となる地域防犯ボランティアによる見守り活動を推進し、安全で安心な地域づくりに努めます。

5 児童虐待の恐れのある世帯の把握

- 母子健康手帳交付時の面接で全妊婦にアンケートを実施し、妊婦の状況把握に努め、訪問や電話などによる支援に繋がっています。また、学校や幼稚園、保育園などの関係機関とのネットワークを活用し、支援の必要な家庭の把握に努めています。

基本施策3 認知症施策の総合的な推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されました。令和元年6月18日、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」により進められていた施策を含め、「認知症施策推進大綱」に基づいた施策の推進に取り組むことになりました。本市においても「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき施策を進めていますが、「認知症施策推進大綱」に基づき、新たな施策を進めていく必要があります。

認知症が疑われる人やその家族に対する迅速な支援、認知症の症状や支援の方法を学ぶ講座の開催など、さまざまな取組を進めていますが、取組を知っている人が少ないため周知を徹底する必要があります。アンケート調査では、認知症の人の家族などの負担が増えないよう、高齢者住宅などを増やした方が良いという意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

国の「認知症施策推進大綱」や「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を踏まえ、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する知識の普及、認知症の早期発見・早期診断、地域全体で認知症の人やその家族を見守り支える体制づくり、認知症の人と家族に対する支援など、認知症に関する施策の総合的な推進を図ります。

（1）認知症施策の総合的な推進

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気で、認知症の人は毎年増加しており、多くの人にとって身近なものになっています。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」や認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進大綱」の考え方にに基づき、さまざまな取組を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★認知症サポーター養成講座などに参加し、認知症に関する正しい知識と理解を持ちましょう。

【地域が取り組むこと】

★認知症の人やその家族に対し、思いやりや配慮を持ち、できる範囲で手助けをしましょう。

【行政が取り組むこと】

★認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、さまざまな取組を進め、認知症の人やその家族を支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 認知症に対する理解促進

- 認知症サポーター養成講座の開催や認知症見守り声かけ訓練などを実施し、認知症に関する知識の普及や予防に向けた啓発、身近な地域で認知症を学ぶ機会の創出や認知症サポーターの養成に

努めます。

- 認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、認知症見守り声かけ訓練を通じて、地域住民の認知症の理解促進を図ります。

2 認知症の早期発見・対応の推進

- 認知症初期集中支援チームが家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、認知症サポート医と連携しながら速やかに必要な医療や介護が受けられるよう支援します。

3 認知症の人やその家族などに対する支援の充実

- 認知症の人やその家族、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「認知症カフェ」を設置し、参加者による相談や情報交換を通じ、交流の促進を図ります。
- 認知症により徘徊の恐れのある人を事前に登録し、行方不明時には登録した情報を活用し、行方不明者の早期発見・保護に繋げる「くだまつ絆ネット」の活用促進を図ります。
- 若年性認知症の人に対し、県と連携し若年性認知症支援コーディネーターに繋ぐなど、適切な対応に努めます。

基本施策4 医療機関等と連携した事業の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

入院治療を終えて在宅に戻る高齢者など、在宅で生活しながら医療的ケア及び介護を必要とする高齢者に対し効果的な支援ができるよう、医療と介護の連携体制の整備を進めています。在宅医療・介護連携推進研修会などを開催し、医療と介護関係者との情報共有や顔の見える関係づくりに一定の効果을上げていますが、在宅で生活しながら医療的ケア及び介護を必要とする高齢者に対する効果的な支援をどのように行っていくのか、研究を進める必要があります。

住民の終活を支援する終活安心支援事業を実施しています。事前に家族や関係者と自分が望む人生の最終段階における医療や介護を考え、話し合うことが、安心して生活することに繋がります。終活安心支援事業を効果的に進めるためには、多職種連携勉強会などを通じ、医療・介護関係者との連携を深め、事業の重要性を伝えていく必要があります。

下松市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るため、協議の場を設置しています。現在、3人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置していますが、コーディネーターの増員に努めていく必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

在宅で生活しながら医療的ケアや介護を必要とする高齢者や障害児・者に対し、効果的な支援ができるよう、医療と福祉の連携体制を整備します。

（1）在宅医療・介護連携の推進

医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、その他の医療的なケアや介護などに携わる関係者と連携しながら、医療と介護の両方を必要とする状態にある人やその家族を支える体制づくりや仕組みづくりを進めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅で生活する高齢者が医療と介護の連携を必要とするさまざまなケース（入・退院、通院、看取りなど）に応じた効果的な連携体制の整備を進めます。

2 終活安心支援事業の推進

- 人生の最終段階で、自分が望む医療やケアを家族や関係者と前もって考え、話し合い、共有することは、本人と家族の安心に繋がる大切な取組であることから、終活の取組を支援する終活安心支援事業を推進します。

3 医療的ケア児等の支援体制の整備

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らせるよう、体制の充実を図ります。

基本施策5 介護保険制度の運営充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

いわゆる団塊ジュニアの世代が高齢者になる2040（令和22）年を見据え、中・長期的な人口構造の変化を見通した効果的な施設整備を図る必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

介護保険事業計画における施設の整備状況や国の介護保険制度の改正状況などを踏まえ、適正な介護保険財政の運営と必要な施設整備などに努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護保険事業計画に基づく施設整備などの推進

- 介護保険事業計画に基づく施設整備を進めるとともに、自立支援、重度化防止と給付適正化への取組を進めるとともに、ICT（情報通信技術）の導入支援や活用などの周知を図ります。

2 介護人材確保事業（再掲）

- 介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会を実施します。

基本施策6 障害福祉サービス等の充実・確保

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、障害の特性や多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制を整備する必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標やサービス見込量に基づき、障害のある人への支援提供体制の充実・確保に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 障害福祉サービスの充実

- 障害者のニーズや実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活または社会生活を営む上で必要な支援を行うとともに、量的・質的な充実を図ります。

2 地域移行の推進

- グループホームの整備に努め、施設入所者などの地域生活への移行を推進します。

3 福祉施設から一般就労への移行などの推進

- 就労移行支援事業や就労定着支援事業などの推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

基本施策7 子育て支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

核家族化の進行、地域の繋がりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化により、祖父母や近隣住民からの支援を受けることが困難になっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。「地域の子どもは地域で育てる」という意識で、地域社会全体で子育てを支えることができるように、県、市、地域社会が一体となった子育て支援に取り組むことが求められています。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

「地域子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」との連携強化を図り、子育てや母子保健などに関する相談体制や情報提供の充実に努めます。子ども家庭総合支援拠点を中心に、各関係機関の緊密な連携や地域のネットワークとの協働により、児童虐待などの諸問題に対する未然防止や早期発見の取組を進めます。各種手当や助成などにより、子育て家庭の経済的支援に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 相談事業の強化

- 各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めています。
- 誰もが気軽に相談できる体制整備と虐待防止についての普及・啓発に取り組むとともに、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策協議会）の機能強化に努めます。

2 経済的支援の充実

- 児童手当や医療費自己負担分の助成などを行い、子育て家庭の経済的支援に努めています。

■基本目標3-I 成果指標

	現 況 値	目 標 2025（令和7）年
包括的な相談窓口の設置	—	1カ所以上
地域福祉権利擁護の利用者数	23人 (令和3年1月31日時点)	30人
生活困窮者自立支援事業プラン作成件数	34件 (令和3年1月31日時点)	48件

	現 況 値	目 標 2025（令和7）年
再犯防止推進施策推進協議会開催回数	—	毎年1回以上
「高齢者等見守り活動に関する協定」 協定締結事業者数	39 事業所 (令和3年1月31日時点)	55 事業所
認知症サポーターの人数	5,456 人 (令和3年1月31日時点)	7,000 人
認知症見守り声かけ訓練実施回数	1 回 (令和3年1月31日時点)	年1回以上
認知症サポーターステップアップ研修	—	年1回以上
認知症カフェ設置数	2 カ所 (令和3年1月31日時点)	3 カ所
くだまつ絆ネット新規登録者数	56 人 (令和3年1月31日時点)	125 人
医療的ケア児支援コーディネーターの 配置者数	3 人 (令和元年度末時点)	8 人

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

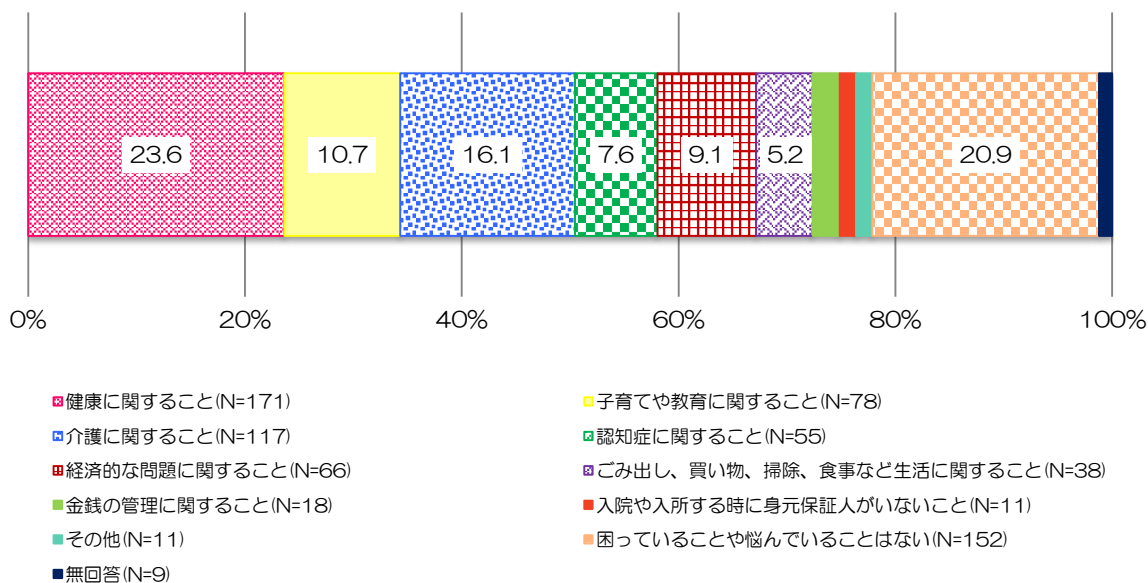
基本施策1 健康づくりの推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査で、あなたやあなたの家族のことで困っていることや悩んでいることを尋ねたところ、全ての年代で「健康に関すること」と回答した人の割合が高くなっています。心身の健康維持のため、年齢や体力に応じた運動を行う機会の確保に努めるとともに、いわゆる団塊のジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据え、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指し、健康寿命の延伸を図る取組を進めていく必要があります。

【あなたやあなたの家族のことで困っていることや悩んでいること】

（回答数：N=726、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

全ての世代に向けた健康づくりのために、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりや個人が取り組む健康づくりを支える環境の整備を図ります。

(1) 主体的な健康づくりの推進

元気で充実した生活を送るためには、一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。また、家庭、学校、職場などの主体が自発的に、相互に支え合いながら実施する健康づくりを推進します。

（2）健康寿命の延伸を図る取組の推進

健康寿命の延伸を目指し、健康増進に繋がる仕組みや個人の健康づくりを支える環境づくりを進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★家族や近所の人や仲間と声を掛け合って、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

★地域の関係機関・団体に声を掛け合って、健康づくりに取り組みましょう。

【行政が取り組むこと】

★健康づくりは生涯にわたって形成されていくものであるため、若い時期から健康への意識を高め、健康づくりに取り組めるよう支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 生活習慣の改善

- 生活習慣を構成する栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ・飲酒及び歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及や情報提供を行います。
- 対象者の状況に合わせた生活改善の支援に努めます。

2 生活習慣病の予防

- 健（検）診を行い、がん、循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病の早期発見、早期対応に努めます。
- 発症予防や重症化予防の取組を進めます。

3 健康づくりを支える環境の整備

- 機会をとらえ、さまざまな手法で健康づくりについて情報提供します。
- 生活に関わる団体や組織と連携し、健康づくりの体制の整備を図ります。

基本施策2 介護予防の推進・充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

介護予防は、高齢者が要介護状態などになることの予防または要介護状態などの軽

減などを目的として行っています。また、人と人との繋がりを通じて、通いの場や介護予防教室が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていく必要があります。アンケート調査では、高齢者が外に出る機会が大切なので、教室などに行くための交通手段を増やしてほしいとの意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

住民が自発的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、通いの場や介護予防教室の充実を図ります。

（１）介護予防事業の推進・充実

介護が必要にならず暮らすことができるよう、65歳以上の人であれば誰でも参加できる介護予防教室や住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う一般介護予防事業などを実施し、介護予防事業の推進・充実を図ります。

（２）健康寿命の延伸を図る取組の推進

認知症や要介護状態にならずに自立した生活を送られる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図るための取組を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★できるだけ介護状態にならないよう、自主的・継続的に健康づくりや介護予防に取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

★一人では長続きしないことも、仲間と取り組むことで継続してできます。利用者同士の交流を図り、仲間と一緒に地域にある施設などを利用して介護予防に取り組みましょう。

【行政が取り組むこと】

★住民主体で運営している教室への地域のボランティアスタッフの参加・促進など、さまざまな方法で運営を支えます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護予防の推進・充実、介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 可能な限り介護が必要にならず暮らすことができるよう介護予防事業などの推進に努め、高齢者の社会参加や生きがいづくり、住民同士のふれあいに繋がる取組を進めます。

2 保健事業と介護予防の一体的な実施

- 関係各課との連携を強化し、国民健康保険や後期高齢者医療制度が行う保健事業と介護保険が行う地域支援事業との一体的な取組を実施し、生活習慣病とフレイル対策を含めた介護予防などの疾病予防・重症化予防の推進に取り組みます。

3 通いの場の設置・運営支援

- 住民主体で、月1回以上、場所と時間を決めて継続的に運動するグループを増やすことができるよう、体験講座などを開催しています。家に閉じこもりがちの人や不安や悩みを抱える人に声を掛け、自主的に、地域で「楽しく」「気軽に」「無理なく」集まり、過ごす場の運営を支援します。

基本施策3 社会参加の促進と生きがいづくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

仕事などで培った豊富な知識や技術などを身に着けた高齢者が、退職後、生きがいを持ち社会で活躍できる環境を整え、社会的孤立を防ぐ取組を進めることが求められています。今後、元気な高齢者も増えていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズがより高まっていくため、取組を更に充実していく必要があります。

障害者計画を策定し、地域生活の支援、権利擁護の推進、社会的自立・参加の促進など障害者施策の総合的な推進に努めています。また、障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関とのネットワーク構築を推進する中核機関として、「下松市地域自立支援協議会」を設置しています。令和元年度に更なる機能の充実を図るため、専門部会に「医療的ケア児等支援部会」を設置しました。

子育てをする保護者の孤立を防ぐため、子育ての情報交換や仲間との交流をもち、育児に関するストレスや不安の軽減を図る育児サークルの充実に取り組んでいます。また、「星の子運動会」や「星の子クリスマス会」を開催し、親子の触れ合いや保健推進員との交流を図っています。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催するとともに外出や移動の支援をすることで、高齢者や障害者が社会活動を行うための環境の整備や必要な支援の提供を図り、自分らしく活動し、自身の力を発揮・活躍できる環境の整備に努めます。

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

高齢者や障害者が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加の促進と生きがいづくりの充実を図ります。また、障害者が社会を構成する一員として、

社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会の確保に努めます。子育てに悩んでいる保護者の孤立を防ぐため、子育てサークルの支援や子どもを中心とした催しの充実を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★自分が行事などに参加するときは、地域の人を誘ってみましょう。

【地域が取り組むこと】

★多くの人が役割を持ち、活動することができる機会を設けましょう。

【行政が取り組むこと】

★ふれあいや交流の機会の創出を図り、生きがいを支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 社会参加の促進と生きがいをづくり

- 高齢者のバス利用のニーズを見極めながら高齢者バス利用助成事業の充実を努め、高齢者の日常生活の利便性の向上及び生活圏の拡大を図ります。
- 就労、学習、交流など、介護予防にも繋がる高齢者の活動や活動機会の確保に努め、高齢者の生きがいをづくりの充実を図ります。
- 高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、対象者に敬老祝金の支給、長寿記念品の贈呈をするとともに、地域でのふれあいの場をつくり交流を促進するため、敬老会を開催します。
- 障害者などに対する移動支援やタクシー利用料の一部助成を実施し、障害者などが社会参加のために必要な外出をする際の移動支援や経済的負担の軽減を図ります。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じ、障害者などの体力増強や交流拡大を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

2 医療的ケア児等の支援体制の整備

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らしていけるよう、体制の整備を図ります。

3 老人クラブの助成

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動を支援し、高齢者の健康づくりや生きがいをづくりの推進を図ります。

基本施策4 生活のニーズに応じたサービスの提供

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査では、通院、買い物に対する支援の要望が意見として多く寄せられました。具体的に、シルバー専用バス、市内を巡回するバス、移動販売車の充実、病院を巡回する福祉タクシーなど、高齢者や低所得者を対象とした交通手段の充実を求める意見がありました。また、ごみ収集場所が遠方にあり負担に感じている、高齢者に粗大ごみの搬出は難しいといった理由により、ごみ出しに対する支援を求める意見がありました。

日常的な生活の基盤である移動手段の確保については、公共交通だけではさまざまなニーズに対応することが困難です。高齢者バス利用助成事業やタクシー利用料一部助成などを行っていますが、利用者のニーズを見極めながら、移送サービスの拡充を図る必要があります。

障害福祉計画や障害児福祉計画を策定し、地域において障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の各サービスが計画的に提供されるよう努めています。

発達障害児などの早期対応に努め、保育所・幼稚園、学校などとも連携しながら、必要な療育について相談・指導などを行うことで、健全な発達と地域で円滑な生活が送れるよう支援しています。子育てに悩んでいる保護者の孤立を防止するとともに、コミュニケーションに支援が必要な発達障害児や自閉症児などに対し、二次障害を引き起こさない環境の整備が必要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

一人一人の生活状況に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、事業などの充実を図り、地域で必要なサービスが受けられる環境を整えます。

（1）サービスの提供

福祉サービスの充実を図り、きめ細やかなサービスを提供し日常生活に必要な支援を実施することで、身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図ります。また、必要な人が必要な介護サービスや障害福祉サービスなどを利用できる環境づくりに取り組みます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

- ★自分にあったサービスを選択できるよう、制度や福祉サービスの情報収集を心掛けましょう。

【地域が取り組むこと】

★地域で福祉サービスの情報を共有しましょう。

【行政が取り組むこと】

★市広報「潮騒」や市ホームページなどを通じて、サービスなどの情報提供に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 在宅生活総合支援事業

- 可能なかぎり高齢者の自立した生活を営むことができるよう、日常生活を支援する取組の推進を図ります。

2 障害福祉サービスなどの提供

- 障害福祉計画などに基づくサービスの提供体制の充実・確保に努めるとともに、雇用の促進や働きやすい環境づくりを推進します。

3 障害児施策の充実

- 保育所、幼稚園で障害児を受け入れており、障害児の発達段階に応じて、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの適切なサービスの提供に努めています。日中一時支援事業を実施し、学校などの長期休暇中の保護者の負担軽減を図っています。

4 相談事業の強化（再掲）

- 各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めています。
- 誰もが気軽に相談できる体制整備と虐待防止についての普及・啓発に取り組むとともに、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策協議会）の機能強化に努めます。

■基本目標3-Ⅱ 成果指標

	現 況 値	目 標 2025（令和7）年
介護予防と保健事業の一体的実施に伴う健康相談や疾病予防等の取組の創出	—	1 以上
「通いの場」の数	74 力所 (令和元年度)	91 力所
介護予防・生活支援サービス利用者数 (訪問型サービス)	2,001 人 (令和元年度)	2,060 人
介護予防・生活支援サービス利用者数 (通所型サービス)	4,986 人 (令和元年度)	5,135 人

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

暮らしの安全安心対策の充実・強化を図るため、基本施策「要配慮者避難支援体制づくり」「福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進」を重点施策とし、重点的に取り組めます。

基本施策1 要配慮者避難支援体制づくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

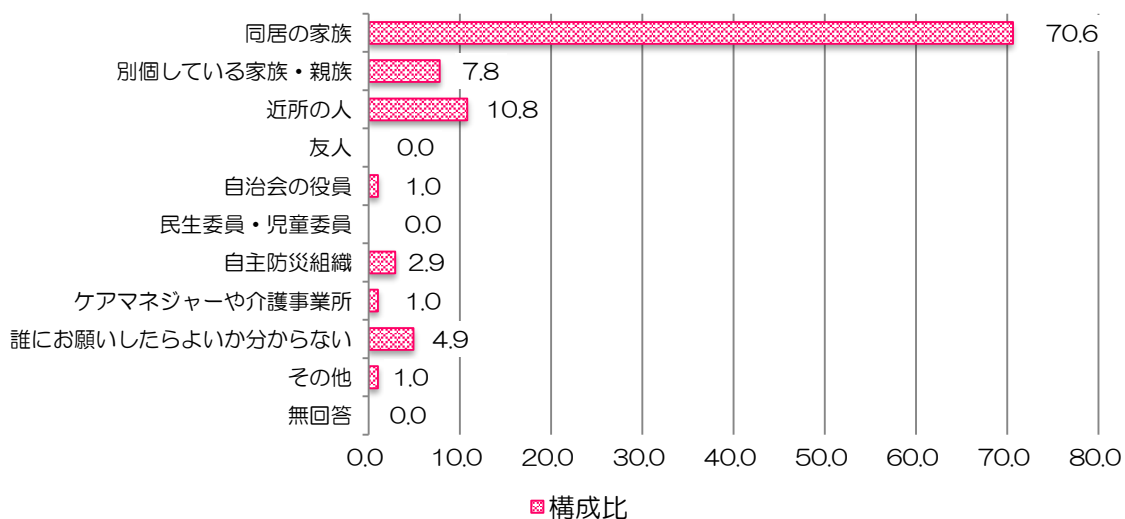
災害対策基本法に基づき、災害などで避難するときに手助けを必要とする人に対し、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出してもらい、その人の早期の避難に繋げるため、避難を支援する団体などと情報を共有しています。

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の避難を支援する団体などに避難の手助けを強いることができないため、要支援者の避難行動に繋がられる方法を模索しています。災害時の近隣住民などからの支援を組み込んだ避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を災害時のケアプランとして作ることなどを検討する必要があります。

アンケート調査では、「災害時に避難する際、誰かに支えが必要である」と回答した人のうち「同居の家族に助けてもらいながら避難したい」と回答した人の割合が多く、また、「行政からの避難勧告・避難指示などの発令が避難のきっかけになる」と回答した人の割合が最も多くなりました。

【誰かの支えが必要である】

（回答数：N=102、単位：%）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

災害などで避難するときに手助けを必要とする人の早期避難に繋げるため、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成し、避難を支援する団体などと情報の共有などを図ります。要支援者の避難を支援する団体などに避難の手助けを強いることができないため、早期に要支援者自身が家族などに連絡し、避難行動を起こす意識を高める取組を進めます。災害時に要支援者が近隣住民などから支援を受け、早期の避難行動を起こすことができる仕組みの構築を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★日頃から防災意識を高めましょう。避難経路や避難場所、緊急時の連絡先などの確認、「くだまつ防災メール」の活用など、災害に対する備えを心掛けましょう。

【地域が取り組むこと】

★自主防災組織の立ち上げや「支え合いマップ」の作成などを行い、地域で支援が必要な人などを把握し、情報を共有しましょう。

【行政が取り組むこと】

★民生委員・児童委員、自主防災組織などの関係団体との連携のもと、災害時に支援を必要とする要支援者の把握に努め、要支援者の早期の避難行動に繋げる取組の推進を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成・更新

- 定期的に避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成・更新し、避難を支援する団体などとの情報共有を図ります。

2 災害避難時着用ベストの周知

- 災害時に聴覚障害者や視覚障害者が一目で識別できるよう、災害避難時着用ベストの周知を図ります。

3 防災ラジオを活用した早期避難の推進

- 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人やその家族など、要支援者の避難を支援する団体などに防災ラジオを無償貸与し、要支援者の早期避難を図ります。

4 災害時福祉タクシー利用助成

- 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人で運転が困難の人に対し、避難時に使用したタクシー代の一部を助成することで、要支援者の早期避難を促します。

基本施策2 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

福祉避難所の対象となる人は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、避難所の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、その家族まで含まれます。現在、本市では、一般の避難所で生活することが難しいと判断され、何らかの特別な配慮を要する人が利用する福祉避難所として「下松市保健センター」及び「下松市地域交流センター」を指定しています。災害の規模により、「下松市地域交流センター」を福祉避難所ではなく遺体安置所として利用します。なお、災害時には、一般の避難所においても福祉避難スペースの確保に努め、福祉避難所の機能を段階的に設けています。

2018（平成30）年6月、10法人と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。この協定は、一般の避難所で生活することが難しいと判断した要配慮者に、法人が運営する施設に家族などと一時的に避難していただくものです。福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、法人との意見交換や訓練を定期的実施することが重要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

主に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などが福祉避難所を利用することになるため、多種多様な防災備蓄品の充実に努めます。平時から福祉避難所に関する取組を進め、災害時の避難行動に支援が必要な人の早期避難や福祉避難所の速やかな開設・運営に努めます。

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した社会福祉法人などが運営する施設のスペースなどを利用し、福祉避難所を開設・運営します。福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、法人などとの定期的な意見交換や訓練の実施に努めます。また、日頃から社会福祉施設や関係機関などと連携を密にし、災害や感染症などに備える取組を進めます。

福祉避難所に受け入れられる人数も限られているため、一般の避難所で生活している人で福祉避難所に移られる方が望ましい人が多数になる場合、優先度を付け福祉避難所に移る人を判定する仕組みの構築、利用者を特定して福祉避難所に直接避難する仕組みの構築について、研究を進めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進

- 防災備蓄品や衛生品など、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄、調達に努めるとともに、協定締結法人との意見交換や訓練を実施し、福祉避難所の円滑な開設・運営に努めます。

2 社会福祉施設などとの連携による災害や感染症などに備える取組の推進

- 社会福祉施設や関係機関などとの連携を密にし、気象や災害、感染症対策に関する情報提供などに努めるとともに、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄や調達など、災害や感染症などに備える取組を進めます。

■基本目標4 成果指標

	現 況 値	目 標（2025 年）
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成件数	391 件 （令和元年度）	500 件
防災ラジオ無償貸与者数	—	500 件
協定締結法人との訓練などの実施	1 回／年 （令和元年度）	毎年 1 回以上
要支援者の早期避難行動に繋がられる取組の創出	—	1 以上

第6章 下松市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、精神上的の障害によって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所の手続きにより成年後見人などを選任し、本人に代わって契約を結ぶことや本人の誤った判断による行為を取り消すなど、本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

この章を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、施策に取り組みます。

1 計画策定の趣旨

2016（平成28）年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、基本理念が定められるとともに、国の責務などが明らかにされました。また、市町村に対して成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、基本計画策定と合議制の機関の設置について努力義務が課せられました。

「下松市成年後見制度利用促進基本計画」は、地域共生社会の実現を念頭に、本市が取り組むべき成年後見制度の利用の促進に関する施策の方向性を示し、総合的・計画的に推進すること目的に策定します。

2 計画期間

「下松市成年後見制度利用促進基本計画」は、本計画と同様に、2021（令和3年度）から2025（令和7）年度までの5年間とします。なお、地域の実情や社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画策定に向けて

「下松市成年後見制度利用促進基本計画」の策定にあたり、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、家庭裁判所が参加する「地域における成年後見制度利用促進に向けた意見交換会」を開催し、計画の内容を検討しました。

【開催日】 令和2年9月15日

【参加者】 山口県弁護士会、山口県司法書士会、山口県社会福祉士会、
下松市社会福祉協議会、家庭裁判所

【内 容】 成年後見制度の利用状況
成年後見制度利用促進に向けた各機関・団体の取組状況など
成年後見制度利用促進基本計画について

【開催日】令和2年10月12日

【参加者】山口県弁護士会、山口県司法書士会、山口県社会福祉士会、
下松市社会福祉協議会、家庭裁判所

【内容】成年後見制度利用促進基本計画について
中核機関、地域連携ネットワークの整備について

4 施策の展開

◆◆ 現状と課題 ◆◆

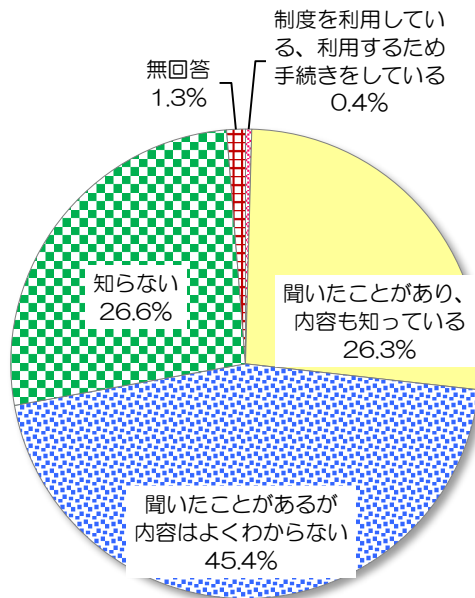
成年後見制度は、障害や病気などにより判断が十分にできない人に対し、本人の権利と利益を守るために大きな役割を担います。本市では、成年後見制度の利用が必要な人が増え、市長申立て実施件数も増えています。経済的な理由で成年後見制度を利用することが難しい場合は、親族以外の後見人などに対し報酬を助成しています。

アンケート調査では、成年後見制度について「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答した人の割合は45.4%であり、「知らない」と回答した人の割合26.6%を合わせると、70%以上の方が成年後見制度の内容をよく知らないと回答しています。また、「判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を使用したいと思いますか」の質問に対し「分からない」と回答した人の割合が48.1%でした。一方、「利用したくない」と回答した人の割合は24.3%で、主な理由として「家族がいる」と回答した人の割合が高くなっています。

制度の正しい理解や権利擁護を必要としている人への必要な支援に繋げる地域連携ネットワークの構築が求められています。地域連携ネットワークには、本人を後見人とともに支える「チーム」、地域における「協議会」、適切に協議会を運営する「中核機関」が必要で、これらの要素を備えた仕組みを整備する必要があります。

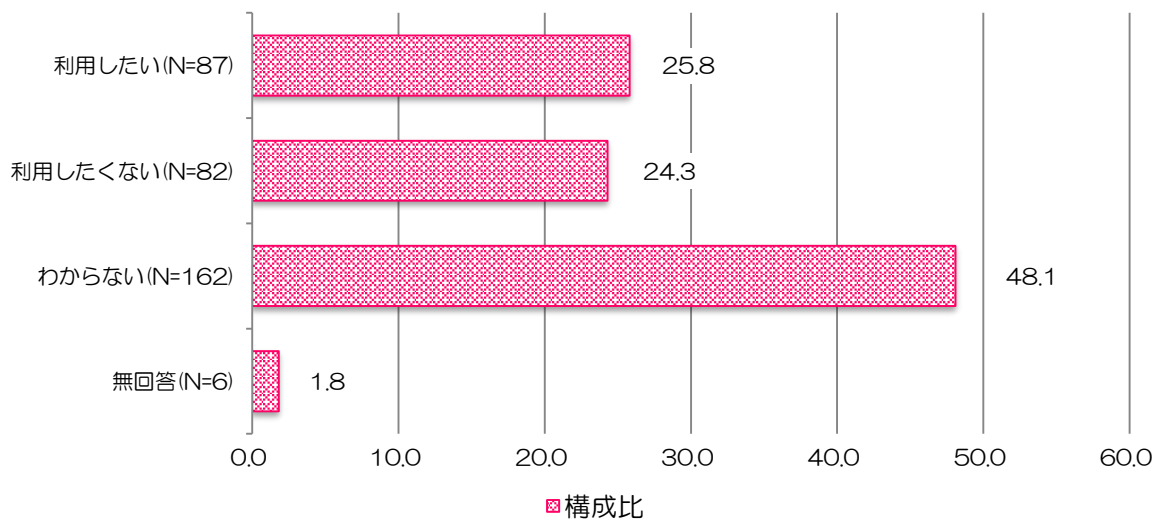
【成年後見制度について】

(回答数：N=467、単位：%)



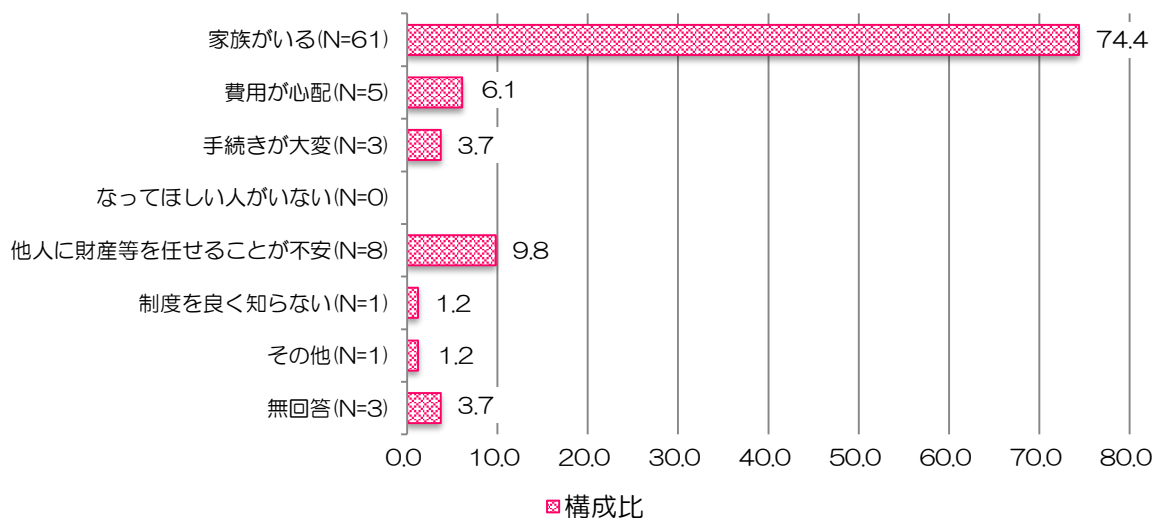
【成年後見制度の利用】

(回答数：N=337、単位：%)



【成年後見制度を利用したくない理由】

(回答数：N=82、単位：%)



基本目標 1 成年後見制度の周知及び利用促進

◆◆ 施策の展開 ◆◆

親族、福祉、医療、地域の関係者とともに、日常生活の中で本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、関係機関などと連携して、本人が必要としている成年後見制度の支援と各種サービスの提供などを包括的・一体的に行うことにより、本人が抱える生活課題の解決を目指します。

地域連携ネットワークを整備するため、福祉、医療、地域の関係者、福祉や法律の専門職の団体などが一体的に連携、協力しながら、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」の構築を図るとともに、民生児童委員協議会（地域の関係者）、社会福祉協議会、社会福祉士会、介護支援専門員協会、相談支援専門員協会（福祉関係団体）、弁護士会、司法書士会（法律関係団体）、家庭裁判所などと連携強化に努め、成年後見制度に関する支援を推進するための情報集約、困難ケースに対応する「協議会」の創設を図ります。また、地域連携ネットワークに、さまざまなケースに対応できる専門知識の蓄積、継続的に地域における連携・対応強化の推進などを行うための「中核機関」を位置付けます。

地域連携ネットワークに関係する各機関は、成年後見制度に関する広報、権利擁護総合相談、成年後見制度利用促進、後見人支援などの取組の推進に努めます。

本市では、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、本人や親族などが成年後見人等選任の申し立てを行うことが見込めない場合、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等選任の申し立てを行います。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 成年後見制度の周知・啓発

- 高齢者の更なる高年齢化などに伴い、今後、成年後見制度の必要性は更に高くなることが予想されます。市広報「潮騒」への掲載、チラシなどの作成、市民出前講座の活用など、成年後見制度の周知・啓発に努め、制度の利用を図ります。

2 地域連携ネットワーク体制の構築

- 権利擁護が必要な市民の発見・支援などに資する地域連携ネットワークの構築及びその中核となる機関の整備を図ります。

3 成年後見制度利用支援事業の推進

- 市民が安心して成年後見制度を利用できるように、成年後見制度の利用が必要であるが申立人がいない場合は市長申立手続きを行い、経済的理由で制度利用が難しい場合は親族以外の後見人などに対し報酬を助成しています。

■成果指標

	現 況 値	目 標 (2025 年)
成年後見制度の認知度 (地域福祉計画・市民アンケート)	26.7% (令和2年度)	35.0%

第7章 協議体の協力による地域生活課題などの把握

1 協議体からの意見

地域生活課題を明らかにし、地域福祉計画に反映させ、解決に向けた取組などを進めるため、米川地区、久保地区の協議体を中心にして、地域生活課題に関する項目の意見をいただきました。各協議体において話し合いを続け、地域の課題を解決する仕組みの創出に繋がります。

※協議体に依頼した時点での基本目標や基本施策を記載。

米川地区ささえあい隊

- 1 開催日時 令和2年7月13日（月）19時から
令和2年8月5日（水）19時から
- 2 開催場所 米川公民館
- 3 参加人数 9名

（障害や子育てに関する意見を得るため、協議体以外の人に参加を依頼し2名参加。）

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

★基本施策1 支え合い意識の醸成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★隣近所がお互いに高齢者であり、ひとり暮らしや足腰などに不自由さを感じている人は外出を避けるようになっている。
- ★各地区の距離が離れているうえに、各地区の人口が減少している。
- ★米川小学校の休校により学校行事がなくなり、交流の場が減少した。休校に伴い、子育て世帯と高齢世帯の交流も減少した。
- ★住民の状況については把握しやすいものの、自ら周囲との交流を疎遠にしたため孤立するという状況が発生している。
- ★若者は仕事のために地域行事に参加する機会も少なく、世代間の交流も疎遠になっている。
- ★支え合うことの大切さが浸透しない。
- ★共稼ぎ世帯の増加、生活スタイルの変化による地域離れを危惧している。
- ★交流が希薄している。家の外に出ることが少なく、地域の人々の生活感が見えない単身世帯や高齢者世帯の孤独や孤立が気になる。
- ★高齢者の施設入所、入院、家族葬の浸透などにより地域の繋がりが途絶えている。

- ★見過ごしている独居の人や引きこもりの人がいるかもしれないので、思い込み過ぎず、現状を把握する努力が必要である。
- ★新型コロナウイルスの影響により、色々な催しやボランティア活動が無くなり、以前にも増してコミュニケーションが取れなくなった。
- ★米川公民館や老人集会所で交流を図っているが、限られた人のみの参加になっている。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★地域行事にできるだけ参加し、顔を合わせたらしっかりと会話をする。
- ★同じ自治会、隣近所の人々と積極的に付き合う。
- ★清掃作業やボランティア活動の参加協力と地域住民の交流による介護情報などの提供で繋がりを深めていく。
- ★近所付き合い（あいさつや井戸端会議）を心掛ける。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★地域全体で取り組むことのできるイベントなどを継続し、その中で世代を超えた繋がり、気軽に参画できる雰囲気形成する。
- ★地域の行事を少人数でも良いので行う。
- ★民生委員・児童委員、自治会長、近隣の住民で声を掛け合い、交流を図り、見守り支え合う関係を築く。
- ★気軽に集まりやすい呼び掛けをする。

★基本施策3 支え合いの地域活動の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★「米川あったか便」やボランティアグループによる配食サービスのような地域での見守り活動が行われている。これらの活動を支えている者も高齢化しつつある。
- ★米川は山で隔てられた集落がほとんどで、地元だけで支え合うことが困難な地域が多い。
- ★米川地区ささえあい隊において、高齢者などが必要な手助けを調査しても、意見が出ない。必要な手助けを個人対個人の間で解決する方向にある。
- ★今までは、お互いが集まり近所同士の情報を得ていた。外出が難しくなる日常が増えることにより、皆が集まり行動すること自体が難しくなる。
- ★さまざまな課題に対し、関心を持つこと、集会を持つこと、意見を出し合い協議すること、参加協力していくことの体制ができていない。
- ★米川から離れて生活している家族を持つ人が多い。
- ★どの地域でどれだけの人が不自由な生活を送られるのか把握できず、手助け

できていない。

- ★ひとり暮らしになると、日常生活の困りごとともに徐々に増えていく。夏場は家の周りの草刈などの要望が多くなる。
- ★「地域活動は金にならないから参加したくない、他人のための活動をしたくない」という考え方の人が社会全般に見受けられる。
- ★子どものころから、社会活動の必要性についての教育が必要である。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★「集まる」から「出向く」スタイルに変化する。
- ★家族や親族同士で連絡を密にする。
- ★近隣の人への安否確認の声掛けや相談相手になるなど、一人一人が目配りをする。気になる人がいれば、市職員、民生委員・児童委員、自治会長、地域の人などに相談する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★米川地区ささえあい隊の活動として、高齢者などが必要としている手助けを調査する。
- ★自治会などからの配布物は、一軒一軒訪問し、声を掛けて配布する。
- ★地域で声を掛け合い、日常生活を送ることが難しくなった人や手助けを必要としている人がいれば、どのような支援が必要か皆で考え行動に移す。

★基本施策4 地域福祉の拠点整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★小学生低学年と高学年でスクールバスの運行時間が異なるため、低学年の子どもが一人で帰る場合、サルなどに遭遇し被害に遭うことが心配なので、米川に子どもが一人で待てる場所があると良い。
- ★公民館に自習室を設けるなど、自主的に勉強できる公共施設があると良い。
- ★中学生や高校生の移動手段がほとんどない。
- ★足の不自由な人、車いすを利用する人が使いやすい施設、トイレが少ない。
- ★米川にさまざまな活動拠点はあがるが、繋がりが弱い。それぞれの力が協力し合えるシステムが必要である。

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の強化

★基本施策1 地域福祉活動を推進する人材の育成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★活動を担う人が固定化・高齢化しており、若年層は仕事に縛られて活動に積

極的に参加できない状況にある。

- ★福祉的な活動への関心度は低く、各組織が既存の体制では、今後、維持すること、連携すること、担い手になる人材の確保は困難な状態にある。
- ★地域福祉を支えている人々から順に若い世代へ引き継ぎたいが、その中間層の人が地元におらず、他県などに出ている。残っている若い世代も仕事があり、世帯数も少ないので、なかなかスムーズにいかない。
- ★若い人は忙しく、動ける人は再雇用などで仕事がある。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★地元で生活の拠点を置く。
- ★自分の得意な分野で地域福祉のお手伝いができるよう声を掛け合い、地域活動に参加する意識をもつ。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★福祉活動などの地域ボランティア活動への参加にも目を向けやすくする環境づくりをする。
- ★近隣でコミュニケーションをとり、若い世代の人も地域で活動できる場や機会をつくり、参加して意識を高めていく体制をつくる。

★基本施策2 ボランティア活動への参加の促進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★米川地区ではボランティア活動が結構盛んであるが、活動を支える人が一部の人に集中しており、固定化・高齢化している。
- ★新型コロナウイルスの影響で活動を休止している。
- ★米泉湖周辺の植樹された木を剪定する人も高齢となり、また、人数が減り、将来が不安である。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★地元で生活の拠点を置く。
- ★ボランティア活動の楽しみを見つけ、地域の人たちと情報を共有して、ボランティア活動の環境について相談・整備し、関心をもってもらう。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★参加しやすい活動に多くの人の参加を呼び掛ける。
- ★有償ボランティアの導入を検討し、活動の輪を広げる必要がある。
- ★ボランティア活動に対する環境の整備、情報提供をし、活動の活性化を図る。

★基本施策3 地域福祉に取り組む団体への支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★金銭的な支援があったとしても、自由な活動に対する負担や制約にならないようにする必要がある。
- ★高齢化が進み、担い手の確保が難しい。現在の活動を引き継ぐことが重責に感じられている面もある。
- ★米川には3つのいきいきサロンがあり、グラウンドゴルフ、日帰り旅行、お茶会、レクリエーションなどで楽しく活動している。誰もが楽しく集まれる“地域の輪”が続くようにすることが重要である。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★自治会の活動への参加や自分に合う団体への活動支援。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★活動の継続や活性化が難しくなっている団体への支援や見直し。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の整備

★基本施策1 生活課題に対応する相談・支援体制づくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★米川地区ささえあい隊の活動をモデル地区に限定して行っているが、範囲を全域に拡大しなければならないものの、人材が不足している。
- ★相談・支援体制は、高度に専門性を有するので、地域では難しい。
- ★もしものとき、困ったときに「〇〇のことは誰に、いつ・・・」など、相談すれば良いか分からない状況にある。
- ★高齢者は「言えば迷惑を掛ける」などと遠慮して連絡すらしないことも考えられる。
- ★地理的には各地区の距離が離れ、今後、ひとり暮らし高齢者がさらに増えることと予想されていることを考慮すると「集まる」ということが難しくなる。巡回訪問型相談窓口などの設置が必要である。
- ★民間事業者による見守り活動や安否確認などができる体制の構築が必要である。
- ★支援が必要な人が相談に行ける場所が出張所だけなので、大変なときに相談に行くことができないことも多々あると思われる。
- ★米川は比較的高齢の人でも元気な人が多いと思う。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★生活の中で気が付いたことがあれば、いろいろな人や団体に情報を提供する。
- ★日頃から健康に気を付け、保健指導などを利用する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★地域単位で、高齢者、障害者、子育て、防災など、色々な事柄に対しての窓口（連絡先）があれば良い。
- ★地域の実情や地域に暮らす人を知り、交流を続け、「どのような手助けを必要としているか」などを知ることが重要。
- ★日常生活でつながっている人の連絡を生かし、さまざまな場面で活用する。
- ★プライバシーを守られる信頼関係を築き、あらゆる相談事に対応できる体制を築く。

★基本施策2 見守り活動の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★日常生活における会話、スーパーや生協による移動販売サービスでの会話なども地域での見守り活動になっている。民生委員・児童委員による見守り活動も役立っている。
- ★農作業をする人の減少に伴い、日中外で活動する人が減少している。それに伴い、近所付き合いや自然な見守りが少なくなっている。
- ★民生委員・児童委員や地域の人が把握しており、何かしらの支援をしていると思われるが、より安心してもらえるような関わりが必要かもしれない。
- ★76歳以上のひとり暮らしの人に、月1回、直接お弁当を手渡ししているので、安否確認もできている。お弁当を作る人も高齢化が進み、新規加入者も少なく、今後の活動に不安を感じている。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★いろいろな場面で人との繋がりをつくることで、見守り活動をしやすくする必要はある。
- ★見守り活動を充実して、変化に早く気付く。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★近所同士でおしゃべりすることが大切である。
- ★民生児童委員と民間事業者との多様な連携づくりなど。

★基本施策3 認知症の人や家族に対する支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★認知症の高齢者などを抱える家庭では、まわりに支援を求めにくいこともあり、家族の負担が大きくなっている。
- ★米川には「のんびり村米川」があり、住民との交流も盛んである。入居できる施設が近くにあれば安心である。
- ★日中見守りができず、徘徊などで命の危険にさらされるという心配がある。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★地域での見守り活動が重要である。
- ★認知症の症状、支援の方法などを学ぶ講座を開催するなど、認知症に対する理解を得る必要がある。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

★基本施策3 社会参加の促進と生きがいつくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★子育てをしているときのまわりからの声掛けや誘いは、とても励みになりますが、無理強いにならないようにする必要がある。
- ★米川児童館の閉館により、子育てをする若いお母さんの交流場所が無くなった。近くに気軽に行ける場所があれば、育児に関するストレスや不安などが少しは解消できる。気軽に集える交流サロンが必要なのではないだろうか。
- ★各種スポーツをする機会は地域ごとにあるようだが、あまり知られていない。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★無理強いにならないように、相手の人が選択できるようにして催しなどに誘う。
- ★一人一人が興味のあるものに積極的に参加する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★米川小学校の休校に伴い、レクリエーション教室やスポーツ大会などの機会が少なくなる可能性があるため、環境を整える必要がある。

★基本施策4 生活のニーズに応じたサービスの提供

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★あったか便が利用者からは好評であるが、通院のためには利用できない。
- ★コミュニティバスの米泉号が利用可能で、サービス内容、便数ともに優れているが、学生なども利用しやすいように改善する必要がある。
- ★米泉号は予約をすれば家の近くまで送迎してくれ、高齢の人にはとても喜ばれている。利用する人を増やすことが今後の課題である。
- ★市内を巡回するバスや移動販売車など、サービスがなく不便にされている地域があると思う。

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくりの推進

★基本施策1 要配慮者避難支援体制づくりの支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★米川地区は狭い山間部に集落が点在しているため、集中豪雨などによる土砂災害などが心配である。
- ★米川公民館では車いすの利用ができず、避難してもケアができる設備がない。
- ★地域全体がほぼ危険な場所であるため、避難場所に行くことも危険である。
- ★独居の高齢者も多く、一人の避難も難しい。
- ★広範囲にわたり避難行動要支援者がいると思うので、避難するときの支援は連絡の面でも大変だと思う。
- ★日頃から要援助者との関わりを持ち、どのようなとき、どのようなサポートをするか、できるかを考えておく。
- ★ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭が多く、近所への手助けは難しい。
- ★高齢者が多い地域なので、自助から共助へのスムーズな繋がりができるよう、自治会で初期避難場所や避難経路などを話し合っておくことが大事である。
- ★新型コロナウイルスにより、交流や助け合い、支え合いの活動が難しくなっている。感染拡大に注意しながらの体制づくり、仕組みづくりが必要である。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★自宅周りの危険個所の把握と、早め早めの対応を心掛ける。
- ★独居の高齢者が隣近所にいれば、声を掛け一緒に避難をする。
- ★行政からの避難勧告、避難指示などに従い、連絡を取り合い避難する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★梅雨時などは、声掛けや事前の心構えについての話し合いを行う。
- ★自治会内で、集まれる家や場所を決めておく。

- ★災害時の近隣住民などからの支援を組み込んだ避難支援プラン（個別計画）を災害時のケアプランとしてつくる。
- ★ひとり暮らしの人の避難プラン（連絡網）をつくる。
- ★実際に体を動かして避難訓練を行う。地域ごとに危険な場所、安全な場所を実際に確認する。
- ★近所への手助けは難しいが、一言声を掛ける。

久保地区協議体

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 開催日時 | 令和2年7月29日（水）17時から
令和2年8月19日（水）17時から |
| 2 | 開催場所 | 久保公民館 |
| 3 | 参加人数 | 10名 |

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

★基本施策1 支え合い意識の醸成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★常時からの御近所交流・地域交流が大切である。助け合いは一朝一夕にできるものではないので、気軽に声を掛けられる関係づくりをどうにかして作れないかと思う。
- ★「大丈夫?」「助けて」が気兼ねなく言える、言える人がいる社会づくりを目指す必要がある。
- ★人と人との繋がり希薄化や支え合いなどコミュニケーションがとれない。
- ★居住地域により生活面、交通面においても利便性等の温度差があり、福祉の面も地域により違いがある。
- ★幼稚園2園の入園児が少なくなり、廃園となった。
- ★若いうちは自分のことばかりで地域のことには無関心、年をとっても地域のことは無関心であるが自分のことを支えてほしいと思う人が多い。
- ★近所の人入院や死亡が後日分かる。できるだけ話さないで事が済んでしまう時代になっている。
- ★家でずっと過ごされる人はどうしているのか、困っているのか分からない。支援を必要とする人がいても、何をしてほしい等、本人から発信があれば行動に移すことができる。
- ★良い意味での目配り、気配り、心配りができ、他人の困りごとを放っておけない人が増えると良い。
- ★社会の変化とともに、みんなで何とかしようという人が少なくなっている。
- ★久保地区には宅地が少ないため、人口が増えない。農地転用の簡素化など、宅地が増える対策が必要ではないか。
- ★小さいころから地域の行事などに参加し同郷意識を育てていた。地域に幼稚園が無くなり、これからは、小学校低学年から同郷意識を育むことになり、さらに地域を意識することが少なくなるのではないか。また、親のPTAや子ども会活動などが難しくなる。

- ★個人主義が蔓延し、個人情報管理が異常に強くなり、地域の繋がりが弱くなっている。
- ★他人に干渉してほしくない人が増えている。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★あいさつ運動の励行、個々のできることを率先して行う。
- ★班内で、井戸端会議や声掛けを心掛ける。
- ★地域行事やスポーツ文化への積極的参加をする。特に、自治会活動などで男性の参加が少なくなっているため、男性が気兼ねをすることなく、いろいろな活動に参加できる体制をつくる。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★子どもを交えて楽しい行事での三世代交流から始め、避難訓練などの実用的な行事へと徐々に移行していくことができれば良い。
- ★中学生や高校生が地域行事に参加する仕組みをつくり、人材育成や地域行事を活性化させる。
- ★一人がおせっかいをされると嫌われるが、みんなですれば楽になる。
- ★自治会や公民館活動を通して、コミュニケーションを図る。
- ★若い人が参加できる活動を地域でしっかり話し合い、地域全体の問題点を出し、協力をお願いする。
- ★リーダーシップを発揮できる体制をつくる。

★基本施策3 支え合いの地域活動の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★各地区高齢化が進み若い家族が少なく、パトロール隊や自主防災組織なども高齢者が多く、若い人との交流が少ない。
- ★自治会の高齢化が進んでいる。
- ★三世代同居の家庭が少なくなっており、若い人が少ない。
- ★共稼ぎ世帯が多くなっており、近所付き合いが少なくなっている。
- ★自治会長が1年交代で、新しい事業に取り組もうとしない。
- ★葬儀を家で行うことがほとんどなく、皆で一緒に行動することがなくなっている。
- ★自治会名簿を共有することもなくなり、個人的に電話番号を交わす以外、連絡手段もなくなっている。
- ★町内清掃など、自治会行事への参加が少なくなっている。
- ★65歳まで働く人が多くなり、特に男性が自治会と疎遠になっており、近所の状況が全く分からない人が増えている。

- ★古い団地などでは高齢化が進んでおり、10年後を考えると支えられる人が多くなり、地域の支え合いが成り立たないのではないか。
- ★できるだけ長く働く人が増えており、仕事を辞めてからの地域活動が難しくなっている。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★行事を主催する側になる前に、参加する側として一歩踏み出す。
- ★受け入れる側も参加しやすい雰囲気づくりをしなければならないと思う。
- ★日頃からの生活の中で助け合いをするように心掛ける。つとめて、隣近所の付き合いをする。
- ★自治会行事にはできるだけ参加する。
- ★日常的に挨拶を交わす。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★世代間交流も20年前ころまでは花見や盆踊りなどでしていたが、最近ほとんど減少している。地区内掃除などを計画し、できるだけ皆が参加できることをする。共同での防災訓練なども良い。
- ★久保地区に住む高齢者の方が、日常生活の中で困ったことがあったときに「いつでも気軽に相談できる場所」として松寿苑を活用していただきたい。

★基本施策4 地域福祉の拠点整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★公民館が中心、老人会なども地域によっては良くされていると思う。

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の強化

★基本施策1 地域福祉活動を推進する人材の育成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★久保地区のような昔からの地区であれば、古くからの知り合いだけに言いにくいということがある。地域によって、人によって、繋がりの度合いに強弱があるのではないかと思う。民生委員や福祉員などで、カバーしきれものではない。
- ★コミュニティ・スクールの取組で、地域とともにある学校づくりがされているが、関わる人も限定的である。子どもと地域の人との交流は増えても、その間の保護者世代が抜けている感じが否めない。
- ★地域福祉の担い手となる人材の固定化・高齢化が問題である。活発に地域活動をしているが、メンバーは大体同じ人が務めている。1人が10の事をす

るのではなく、10人が1人1つのことをする体制にしなければ、何事も先細りである。

- ★福祉に関して、民生委員は近所のことを把握しているだろうが、自治会長はあまり把握できないと思う。個人情報保護もあり難しいと思う。
- ★自治会長や福祉員が1年で交代する地域が多くなっている。
- ★さんさ踊りやふるさとまつりなどで、少しではあるが若い人との交流があり行事などを伝承しつつある。
- ★人材の育成は、個人では難しいので自治会や公民館などで取り組む必要がある。
- ★いわゆる親分肌的な人が少なくなっている。良いも悪いもあの人に頼んだら何とかなっただということがない。
- ★身近に相談者がいることで安心して相談ができる。民生委員、福祉員の引き受け手がないと聞いている。
- ★毎年同じ人が頑張っていて活動しており、高齢化が進んでいる。
- ★地域活動に参加する人が少なく、どうしても一部の人に無理をお願いして何とかこなしている状況である。
- ★自治会も会長が毎年変わるところが多く、自治会として人材育成は難しいと思う。
- ★行事には参加するが、責任者にはなりたくないという考えの人が多。
- ★高齢化、人口減となっており、宅地を確保し人口を増やす必要がある。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★地域活動を少しずつでも積み重ねることが、後々の地域福祉に繋がる。できるときに、できることをするだけで、一歩が踏み出せる。
- ★やりがいを感じてできる活動から始める。やってみなければ分からないこともあるので、まず始めてみるのが大事である。
- ★興味を示してくれる人を探す。

★基本施策2 ボランティア活動への参加の促進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★以前からボランティア活動は盛んであるが、後継者不足が深刻である。
- ★ボランティア活動に無関心な人が多いので、ボランティア活動が楽しくなるような環境づくりが必要である。
- ★ボランティア団体同士の連携が取れていないように感じる。
- ★中学生には積極的にお願いしていて、良い方向ができています。小学生にもできることはお願いして参加してもらっている。大人の参加がやや少ないと感じる。

- ★有償ボランティア制度の仕組みがあれば参加しやすくなると思う。
- ★経済的に余裕がないなどの理由により、親が子どもに習い事などに通わせたくても通わすことができない家庭があると思う。習いたいものが習える場所とそれを教えるボランティア講師が小学校区単位にいたら良いのではないか。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★個人、団体などが気軽に参加できる仕組みをつくり「いつでも、どこでも、だれでも」参加する。
- ★声を掛け、誘うことしかできない。
- ★人と人との出会いは色々な活動を通じて多くあるので、声を掛け誘っていきたい。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★自治会、地域行事も企画の段階から青少年が参加する仕組みをつくる。
- ★公民館や久保地区福祉協議会を中心に、啓発活動を進める。
- ★中学生や高校生へボランティア活動の提供をする。地域行事などへも企画や計画の段階から参加してもらう。保護者の理解も必要だが学校へも協力をお願いする。
- ★新型コロナウイルス感染が終息した後の協議となるが、松寿苑も施設開放により青少年ボランティア育成活動に取り組んでいきたい。

★基本施策3 地域福祉に取り組む団体への支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★「たくましい久保っ子」というすばらしい組織はあるが「たくましい久保っ子」に育ててもらった親も組織任せで無関心である。
- ★身近に相談できる体制をつくり、行政に繋げられる民間団体などを育成する必要がある。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★久保地区福祉協議会を中心に、積極的に支援する。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくりの推進

I 包括的な相談・支援体制の整備

★基本施策1 生活課題に対応する相談・支援体制づくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★相談したいと思ったときに、どこに相談したらよいか直ぐにわかる組織としての仕組みをつくる必要がある。一つの事案でも相談内容が多岐に渡ることが多く、一家庭内で複数人が絡んでいることもある。そういうときにどこに相談したらよいか分かりやすくすることと、相談窓口の一元化は必要だと思う。
- ★市役所に来られない人もいる。電話相談でたらい回しにされない工夫が必要である。縦割り行政の壁をなくし、相談する側に優しい仕組みが不可欠である。
- ★市の福祉と社会福祉協議会の福祉も違いが分からないので、注意が必要である。
- ★一度どこかと繋がることができると、その後のフォローは何とかなるかもしれないが、最初が肝心である。身近なところでの相談窓口が増えると良いと思う。しかし、そのような場所に出向くための交通手段が必要であり、オンデマンド交通など細かなニーズに対応できるものができる良い。
- ★子育て世代には「時間の余裕、お金の余裕、心の余裕」が必要だと思う。核家族化が進み、子どもに関しては対学校のみが相談窓口になっていると感じる。学校の負担が増えるばかりで、長期的なサポートには繋がりにくいような気がする。就園前や中学校卒業後も見据えた長期での見守り体制を考える必要がある。地域での子育てが少しでもできれば、時間と心の余裕が生み出せるのではないかと思う。
- ★さまざまな団体がいろいろな課題に向き合っている。
- ★市や社会福祉協議会などには、いろいろな相談窓口はあるが十分に活用されていないのではないかと思う。相談も受け身ではなく、本当に必要なら個別に回って、困りごとや各種支援に繋げることも大切だと思う。
- ★個人情報の観点から、何かと規制されることが多い。ネット社会になり情報が独り歩きしたり、偽の情報などに振り回されている。協議体ではどのような情報が必要か問題を絞って考え、住民にその必要性を知らせなければならない。
- ★色々な制度を利用できる人はサービスを受けることができ、社会的に孤立することはないが、健康な人とサービスを受けられない人を見つけることが難しい。単身家庭も多くなっており、家に閉じこもる人への対応がない。
- ★民生委員は地域の事を知っていると思うが、情報を共有することは守秘義務がありできない。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★自分から相談しようと思う人ばかりではないので、周りの人が困り事に気付けるかどうかも重要である。
- ★公民館を核とし、個々の団体や行政など連絡相談しながら問題の解決を図る。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★コミュニティ・スクールの推進応援隊として呼び掛けを行う。
- ★久保地区は、地域の結びつきが強い地域であると思う。高齢者世帯や単身世帯が増加しているため、民生委員・児童委員、福祉員など、地域福祉推進のリーダーの方々が活用できるような「ひとり暮らし高齢者マップ」を個人情報に注意しながら作成していくと良いのではないか。

★基本施策2 見守り活動の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★見守り隊やスクールガードによる登下校の見守り活動はできているように思う。
- ★個人情報保護の関係もあり、拒否される人もいる。
- ★見守りが必要な人もいるが、隣近所との折り合いが悪い人も多い。
- ★共稼ぎの家族が多くなっており、また、子どもを一人にしたくない考え方の親が増えており、学童保育を高学年まで拡充する必要があるのではないか。
- ★子どもが犯罪などに巻き込まれないよう各種見守り活動を行っているが、小学生の間は「児童クラブ」を活用できないかとの話がある。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★農作業や買い物の行き帰りなどで気を配る。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★自治会で高齢者や子どもたちに声掛けをする。

★基本施策3 認知症の人や家族に対する支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★認知症の家族について、気付かれたくない、恥ずかしいと思い、自分で（家族内で）解決すべきと思っている人も多い。そこをいかに見つけ出せるか。日頃からの近所付き合いや多くの人との関わりなどが大切である。
- ★認知症の人が散歩されていても、その人が認知症であることはなかなか分か

らない。声掛けや早期発見する方法が課題である。

- ★認知症の人の意志と家族の葛藤は相反するところがあり、認知症が進むと自分の親の変化に耐えられなくなり、精神的にきつくなる。
- ★認知症が初期の段階で「物忘れ外来」などの受診を勧めることができないだろうか。
- ★認知症の人は他者との交流が上手くできなくなり、孤立する傾向がある。単身世帯が増えており、地域では見つけにくい。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくりの推進

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

★基本施策3 社会参加の促進と生きがいづくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★男性の参加者が少ない。
- ★昔遊びなどを伝承するなど、高齢者の知識経験を伝える活動をしているが、高齢化しており継承者がいなくなる。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★自分は何ができるかを見つめて、やれることからやっていく。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★社会参加や生きがいづくりのニーズを洗い出し、必要なものやできそうなことなどの機会を与える。

★基本施策4 生活のニーズに応じたサービスの提供

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★スーパーの販売車などが来ている。
- ★サービスの提供には行政からの支援も必要となる。ボランティアだけに頼ることはできない。
- ★久保地区は公共交通機関を利用するには奥深い地域も多いので、福祉タクシーなどを検討する必要がある。
- ★高齢化により、通院、買い物に行く手段がなくなっている。
- ★ごみ出しが難しい人がいる。

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくりの推進

★基本施策1 要配慮者避難支援体制づくりの支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★自治会単位で自主防災組織は立ち上がっている。
- ★自治会長、自主防災組織の防災担当者が、出来事、高齢者の様子、災害の状況などを把握する必要がある。
- ★災害などにおいて、連絡がスムーズにできる体制を整えないと組織があっても機能しない。
- ★どのような防災備蓄品があるのか、どこに置いているのか、災害時の会員の行動など、自主防災組織の会員にも教える必要がある。
- ★地元消防団、自主防災組織、久保地区 CP 隊などの連絡協議会を組織し、情報の共有を図る。久保地区内で繋がりを持つことが必要である。
- ★自主防災組織の継続と必要性を、行政が体制の長となる人に勉強会などを通じ伝える必要がある。
- ★自治会名簿も共有されていない状況で、家族の情報を得る手段がない。隣の事でもプライバシーがあり、踏み込めない。
- ★要支援者の情報の共有ができていない。
- ★要支援者をどのように、どこに避難させるかシミュレーションできていなければ、戸惑うばかりで何をしてもよいかわからない。
- ★避難したときの情報のフィードバックはどのようにするのか。
- ★災害時は、まず自分と家族の安全を確認してから他者に対して行動を起こすことになる。何ができるか、その場に直面しないとわからない。
- ★福祉避難所を知らない人がおり、災害時の避難支援体制づくりを推進していくにあたり、福祉避難所の周知を徹底していく必要がある。

◆◆ 一人一人ができること ◆◆

- ★地域の防災訓練に参加し、日頃から災害に対する備えの意識を高める。
- ★常に身近な災害の発生を想定し、避難の方法などを家族で良く話しておく。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★自治会、自主防災組織や関係団体と避難要支援者の情報を共有する。
- ★自治会、自主防災組織での最低限の連絡網の必要性を理解してもらう。
- ★自主防災会などの勉強会や訓練を行う。
- ★いざというときに、リーダーシップを取れる人を選んでおき、組織化して、危機管理、避難行動訓練などの勉強会を開く。
- ★要支援者の避難の支援、手助けを了承している人は支援が届くと思うが、そ

れ以外の方は、自主防災組織のあるところは、自主防災組織に登録しておくことで良いと思う。登録をためらう人をどうするのが課題である。

資料編

1 策定体制

(1) 下松市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 下松市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、下松市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること。
- (2) 計画の立案に関すること。
- (3) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、関係団体等からの推薦及び公募により、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、時代の要請に応じた重点的な課題に対応するため、専門部会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を行うものとする。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則（平成24年3月30日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 下松市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	関係団体・役職名等	氏名	備考
協議体	久保地区協議体	蔵田 奈穂子	
	米川地区ささえあい隊	藤村 幸男	
福祉関係者	下松市社会福祉協議会長	市川 正紀	会長
	下松市民生児童委員協議会長	伊藤 信弘	副会長
	下松市障害者福祉団体連合会長	脇田 苗美	
	シニアクラブ下松会長	六反 弘道	
児童関係者	下松市子ども会育成連絡協議会長	橋本 貴代	
	山口県保育協会下松支部副支部長	伊藤 三奈	
保健医療関係	下松市保健推進員連絡協議会長	手嶋 康代	
自治会関係	下松市自治会連合会長	田中 豊	
成年後見人関係	山口県司法書士会	野村 卓志	
市民代表	公募委員	原 卓也	

(順不同、敬称略)

(3) 下松市地域福祉計画策定委員会設置規則

令和3年4月1日、「下松市地域福祉計画策定委員会設置要綱」が廃止され、新たに「下松市地域福祉計画策定委員会設置規則」が施行されます。

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び下松市付属機関設置条例（令和3年下松市条例第5号）の規定に基づき、下松市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり広く市民の意見を反映するため、下松市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の調査研究に関すること。

- (2) 計画の立案に関すること。
- (3) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、関係団体等からの推薦及び公募により、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、時代の要請に応じた重点的な課題に対応するため、専門部会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を行うものとする。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(4) 下松市地域福祉計画策定対策本部設置要綱

(設置)

第1条 下松市地域福祉計画（以下「計画」という。）を総合的に検討し計画策定するため、下松市地域福祉計画策定対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本的な考え方に関すること。
- (2) 計画の具体的な展開に必要な施策及び方向性に関すること。
- (3) その他計画について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、長寿社会課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、本部長の命を受けて本部の事務を処理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(参考人の出席)

第7条 本部長は本部の会議に、幹事長は幹事会の会議に、必要に応じ参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、健康福祉部長長寿社会課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則（令和2年10月30日）

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長	上下水道事業管理者（上下水道局長）	企画財政部長	総務部長	
地域政策部長	生活環境部長	健康福祉部長	子育て支援担当部長	
経済部長	建設部長	教育部長	議会事務局長	消防長

別表第2（第6条関係）

企画財政部	企画政策課長 税務課長
総務部	総務課長 防災危機管理課長 久保出張所長 花岡出張所長 笠戸島出張所長 米川出張所長
地域政策部	地域政策課長
生活環境部	市民課長 保険年金課長 環境推進課長 生活安全課長
健康福祉部	福祉支援課長 子育て支援課長 健康増進課長 人権推進課長
経済部	産業振興課長 農林水産課長
建設部	土木課長 都市整備課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習振興課長
消防本部	警防課長

2 市民アンケート調査結果（抜粋）

1 はじめに

この報告書は、下松市地域福祉計画策定の基礎的な資料とするために、市内にお住いの20歳以上の人の中から1,000人を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、地域福祉などに関する考え方や意見をいただきました。

2 アンケートの概要

- ①調査地域：下松市全域
- ②調査対象者：下松市内に居住する20歳以上の人
- ③送付対象者数：1,000人
- ④選定方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤調査方法：郵送配布-郵送回収
- ⑥回答者数：467人
- ⑦調査時期：2020（令和2）年3月

3 集計内容について

- ★集計結果は小数点第2位を四捨五入しており、構成比の合計が100%にならない場合があります。
- ★複数項目を選択可能な設問は、各選択項目の回答数の合計が、全回答者数（467人）を上回る場合があります。
- ★サンプル数が少ない属性があるため、当該属性の結果が十分な精度を持たない場合があります。
- ★同じ質問を行っている過去の調査結果との比較をしています。2015（平成27）年調査時とあるのは、2015（平成27）年に行った第三次ふくしプラン（下松市地域福祉計画）策定に際してのアンケート調査のことをいいます。

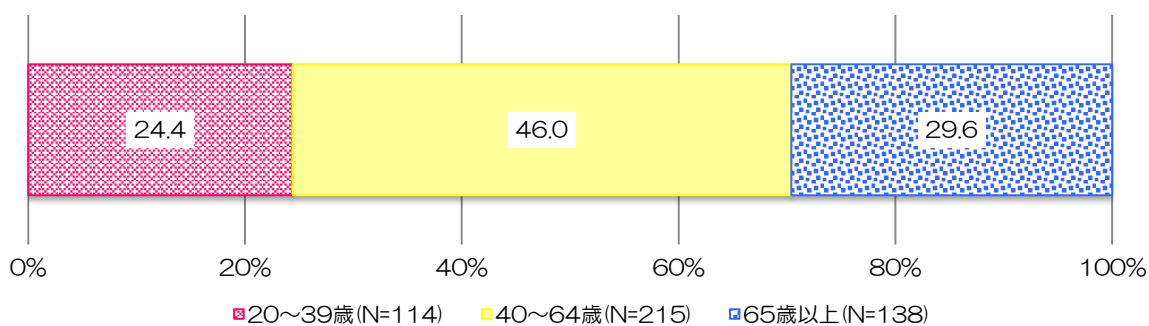
アンケート調査の結果

(一部抜粋した結果を掲載しています)

問1～問3 回答者の属性

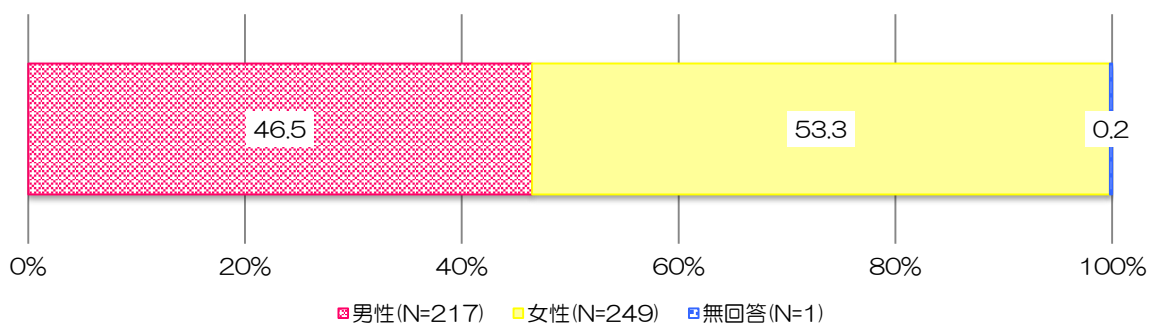
(1) 年齢

(回答数：N=467)



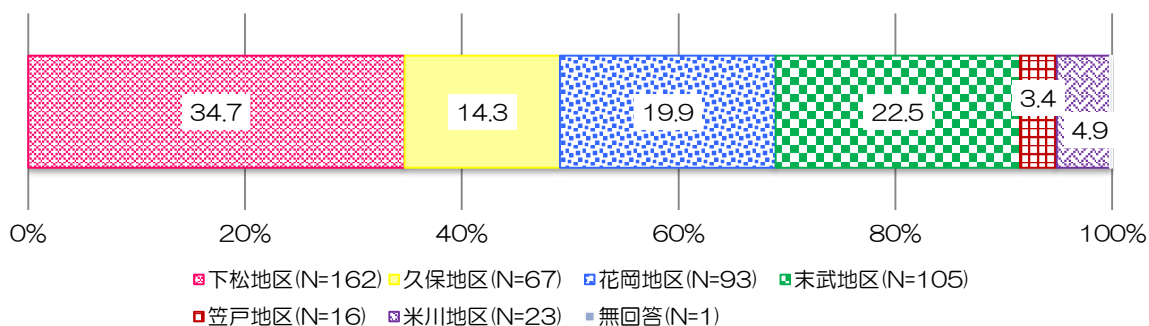
(2) 性別

(回答数：N=467)



(3) 居住地区

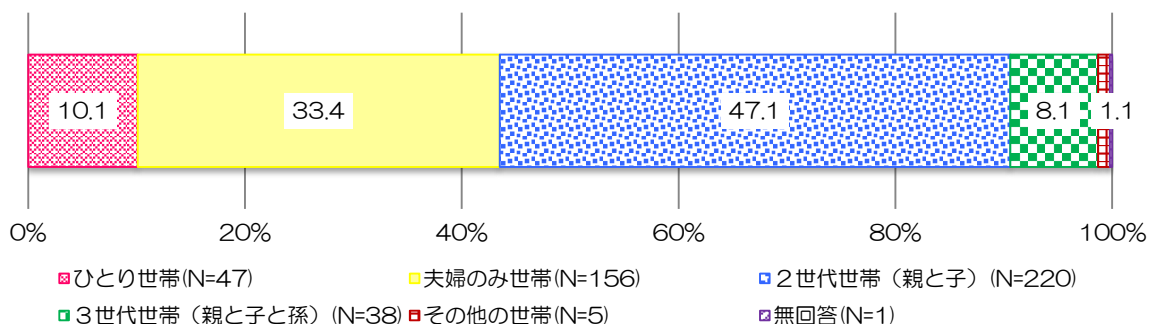
(回答数：N=467)



問4 同居世帯の家族構成

「2世代（親と子）」と回答した人の割合が47.1%、「夫婦のみ世帯」と回答した人の割合が33.4%で、2015（平成27）年調査時に比べ大きな変化はみられない。

（回答数：N=467）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（単位：人、%）

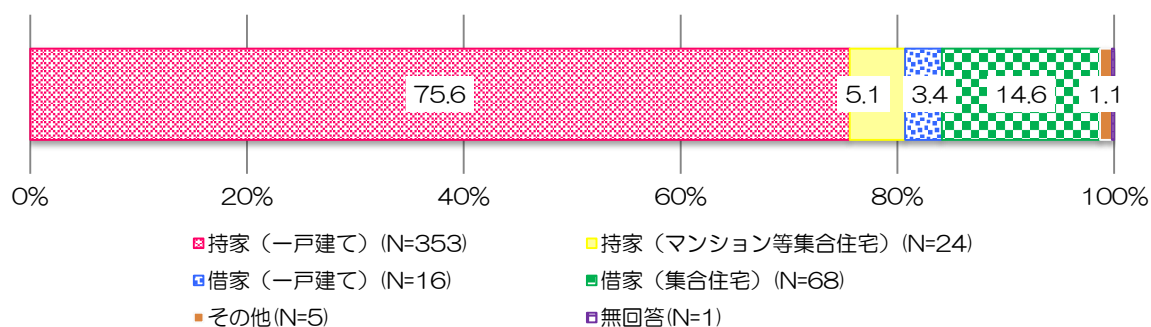
	平成27年		令和2年		増減	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ひとり世帯	48	9.1	47	10.1	△1	1.0
夫婦のみ世帯	169	32.0	156	33.4	△13	1.4
2世代世帯（親と子）	248	47.0	220	47.1	△28	0.1
3世代世帯（親と子と孫）	50	9.5	38	8.1	△12	△1.4
その他の世帯	12	2.3	5	1.1	△7	△1.2
無回答	1	0.2	1	0.2	0	0.0
合計	528	-	467	-	△61	-

問5 住まいの形態

「持家（一戸建て）」と回答した人の割合が75.6%、「持家（マンション等集合住宅）」と回答した人の割合が5.1%で、約8割の人が持家を所有していると回答している。

2015(平成27)年調査時においても約8割の人が持家を所有していると回答しており、大きな変化はみられない。

(回答数：N=467)



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

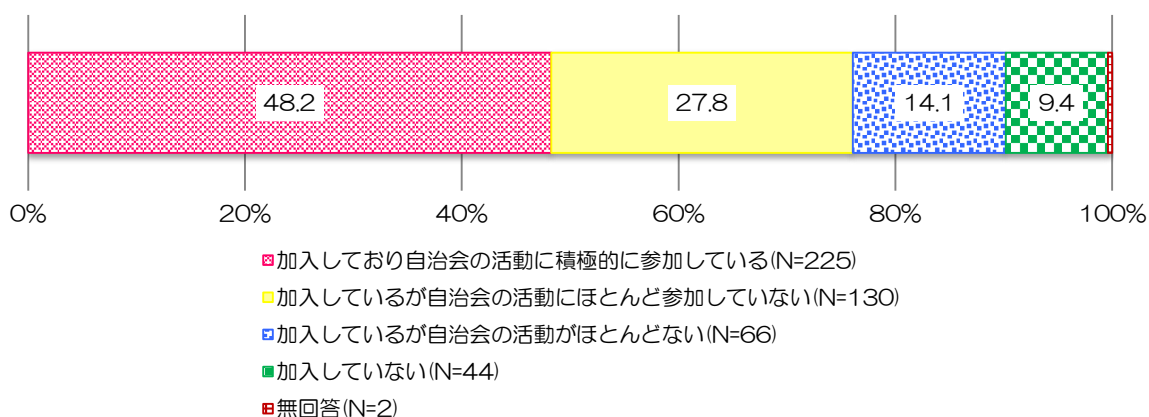
(単位：人、%)

	平成27年		令和2年		増減	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
持家（一戸建て）	405	76.7	353	75.6	△52	△1.1
持家（マンション等集合住宅）	22	4.2	24	5.1	2	0.9
借家（一戸建て）	20	3.8	16	3.4	△4	△0.4
借家（集合住宅）	73	13.8	68	14.6	△5	0.8
その他	7	1.3	5	1.1	△2	△0.2
無回答	1	0.2	1	0.2	0	0.0
合計	528	-	467	-	△61	-

問6 自治会の加入状況

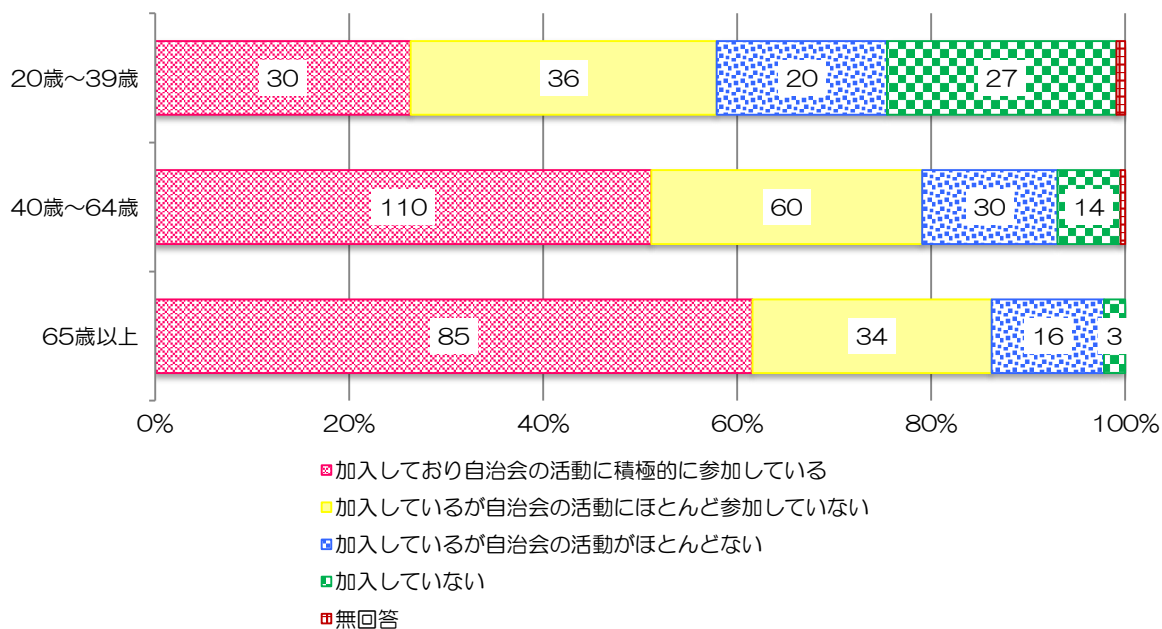
2015（平成 27）年調査時と同じように、約9割の人が「自治会に加入している」と回答している。「自治会の活動に積極的に参加している」と回答した人の割合は 3.3%減少し、「自治会の活動にほとんど参加していない」と回答した人の割合は 0.9%増加している。「自治会に加入していない」と回答した人の割合は、2015（平成 27）年調査時と同じように、年齢が下がるほど高くなっている。

（回答数：N=467）



◆年齢別

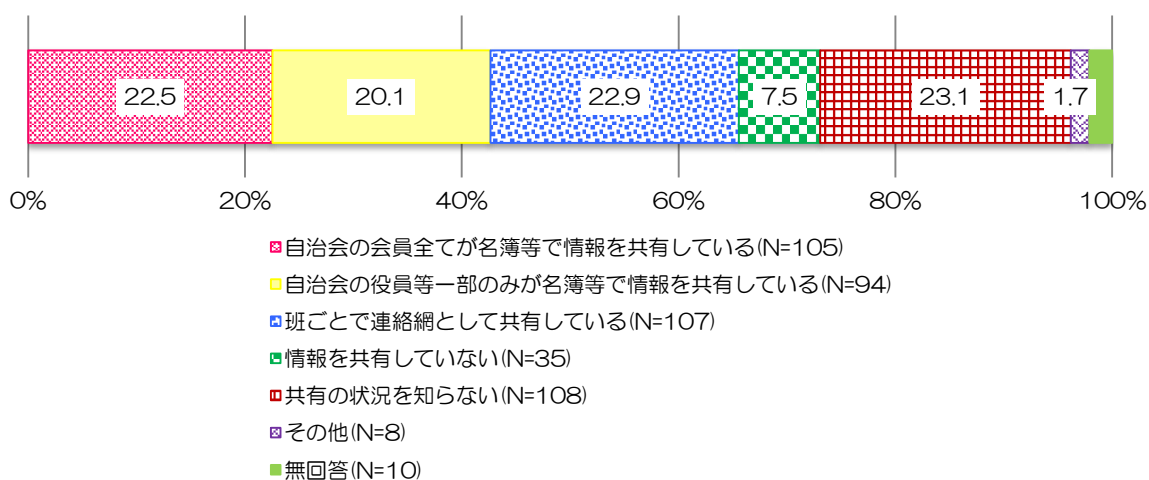
（単位：人）



問7 自治会における会員情報の共有状況

「会員全てが名簿等で情報を共有している」と回答した人の割合は 22.5%である。一方、「共有の状況を知らない」と回答した人の割合は 23.1%である。その他では「回覧で名前を知る」などと回答があった。

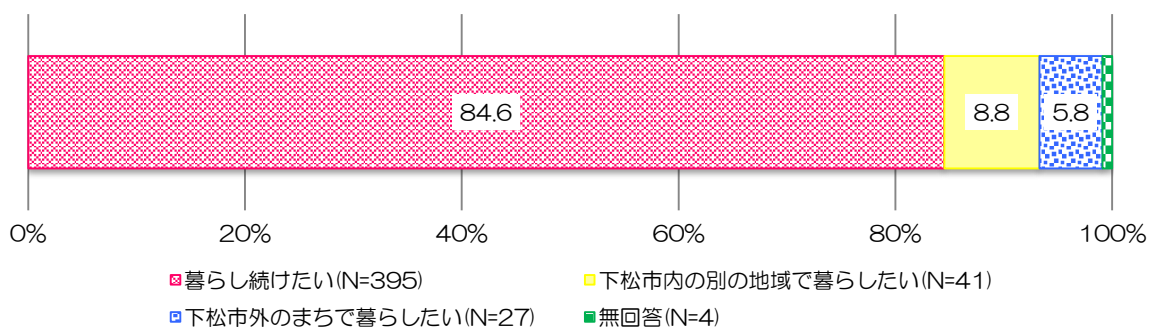
(回答数 : N=467)



問8 現在の居住地への意識

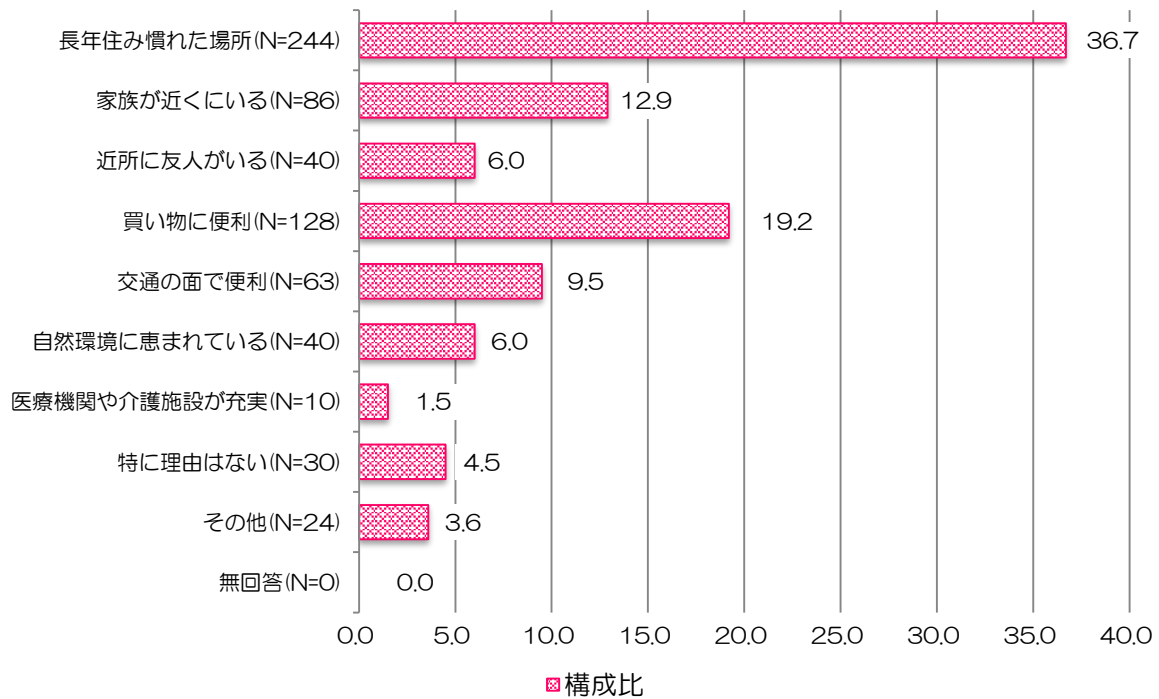
「暮らし続けたい」と回答した人の割合は 84.6%である。2015（平成 27）年調査時でも「暮らし続けたい」と回答した人の割合は 84.5%であり、2015（平成 27）年調査時に比べ大きな変化はない。「暮らし続けたい」と回答した主な理由は「長年住み慣れている」が最も多く、次いで「買い物に便利」が多い。一方、「別の地域で暮らしたい」と回答した主な理由は「交通の便で不便」が最も多く、次いで「買い物に不便」「一時的な住まい」が多い。その他では、暮らし続けたい理由として「勤務先が近い」が多く、「別の地域に暮らしたい」の理由として、災害への不安や子どもの教育に関する心配が見受けられた。

(回答数 : N=467)



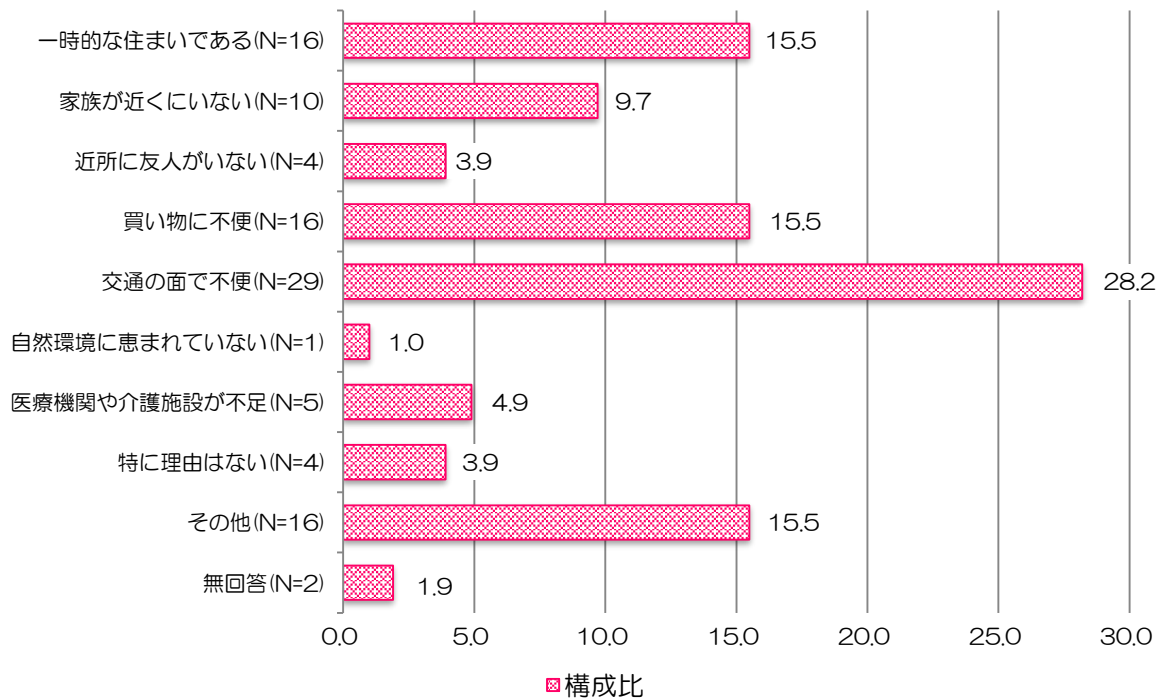
【現在の地域で暮らし続けたい理由】

(回答数：N=665、単位：%)



【別の地域で暮らし続けたい理由】

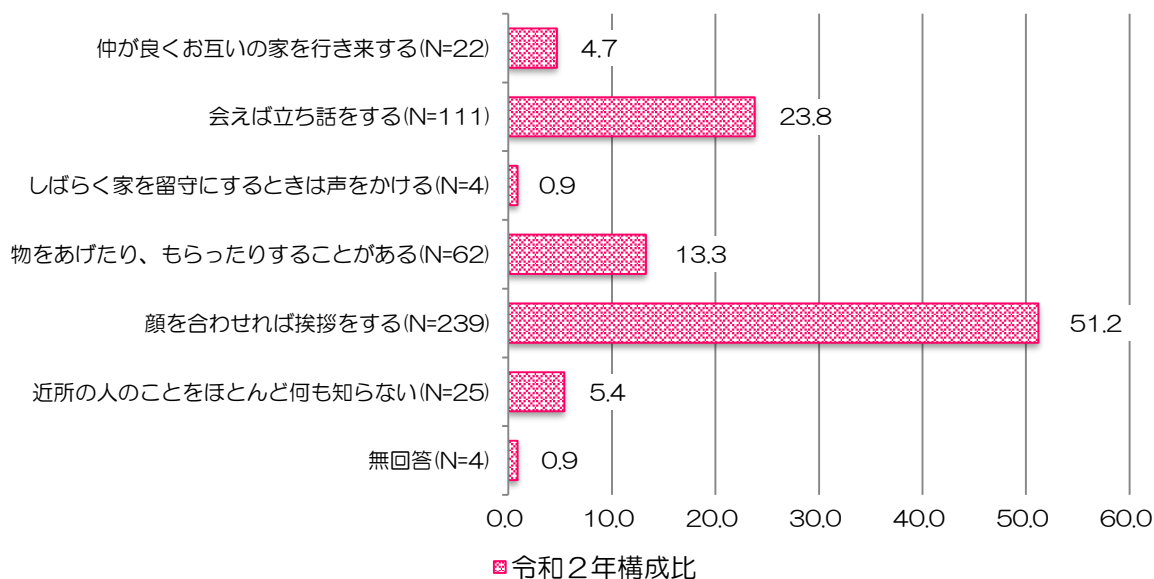
(回答数：N=103、単位：%)



問9 近所付き合いの状況

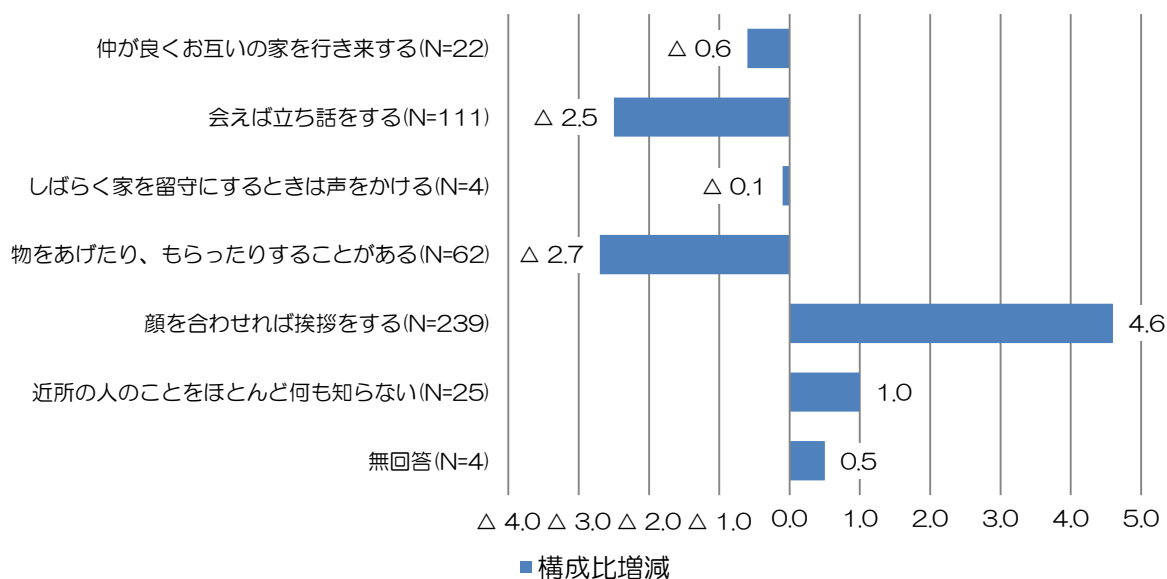
「顔を合わせれば挨拶をする」と回答した人の割合が51.2%と最も高く、次いで、「会えば立ち話をする」と回答した人の割合が高い。「顔を合わせれば挨拶をする」と回答した人の割合は、2015（平成27）年調査時に比べ増加しているが、「会えば立ち話をする」と回答した人の割合は減少している。

（回答数：N=467、単位：％）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

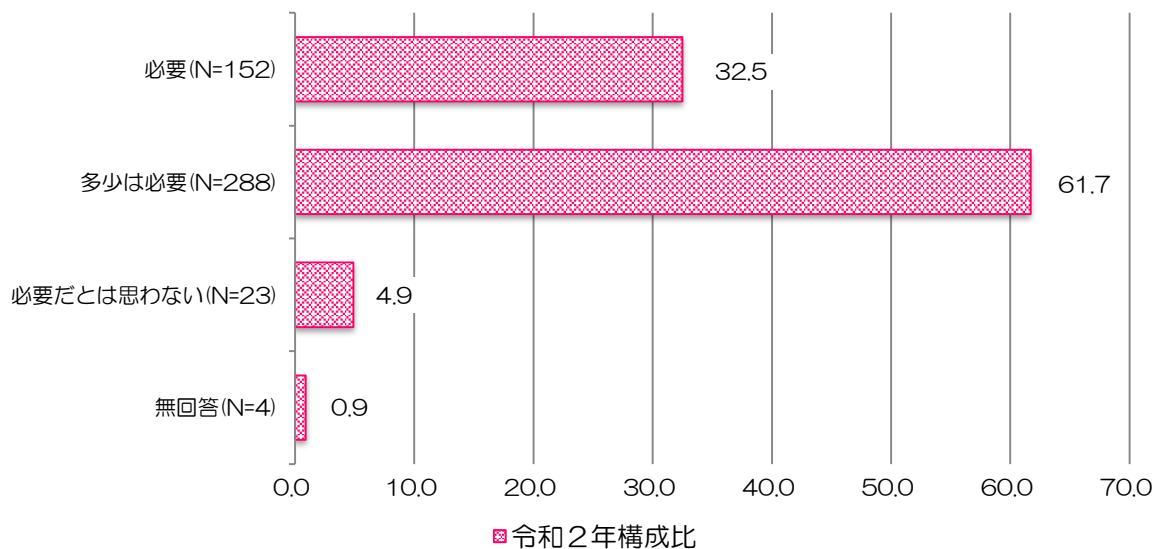
（回答数：N=467、単位：％）



問10 近所付き合いの必要性

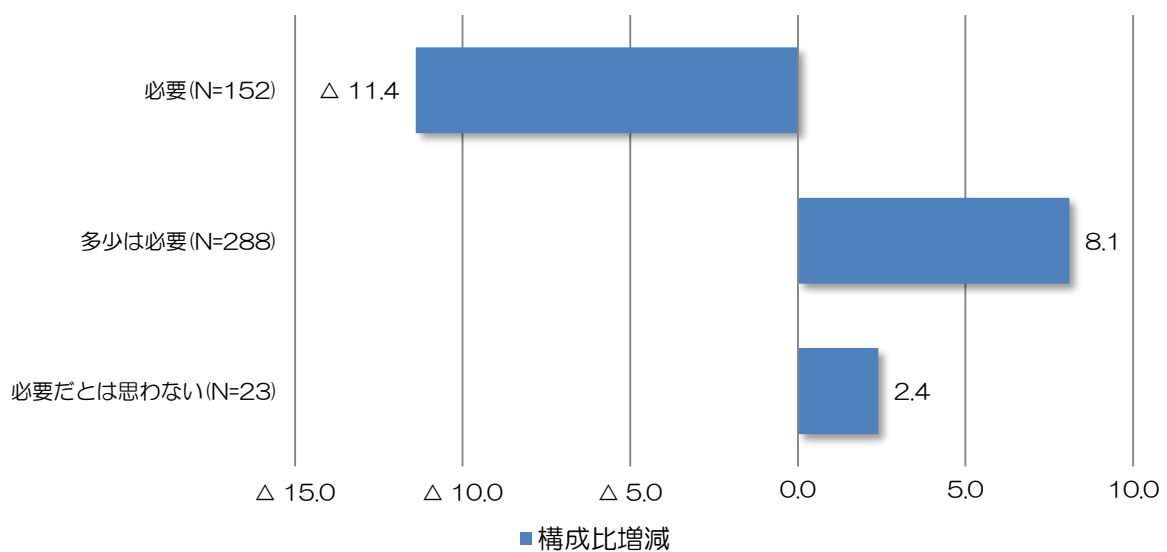
「必要」または「多少は必要」と回答した人の割合は90%を超えており、近所付き合いの必要性を感じている人が多い。2015（平成27）年調査時と比べると「必要」と感じている人の割合が減少する一方、「多少は必要」「必要だとは思わない」と回答した人の割合が増加している。

（回答数：N=467、単位：％）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



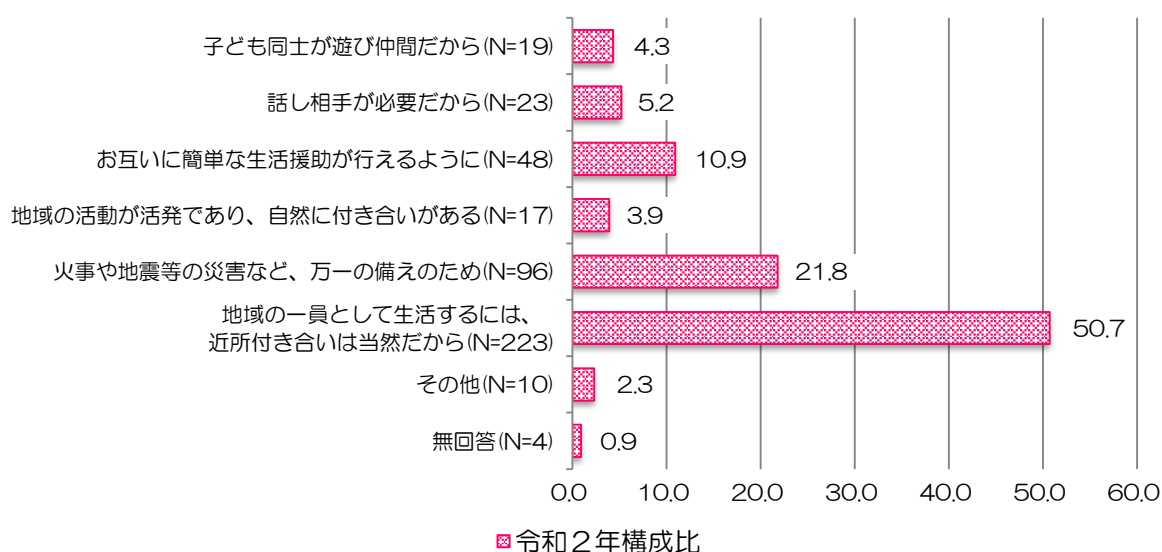
※無回答(N=4)を除く

【近所付き合いの必要性】

「地域の一員として生活するには、近所付き合いは当然だから」と回答した人の割合が高い。2015（平成27）年調査時と比べると、「火事や地震等の災害など、万一の備えのため」と回答した人の割合が増加しており、災害時における地域での助け合いが必要と感じている人の割合が増加している。その他として「地域の情報を共有するため」などの回答があった。「特に困ることはないから」という理由で、近所付き合いが必要と思わない人の割合が増加している。

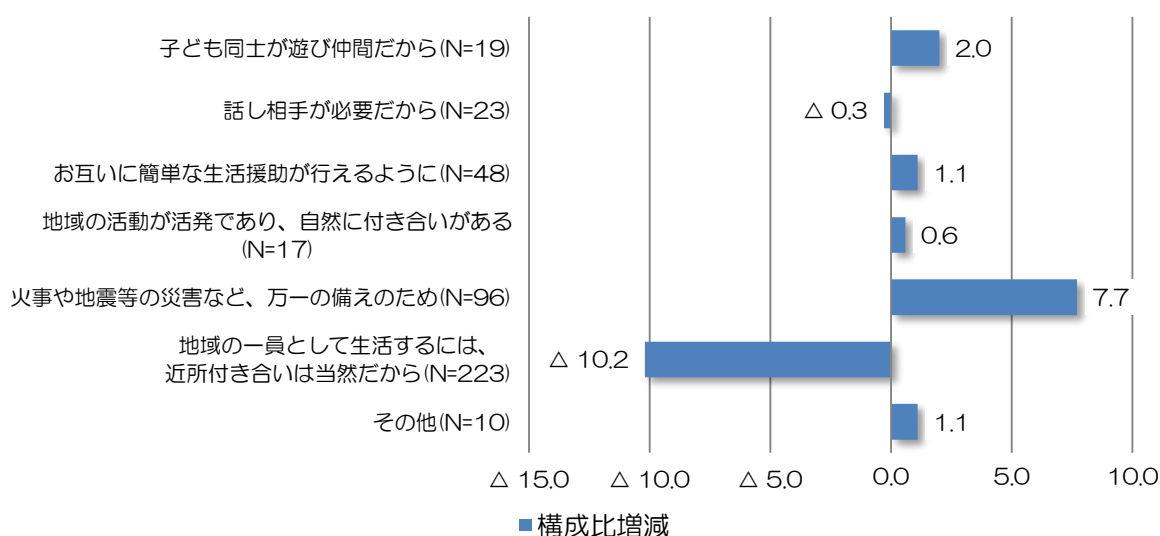
★必要・多少は必要だと思う理由

（回答数：N=440、単位：%）



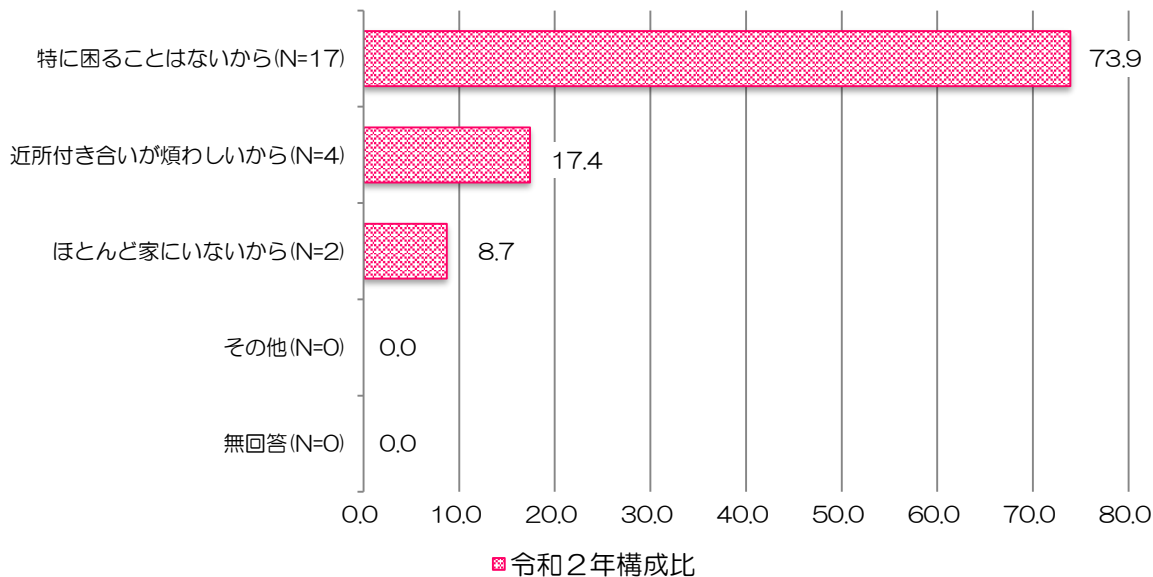
◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=436（無回答N=4除く）、単位：%）



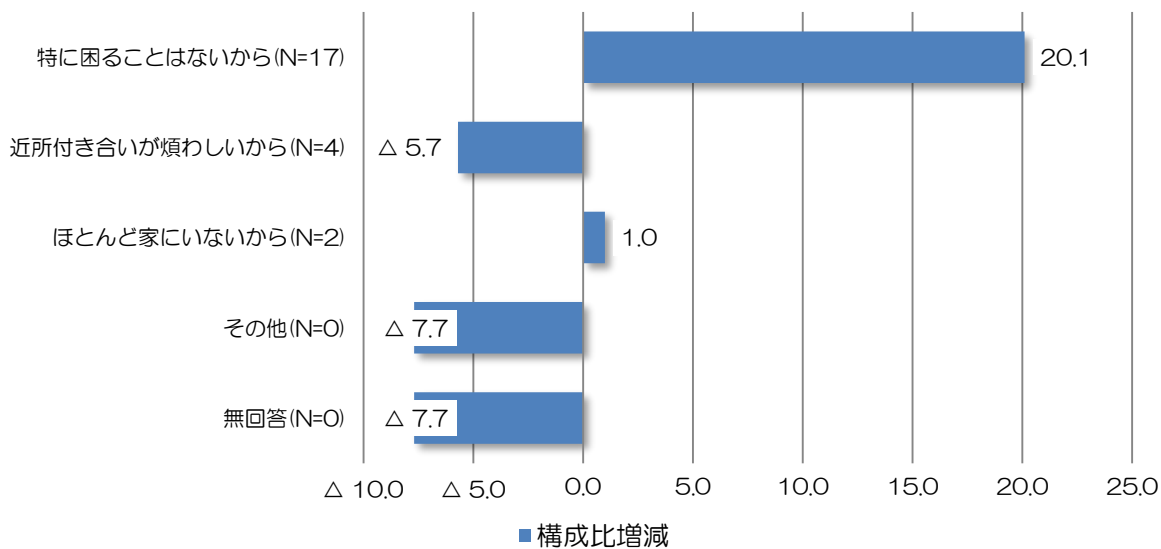
★必要と思わない理由

(回答数：N=23、単位：%)



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

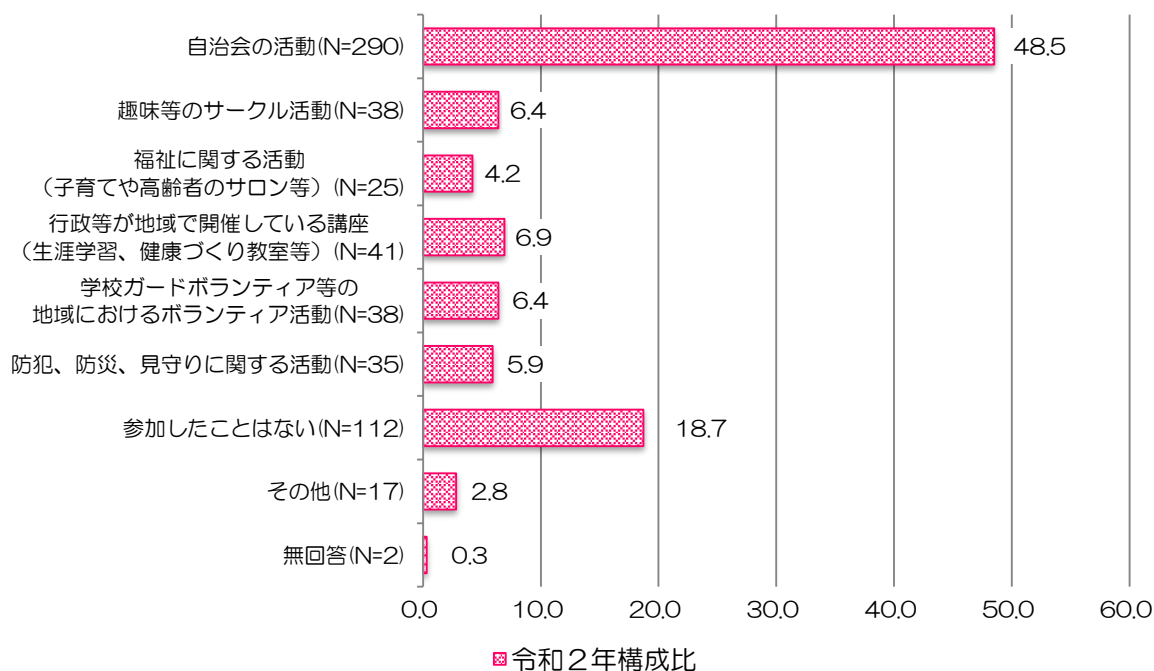
(回答数：N=23、単位：%)



問11 地域活動への参加

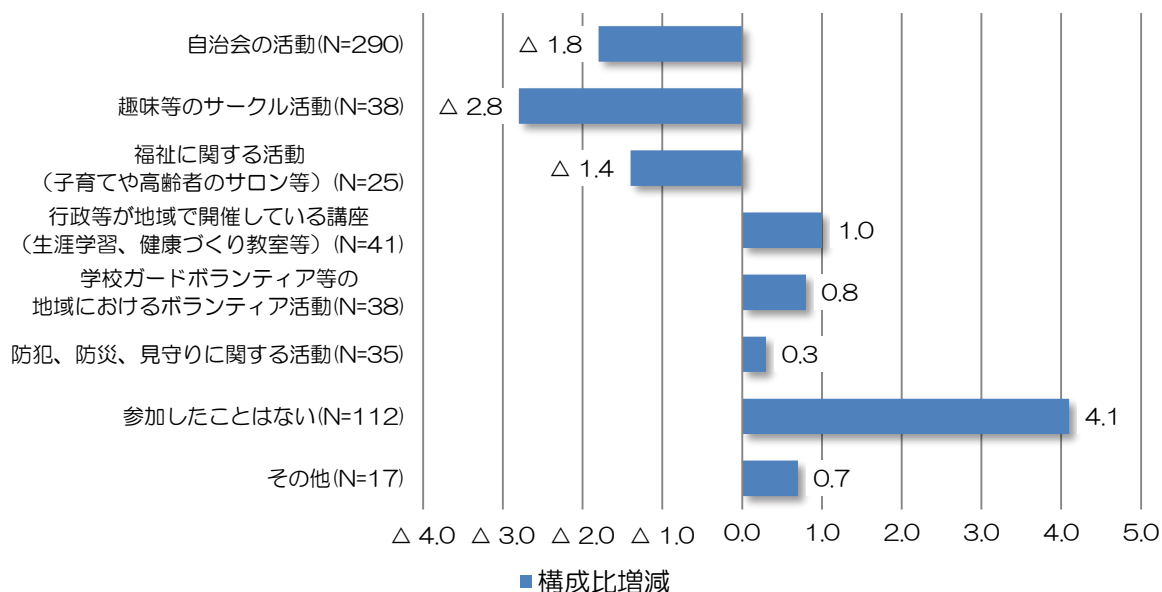
「自治会の活動」の参加経験があると回答した人の割合が48.5%で最も高い。次に、「参加したことはない」と回答した人の割合が高く、また、回答した人の割合は2015（平成27）年調査時に比べ増加している。「清掃活動」と多くの回答があった。

（回答数：N=598、単位：%）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

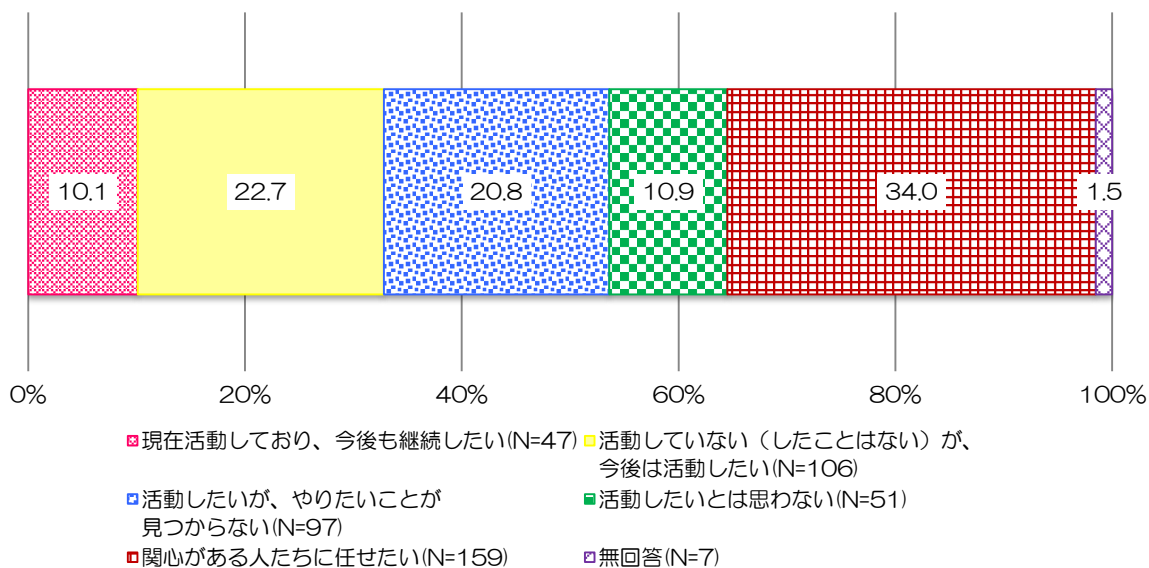
（回答数：N=596（無回答N=2除く）、単位：%）



問12 ボランティア活動に関する意識

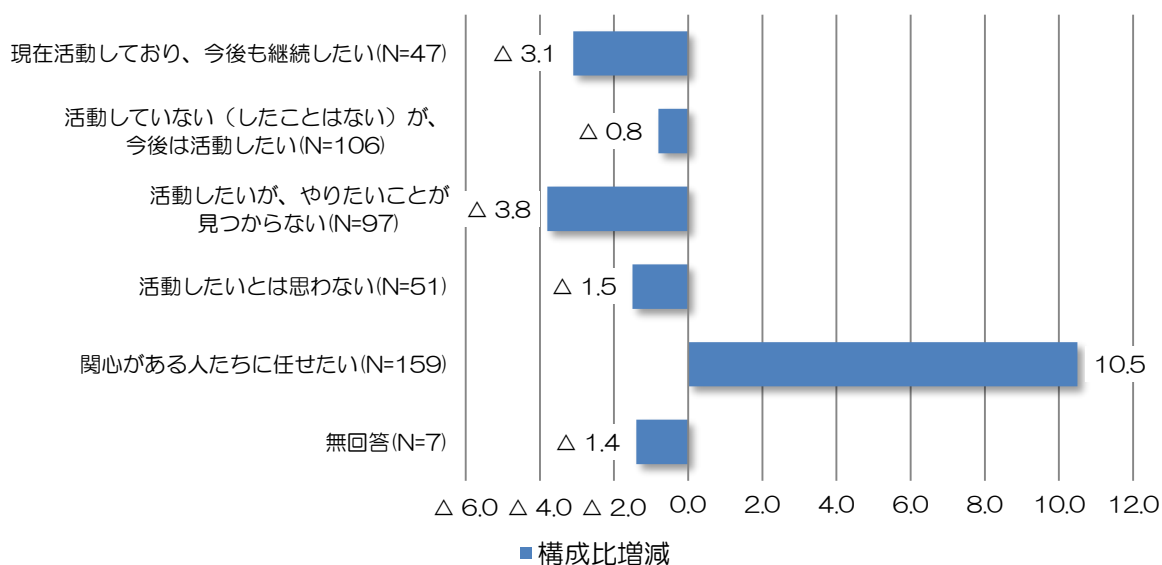
「今後も継続したい」「今後は活動したい」「やりたいことが見つからない」のいずれかを回答した人の割合を合わせると、50%を超える人がボランティア活動に対し意欲を示している。一方で、「関心がある人にまかせたい」と回答した人の割合は34.0%で、回答した人の割合が2015（平成27）年調査時に比べ増えている。

（回答数：N=467）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

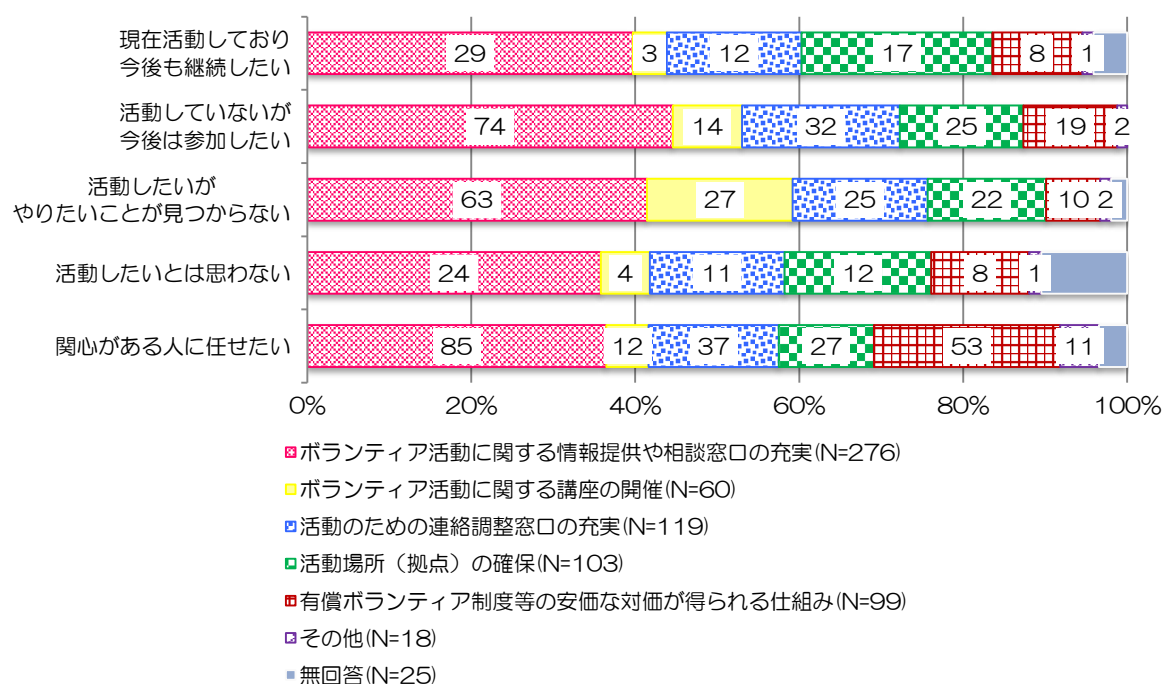
（回答数：N=467、単位：%）



問13 ボランティア活動の活性化に必要な対策

ボランティア活動の活性化に必要な対策として「情報提供や相談窓口の充実」と回答した人の割合が最も高く、次に「連絡調整窓口の充実」と回答した人の割合が高い。現在ボランティア活動をしている人は、必要な対策として、「活動場所（拠点）の確保」と回答している割合が高い。また、「今後は参加したい」と回答した人は、必要な対策として「連絡調整窓口の充実」と回答している割合が高い。その他として「短時間で負担が少ない活動で参加しやすい活動を作ってみる」などの回答があった。

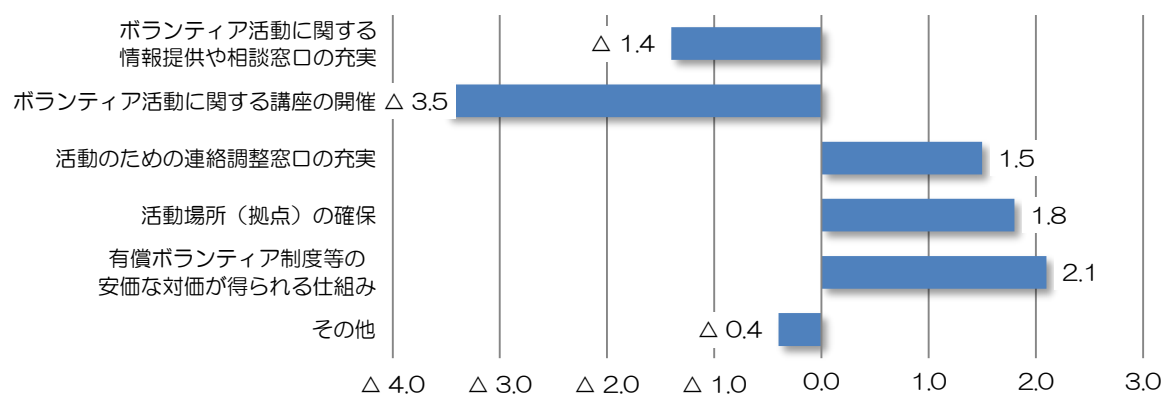
（回答数：N=700、単位：人）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

★必要と思う対策（全体）

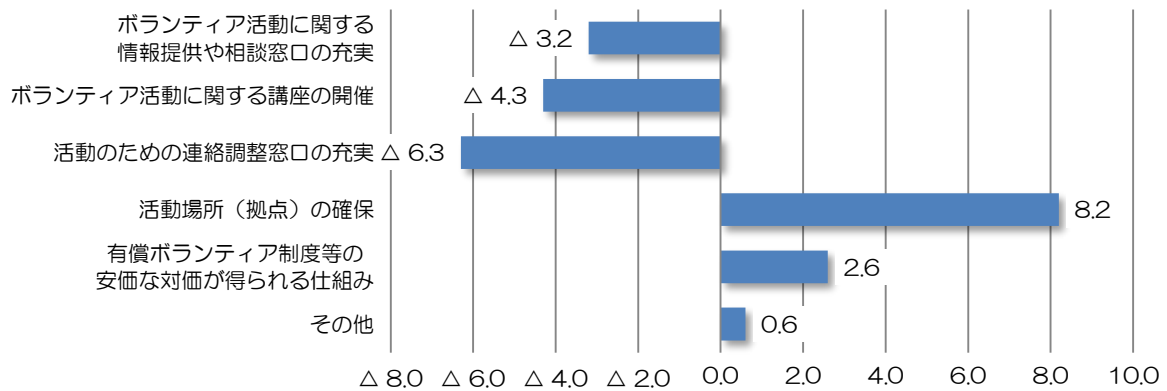
（回答数：N=675（無回答 N=25 除く）、単位：％）



※無回答を除く

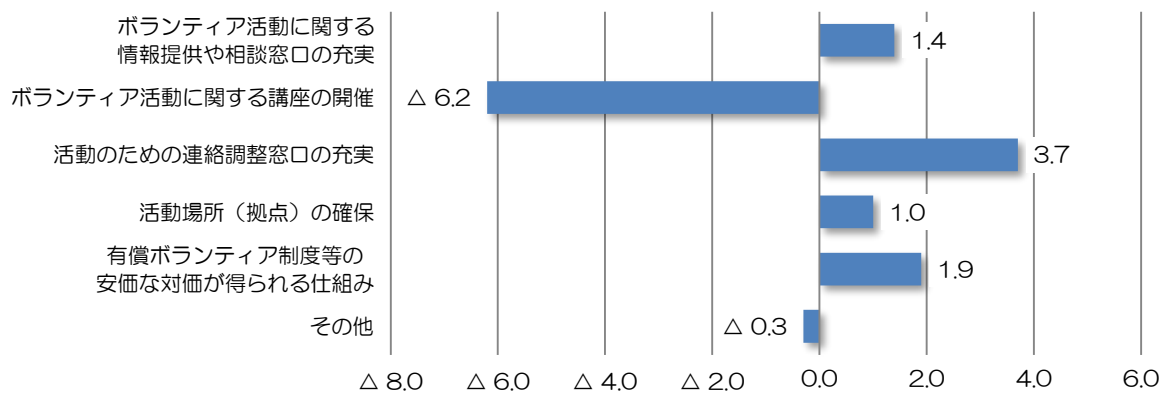
★「現在活動しており今後も継続したい」と回答した人が必要と思う対策

(回答数：N=70 (無回答 N=3 除く)、単位：%)



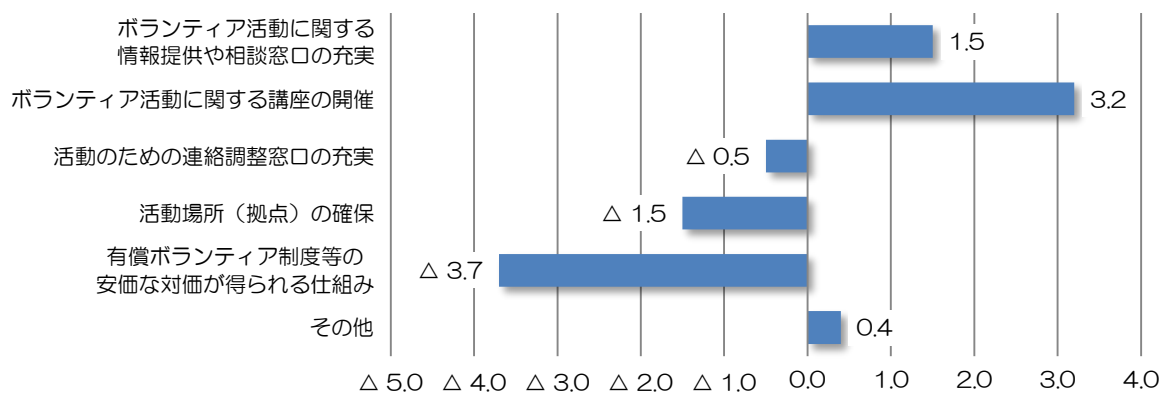
★「活動していないが今後は参加したい」と回答した人が必要と思う対策

(回答数：N=166 (無回答 N=0)、単位：%)



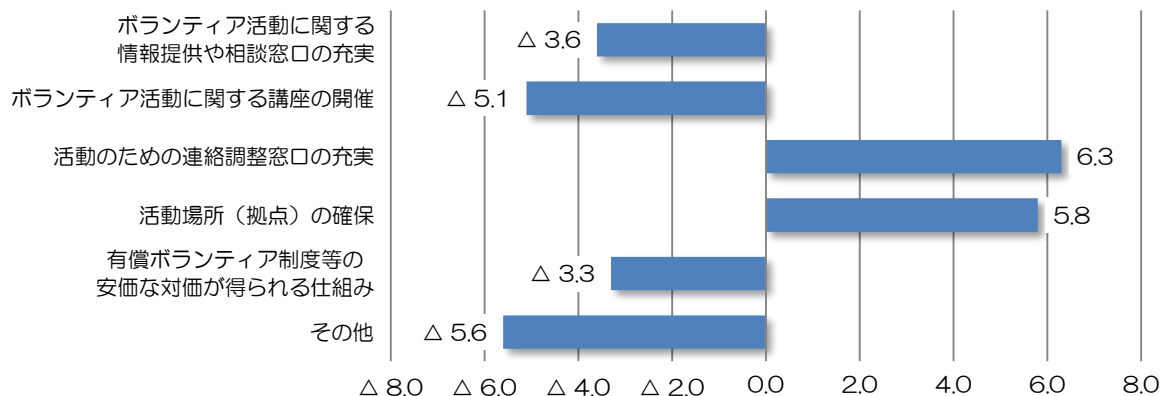
★「活動したいがやりたいことが見つからない」と回答した人が必要と思う対策

(回答数：N=149 (無回答 N=3 除く)、単位：%)



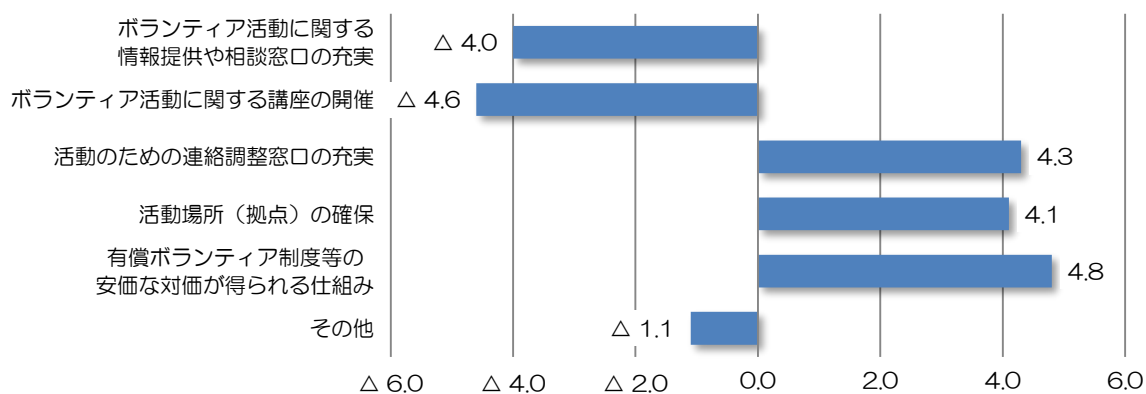
★「活動したいとは思わない」と回答した人が必要と思う対策

(回答数：N=60（無回答 N=7 除く）、単位：％）



★「関心がある人に任せたい」と回答した人が必要と思う対策

(回答数：N=225（無回答 N=8 除く）、単位：％）

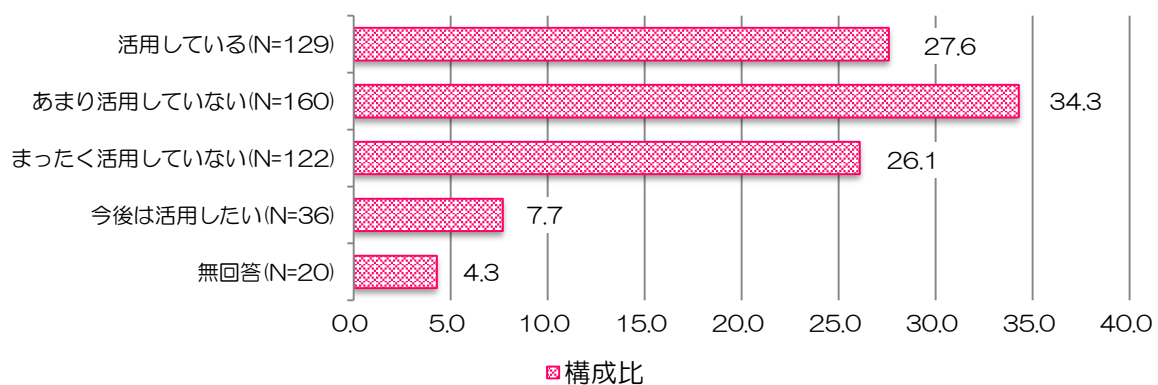


問14 福祉に関する情報を得る手段

福祉に関する情報を得る手段として、「市広報「潮騒」」と回答した人の割合が最も高い。2015（平成27）年調査時でも「市広報「潮騒」」を活用していると回答した人の割合が最も高く、福祉の情報を得る手段として活用されている。また、「インターネットを活用している」と回答した人の割合が、2015（平成27）年調査時に比べ増えており、スマートフォンなどを利用して情報を得ている人が増えていと推測される。

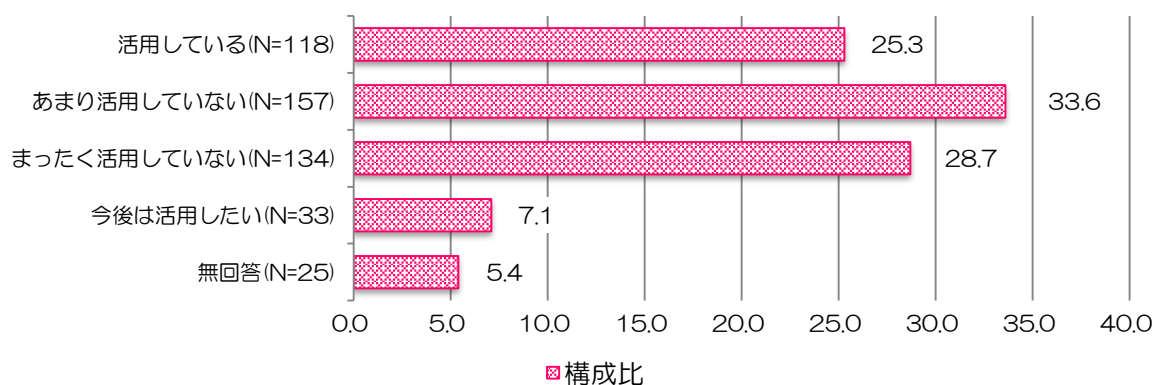
ア 家族

（回答数：N=467、単位：％）



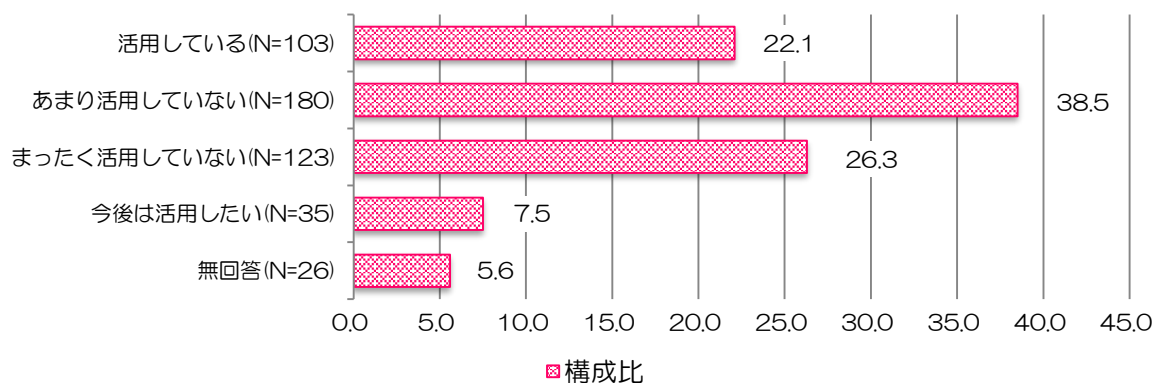
イ 友人・知人

（回答数：N=467、単位：％）



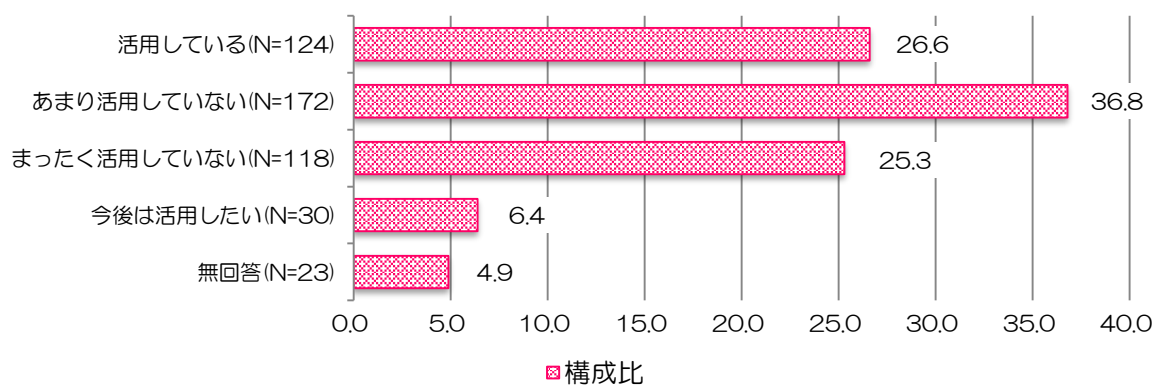
ウ 公共施設などに置かれたチラシや冊子

(回答数：N=467、単位：%)



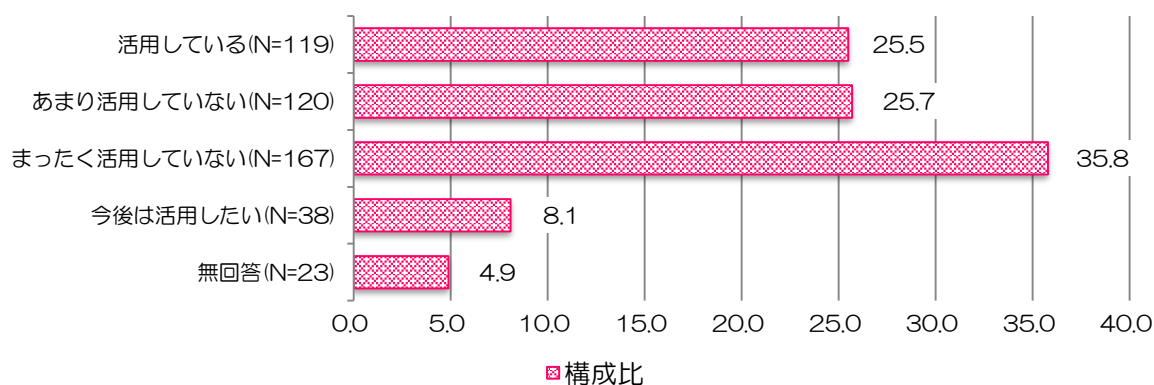
エ テレビやラジオ

(回答数：N=467、単位：%)



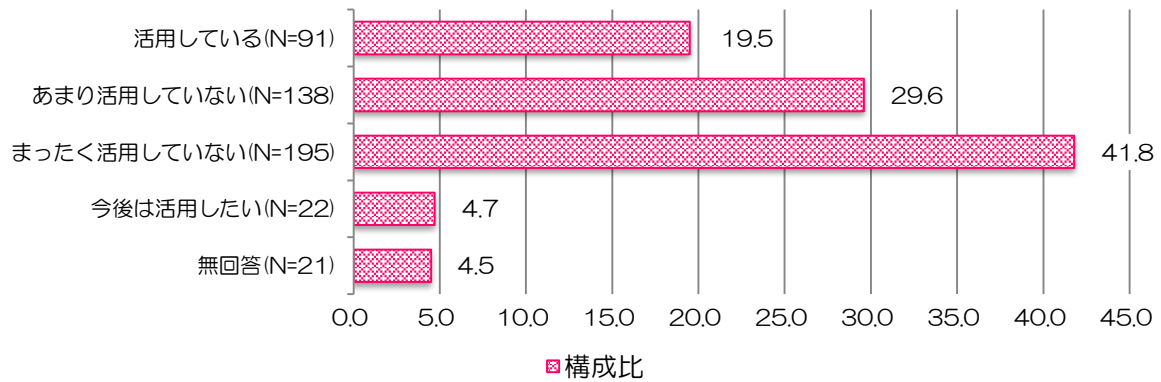
オ インターネット

(回答数：N=467、単位：%)



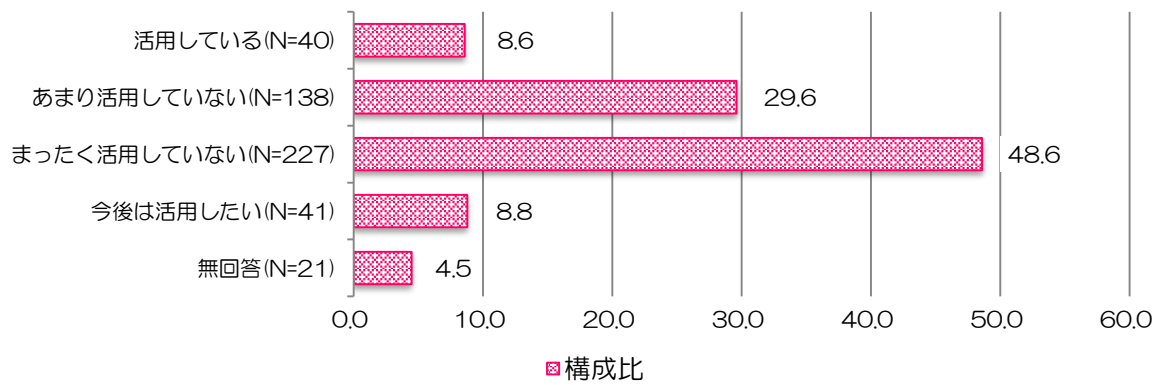
カ 新聞

(回答数：N=467、単位：%)



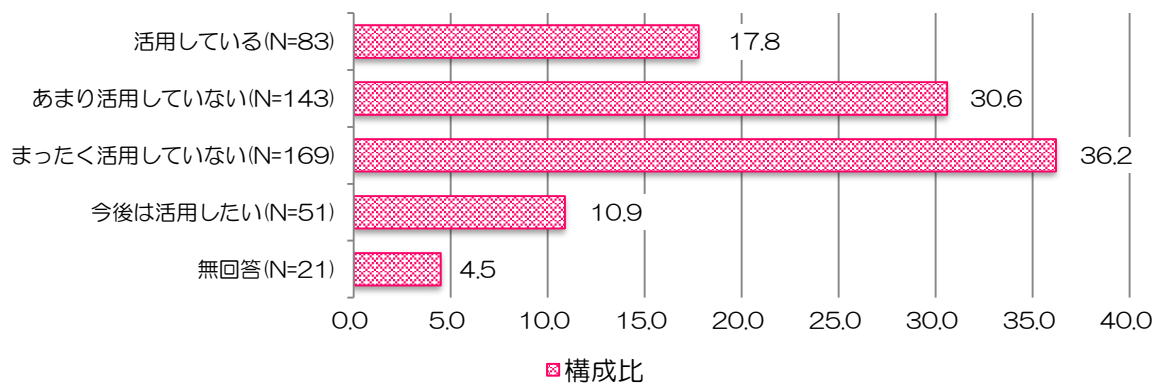
キ 雑誌・専門誌

(回答数：N=467、単位：%)



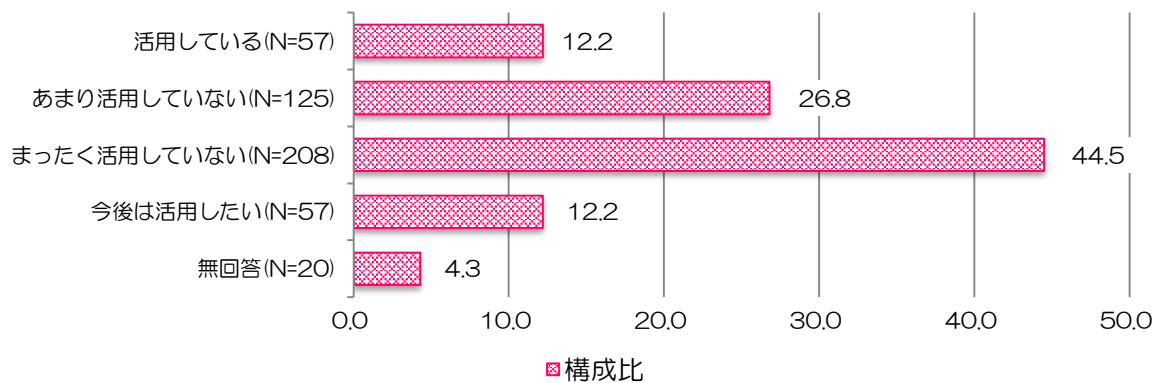
ク 医療機関や介護施設

(回答数：N=467、単位：%)



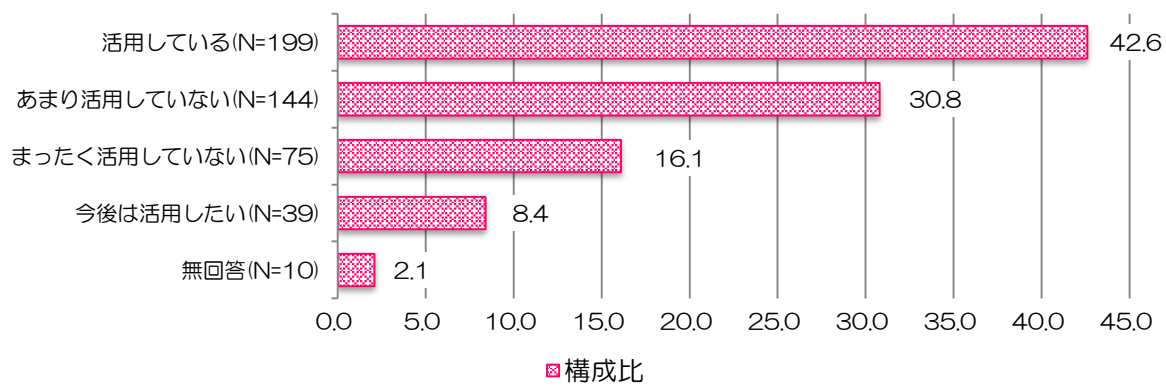
ケ 市役所の担当窓口

(回答数：N=467、単位：%)



コ 市広報「潮騒」

(回答数：N=467、単位：%)



問15 あなたやあなたの家族のことで困っていることや悩んでいること

困っていることや悩んでいることを尋ねたところ、「健康に関すること」と回答した人の割合が最も高く、次に「困っていることや悩んでいることはない」と回答した人の割合が高い。その他として「年金」や「自治会活動」などの回答があった。

★全体・年齢別

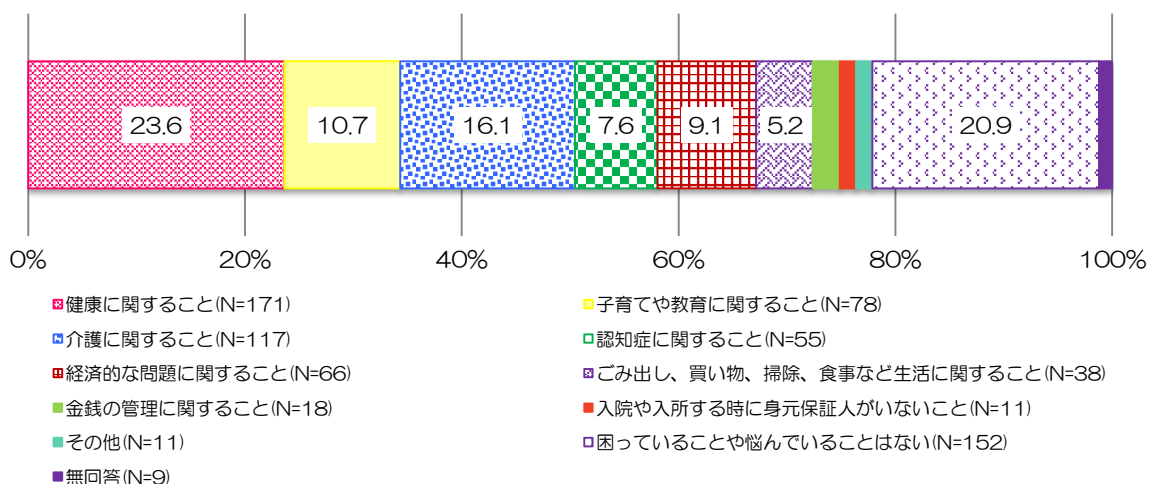
20歳～39歳では、「子育てや教育に関すること」と回答した人の割合が高い。「介護」「認知症」に関することと回答した人の割合は、40歳以上で約28%となっている。

(回答数：N=726、単位：%)

	対象者全体 (N=726)	20～39歳 (N=176)	40～64歳 (N=343)	65歳以上 (N=207)
健康に関すること	23.6	18.2	21.0	32.4
子育てや教育に関すること	10.7	22.7	9.9	1.9
介護に関すること	16.1	9.7	19.0	16.9
認知症に関すること	7.6	4.0	9.0	8.2
経済的な問題に関すること	9.1	7.4	9.6	9.7
ごみ出し、買い物、掃除、食事など生活に関すること	5.2	6.3	5.0	4.8
金銭の管理に関すること	2.5	5.7	1.7	1.0
入院や入所する時に身元保証人がいないこと	1.5	1.7	1.2	1.9
その他	1.5	1.7	2.3	0.0
困っていることや悩んでいることはない	20.9	21.6	20.4	21.3
無回答	1.2	1.1	0.9	1.9

太字：上位3項目

(回答数：N=726)



★世帯別

全ての世帯で「健康に関すること」や「困っていることや悩んでいることはない」と回答した人の割合が高い。「経済的な問題に関すること」と回答した人の割合は、ひとり世帯の人が他の世帯に比べ高くなっている。

(回答数：N=725 (無回答：N=1 除く)、単位：%)

	ひとり (N=76)	夫婦のみ (N=242)	2世代 (N=346)	3世代 (N=54)	その他 (N=7)
健康に関すること	21.1	27.7	22.0	20.4	14.3
子育てや教育に関すること	2.6	4.1	16.8	13.0	14.3
介護に関すること	9.2	15.7	17.1	20.4	28.6
認知症に関すること	7.9	8.7	6.9	5.6	14.3
経済的な問題に関すること	13.2	9.5	8.4	7.4	0.0
ごみ出し、買い物、掃除、食事など生活に関すること	7.9	5.0	4.9	5.6	0.0
金銭の管理に関すること	6.6	0.8	2.6	3.7	0.0
入院や入所する時に身元保証人がいないこと	7.9	1.2	0.6	0.0	0.0
その他	2.6	2.9	0.0	3.7	0.0
困っていることや悩んでいることはない	19.7	23.1	19.4	20.4	28.6
無回答	1.3	1.2	1.4	0.0	0.0

太字：上位3項目

【相談したことがある人】

★全体・年齢別

困っていることや悩んでいることを相談した人は「同居している家族」や「別居している家族や親族」と回答した人の割合が高い。次いで「友人・知人」と回答した人の割合が高い。20～39歳では、「別居している家族や親族」よりも「友人・知人」に相談している人の割合が高くなっている。

(回答数：N=577、単位：%)

	対象者全体 (N=577)	20～39歳 (N=152)	40～64歳 (N=290)	65歳以上 (N=135)
同居している家族	28.2	27.0	26.9	32.6
別居している家族や親族	19.9	16.4	22.4	18.5
近所の人	2.4	1.3	2.4	3.7
友人・知人	18.0	24.3	16.2	14.8
自治会（町内会）の役員	0.2	0.0	0.3	0.0
民生委員・児童委員	0.7	0.7	0.7	0.7
福祉員	0.9	0.7	1.0	0.7
市役所	2.1	2.0	2.8	0.7
地域包括支援センター	1.0	0.0	1.7	0.7
ケアマネジャー	4.0	1.3	5.5	3.7
医療・介護施設	7.6	5.3	7.2	11.1
ボランティア団体	0.0	0.0	0.0	0.0
保育園・幼稚園・学校関係者	2.9	6.6	2.4	0.0
職場の関係者	4.2	6.6	4.8	0.0
その他	0.7	0.7	0.7	0.7
相談した人はいない	6.6	6.6	4.5	11.1
無回答	0.5	0.7	0.3	0.7

太字：上位3項目

★世帯別

ひとり世帯では、相談した人として「別居している家族や親族」よりも「友人・知人」と回答した人の割合が高い。また、ひとり世帯で「相談した人はいない」と回答した人の割合が、他の世帯に比べ高くなっている。ひとり世帯以外の世帯では、「同居している家族」「別居している家族や親族」「友人・知人」と答えた人の割合が高い。

(回答数：N=577、単位：%)

	ひとり (N=41)	夫婦のみ (N=165)	2世代 (N=313)	3世代 (N=51)	その他 (N=7)
同居している家族	0.0	32.7	29.4	33.3	0.0
別居している家族や親族	24.4	21.2	19.2	15.7	28.6
近所の人	0.0	1.8	3.5	0.0	0.0
友人・知人	29.3	16.4	17.9	13.7	28.6
自治会（町内会）の役員	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
民生委員・児童委員	0.0	0.6	0.6	0.0	14.3
福祉員	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0
市役所	4.9	1.2	2.2	2.0	0.0
地域包括支援センター	0.0	1.2	1.0	2.0	0.0
ケアマネジャー	2.4	2.4	4.2	9.8	0.0
医療・介護施設	4.9	6.1	8.0	11.8	14.3
ボランティア団体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保育園・幼稚園・学校関係者	0.0	0.0	5.1	2.0	0.0
職場の関係者	4.9	4.8	3.8	3.9	0.0
その他	4.9	0.0	0.6	0.0	0.0
相談した人はいない	24.4	9.1	2.9	5.9	14.3
無回答	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0

太字：上位3項目

【相談した人がいない理由】

★全体・年齢別

相談した人がいない理由として「自分で解決できる」と回答した人の割合が高い。一方で「相談先が分からない」と回答した人の割合も高く、年齢別では20歳～64歳の年齢層で高くなっている。

(回答数：N=42、単位：%)

	対象者全体 (N=42)	20～39歳 (N=10)	40～64歳 (N=14)	65歳以上 (N=18)
自分で解決できる	37.2	20.0	28.6	55.6
誰にも知られたくない	2.3	0.0	0.0	5.6
プライバシーが守られるか心配	14.0	20.0	7.1	16.7
相談先が分からない	32.6	40.0	42.9	16.7
その他	9.3	20.0	14.3	0.0
無回答	4.7	0.0	7.1	5.6

太字：上位1項目

★世帯別

相談した人がいない理由として、ひとり世帯では「相談先が分からない」と回答した人の割合が高い。

(回答数：N=42、単位：%)

	ひとり (N=12)	夫婦のみ (N=17)	2世代 (N=9)	3世代 (N=3)	その他 (N=1)
自分で解決できる	33.3	35.3	66.7	0.0	0.0
誰にも知られたくない	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0
プライバシーが守られるか心配	8.3	17.6	0.0	66.7	0.0
相談先が分からない	50.0	23.5	11.1	33.3	100.0
その他	0.0	11.8	22.2	0.0	0.0
無回答	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0

太字：上位1項目

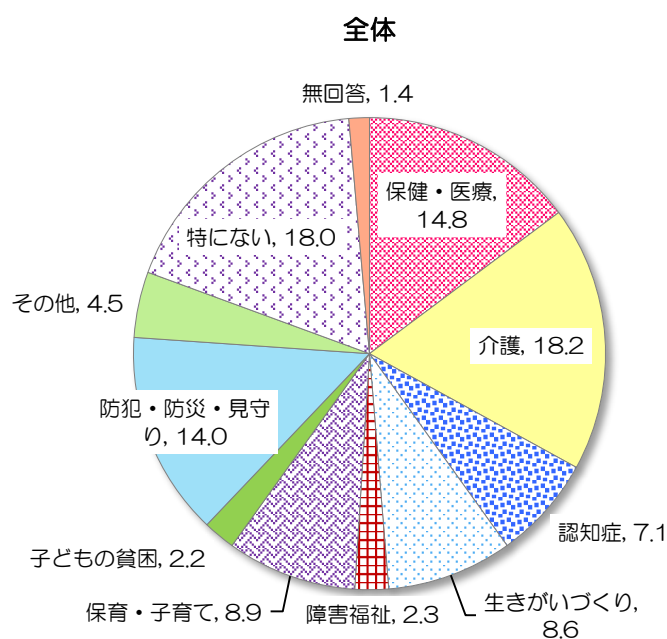
問16 地域の課題

現在住んでいる地域の課題として「介護の分野に課題がある」「特にない」「保健・医療」「防犯・防災・見守り」と回答した人の割合が高くなっている。その他として、「公共交通」や「買い物」などの回答があった。

(単位：人)

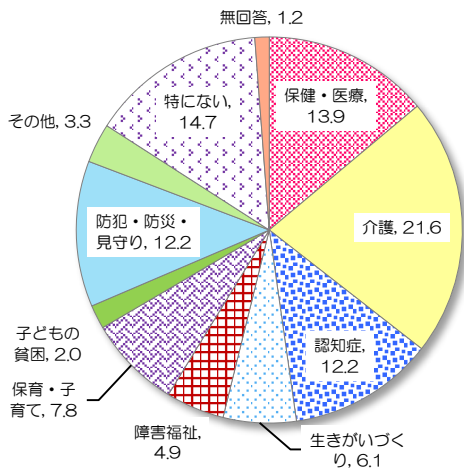
	全体	下松	久保	花岡	末武	笠戸	米川
保健・医療	103	34	13	23	16	5	12
介護	126	53	19	27	18	4	5
認知症	49	30	6	4	4	1	4
生きがいつくり	60	15	9	14	15	3	4
障害福祉	16	12	0	1	3	0	0
保育・子育て	62	19	3	16	20	1	3
子どもの貧困	15	5	2	5	2	0	1
防犯・防災・見守り	97	30	9	20	27	7	4
その他	31	8	5	7	6	1	4
特にない	125	36	28	21	32	3	4
無回答	10	3	1	2	4	0	0
合計	694	245	95	140	147	25	41

(単位：%)

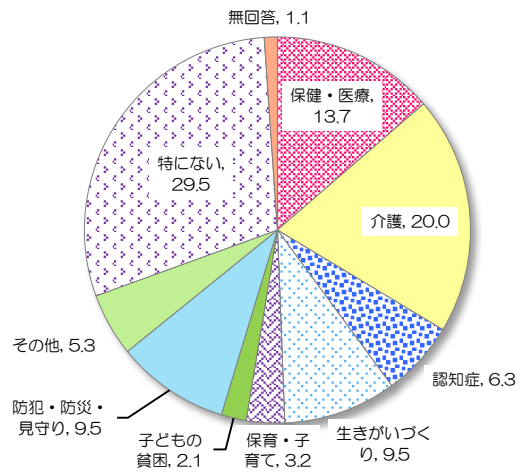


(各地区 単位：%)

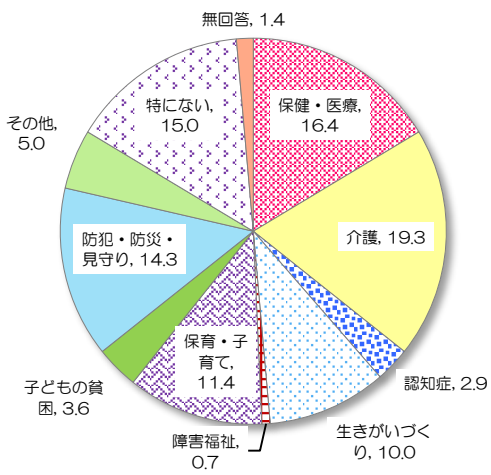
下松地区



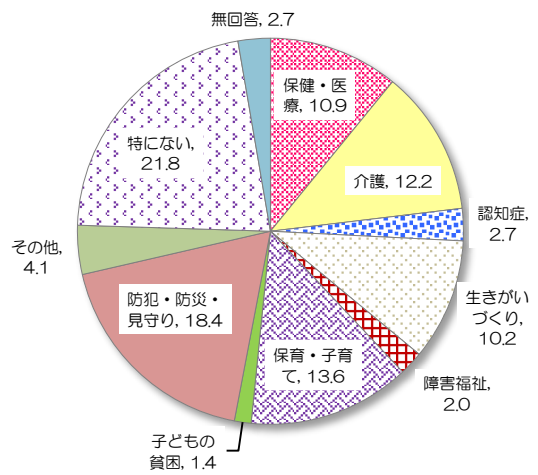
久保地区



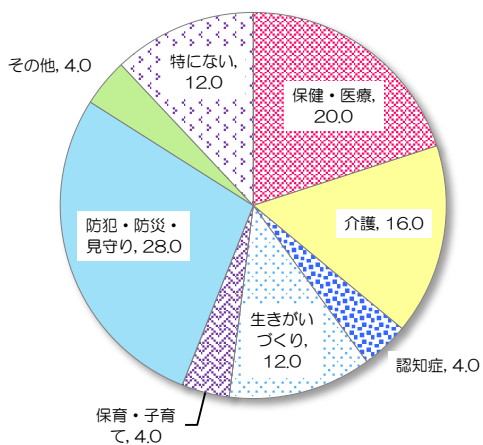
花岡地区



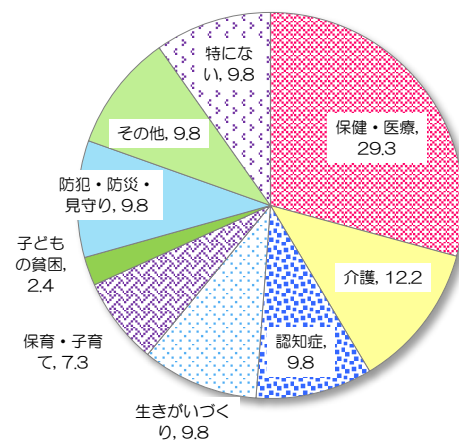
末武地区



笠戸島地区



米川地区



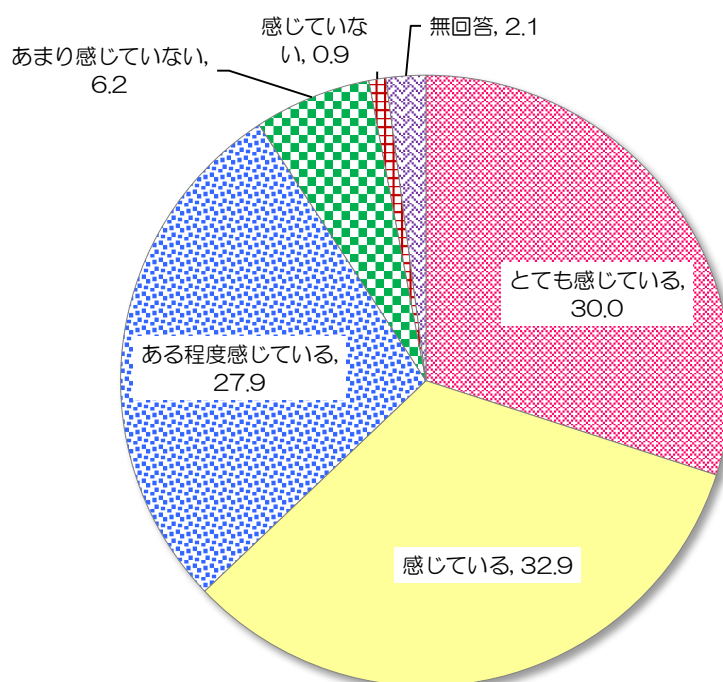
【地域の課題をあなた自身の課題として身近に感じられますか】

60%以上の方が地域の課題を自身の課題として「とても感じている」「感じている」と回答している。また、「ある程度感じている」と回答した人を合わせると90%近くの人が、地域の課題を自身の課題として身近に感じていると回答している。

(単位：人)

	全体	下松	久保	花岡	末武	笠戸	米川
とても感じている	101	46	7	21	19	2	6
感じている	111	41	12	24	19	7	8
ある程度感じている	94	27	15	16	27	4	5
あまり感じていない	21	5	3	7	5	0	1
感じていない	3	2	0	1	0	0	0
無回答	7	2	3	1	1	0	0
合計	337	123	40	70	71	13	20

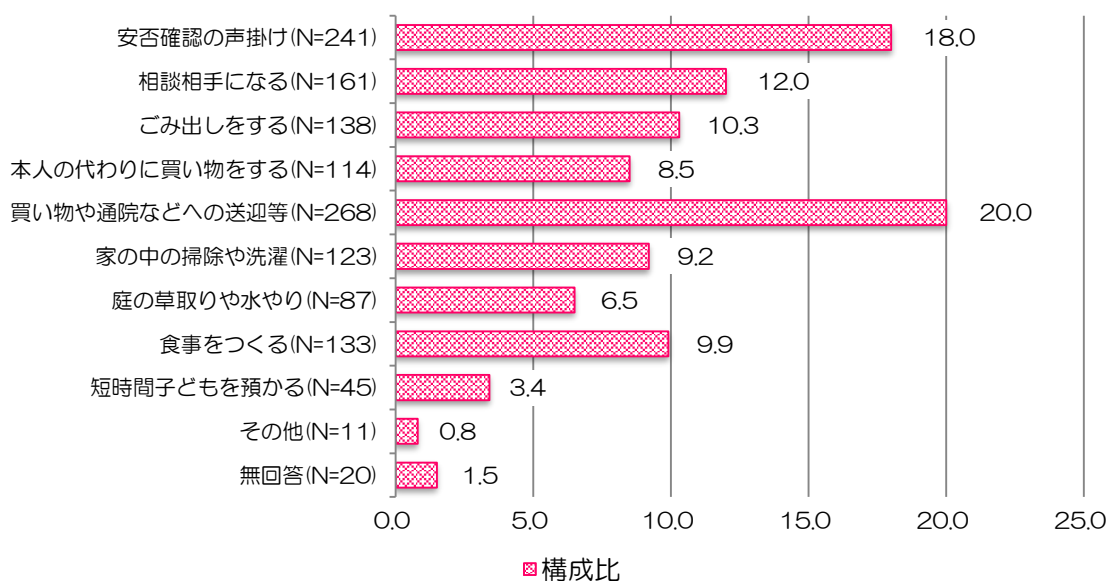
(単位：%)



問17 日常生活を送ることが難しくなったときの必要な手助け

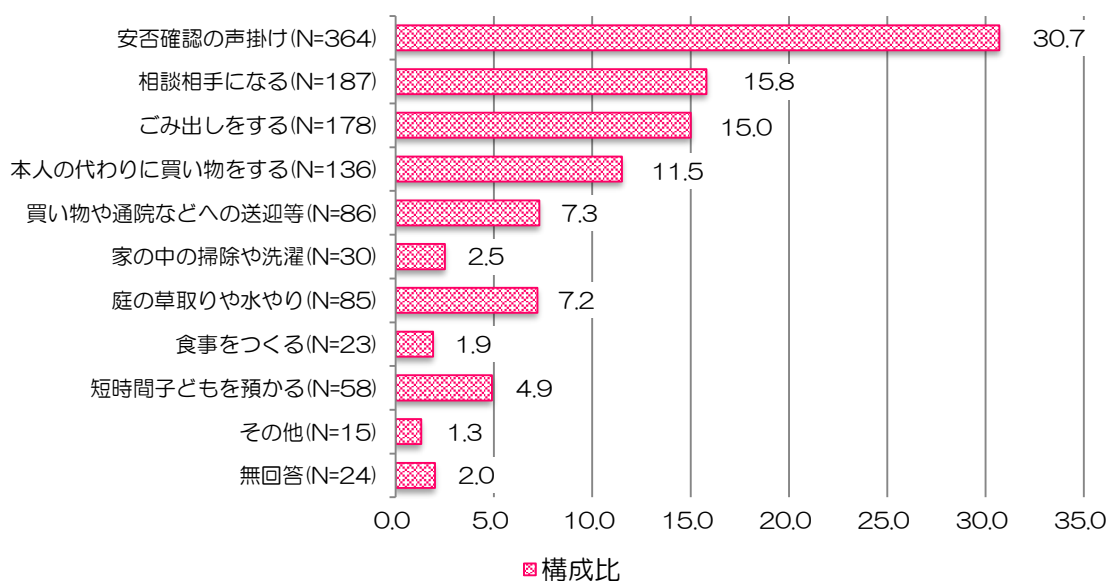
日常生活を送ることが難しくなったとき必要と感じている手助けとして「買い物や通院などへの送迎等」「安否確認の声掛け」と回答した人の割合が高い。一方、近所の人を手助けを必要としているときにできる手助けは「安否確認の声掛け」「相談相手になる」と回答した人の割合が高い。多くの人が手助けを必要と感じている「買い物や通院などへの送迎等」は、手助けができると回答した人の割合は低いが、「安否確認の声掛け」は、手助けができると回答した人の割合が高い。その他として「手助けをしているときに問題が生じることへの不安」との回答があった。

(回答数：N=1,341、単位：%)



【近所の人を手助けを必要としているときにできる手助け】

(回答数：N=1,186、単位：%)



問18 地域の課題の解決方法

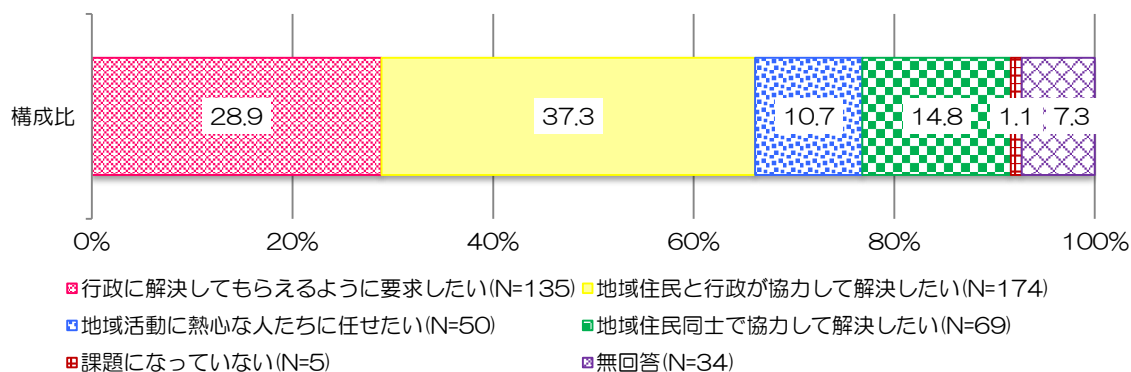
ア 近所付き合いの希薄化

「地域住民と行政が協力して解決したい」と回答した人の割合が高い。次いで、「行政に解決を要求したい」「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が高く、行政と地域住民が協力して解決することが求められている。

(単位：人、%)

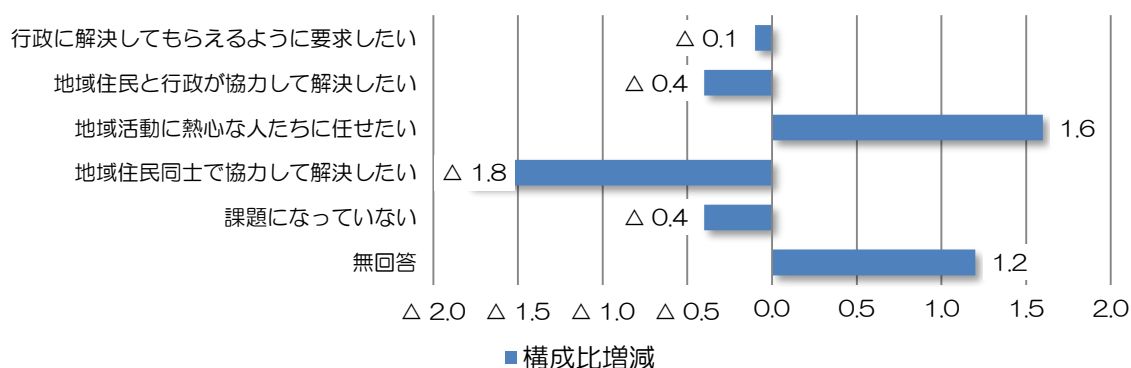
	平成27年		令和2年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	152	29.0	135	28.9	△ 0.1
地域住民と行政が協力して解決したい	198	37.7	174	37.3	△ 0.4
地域活動に熱心な人たちに任せたい	48	9.1	50	10.7	1.6
地域住民同士で協力して解決したい	87	16.6	69	14.8	△ 1.8
課題になっていない	8	1.5	5	1.1	△ 0.4
無回答	32	6.1	34	7.3	1.2
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

(回答数：N=467)



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

(回答数：N=467、単位：%)



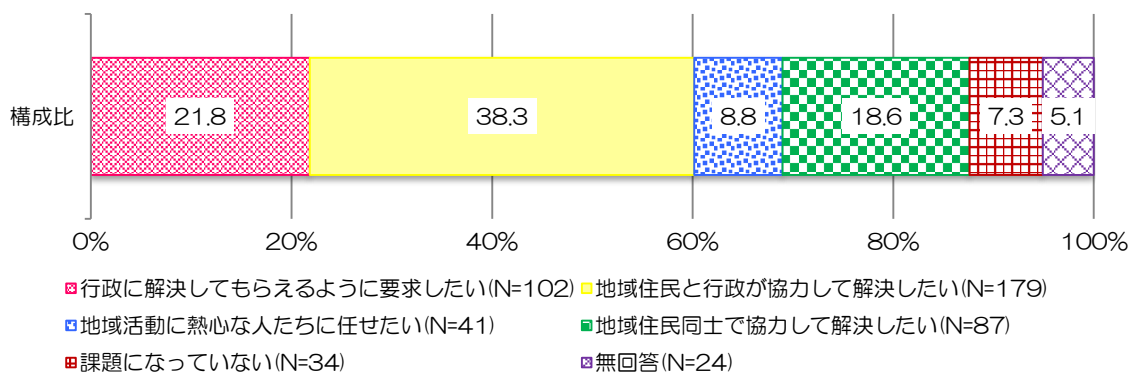
イ 清掃活動参加者の不足

「地域住民と行政が協力して解決したい」と回答した人の割合が高い。次いで、「行政に解決を要求したい」「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が高く、行政と地域住民が協力して解決することが求められている。

(単位：人、%)

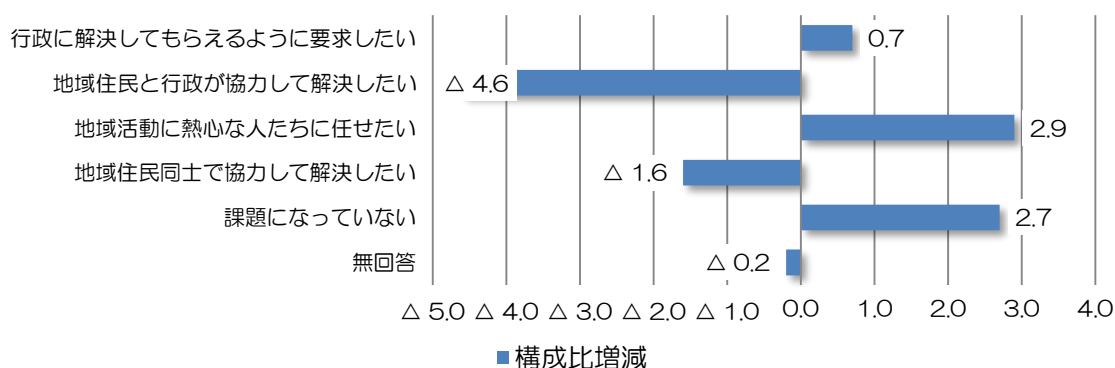
	平成 27 年		令和 2 年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	111	21.1	102	21.8	0.7
地域住民と行政が協力して解決したい	225	42.9	179	38.3	△4.6
地域活動に熱心な人たちに任せたい	31	5.9	41	8.8	2.9
地域住民同士で協力して解決したい	106	20.2	87	18.6	△1.6
課題になっていない	24	4.6	34	7.3	2.7
無回答	28	5.3	24	5.1	△0.2
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

(回答数：N=467)



◆2015（平成 27）年調査と 2020（令和 2）年調査での変化

(回答数：N=467、単位：%)



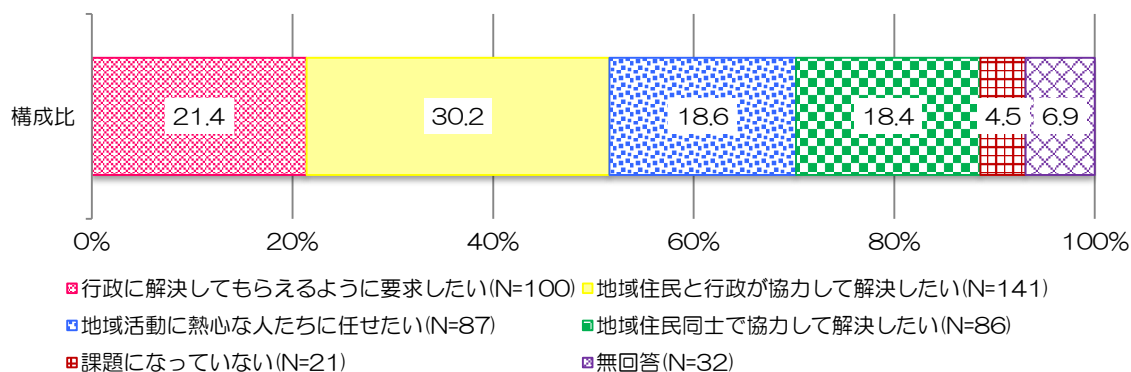
ウ 地域行事参加者の固定化

「地域住民と行政が協力して解決したい」と回答した人の割合が高い。次いで、「行政に解決を要求したい」「地域活動に熱心な人たちに任せたい」と回答した人の割合が高く、地域住民の中でも地域活動に熱心な人たちに活動を委ねていると推測される。

(単位：人、%)

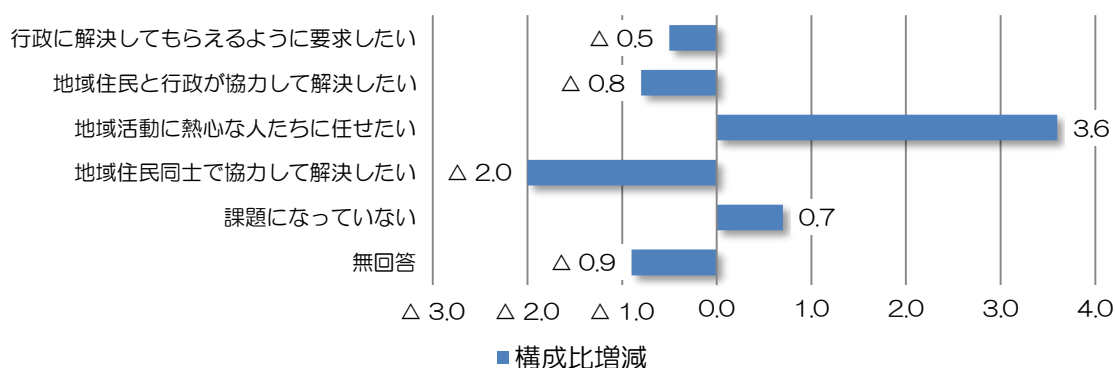
	平成 27 年		令和 2 年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	115	21.9	100	21.4	△0.5
地域住民と行政が協力して解決したい	163	31.0	141	30.2	△0.8
地域活動に熱心な人たちに任せたい	79	15.0	87	18.6	3.6
地域住民同士で協力して解決したい	107	20.4	86	18.4	△2.0
課題になっていない	20	3.8	21	4.5	0.7
無回答	41	7.8	32	6.9	△0.9
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

(回答数：N=467)



◆2015（平成 27）年調査と 2020（令和 2）年調査での変化

(回答数：N=467、単位：%)



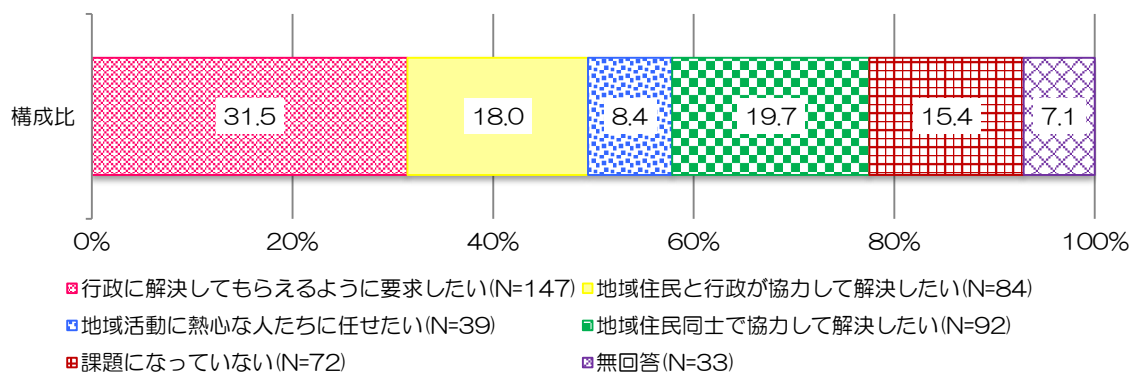
工 自治会未加入者への対応

「行政に解決してもらえるように要求したい」と回答した人の割合が高い。2015（平成 27）年調査時に比べ「地域活動に熱心な人たちに任せたい」「課題になっていない」と回答した人の割合が高くなっている。

（単位：人、％）

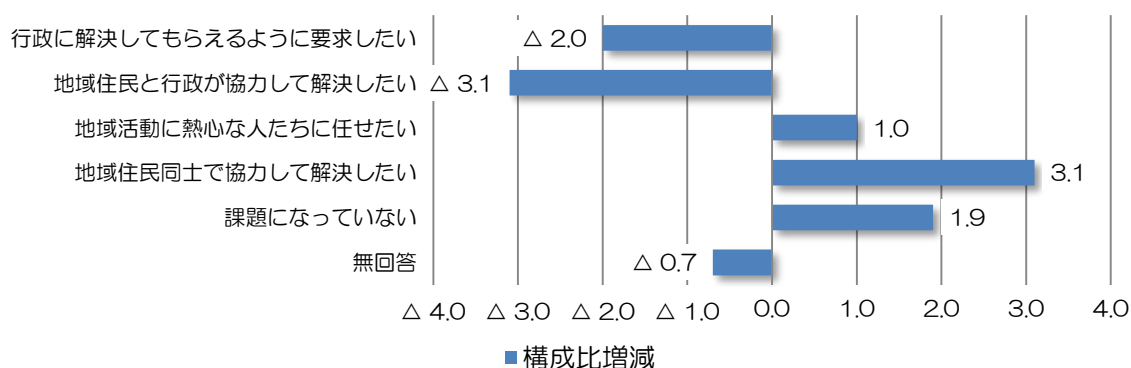
	平成 27 年		令和 2 年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	176	33.5	147	31.5	△2.0
地域住民と行政が協力して解決したい	111	21.1	84	18.0	△3.1
地域活動に熱心な人たちに任せたい	39	7.4	39	8.4	1.0
地域住民同士で協力して解決したい	87	16.6	92	19.7	3.1
課題になっていない	71	13.5	72	15.4	1.9
無回答	41	7.8	33	7.1	△0.7
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成 27）年調査と 2020（令和 2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



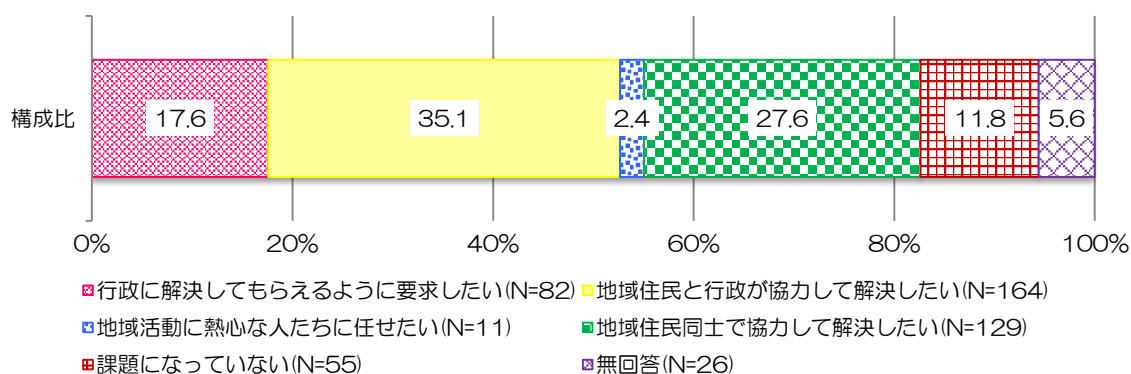
オ ゴミ出しマナー

「地域住民と行政が協力して解決したい」と回答した人の割合が高いが、2015（平成 27）年調査時に比べると回答した人の割合は低くなっている。次いで、「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が高い。

（単位：人、％）

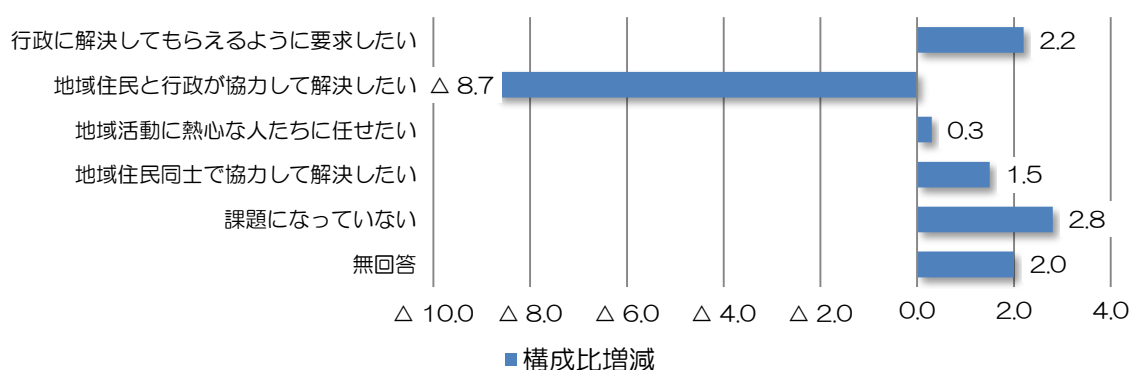
	平成 27 年		令和 2 年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	81	15.4	82	17.6	2.2
地域住民と行政が協力して解決したい	230	43.8	164	35.1	△8.7
地域活動に熱心な人たちに任せたい	11	2.1	11	2.4	0.3
地域住民同士で協力して解決したい	137	26.1	129	27.6	1.5
課題になっていない	47	9.0	55	11.8	2.8
無回答	19	3.6	26	5.6	2.0
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成 27）年調査と 2020（令和 2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



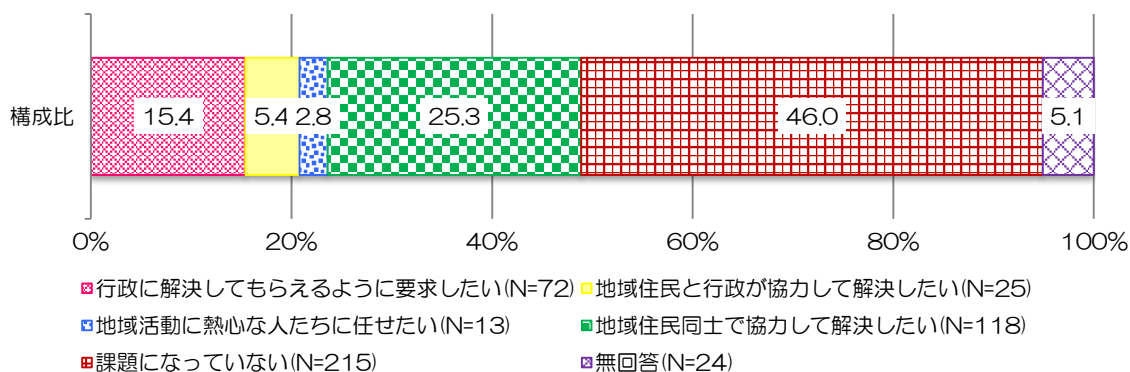
力 高齢者の交通手段の確保

「課題になっていない」と回答した人の割合が高く、次いで「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が高い。また、2015（平成27）年調査に比べ「課題になっていない」と回答した人の割合が高くなっている。

（単位：人、％）

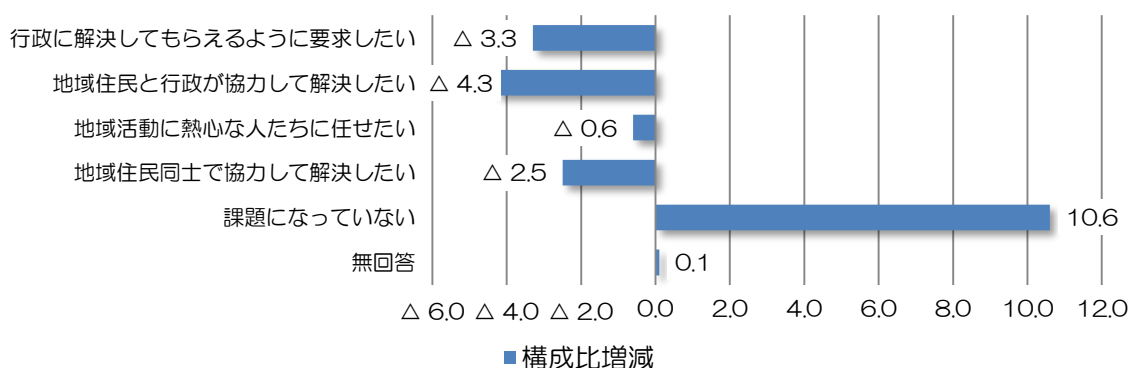
	平成27年		令和2年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	98	18.7	72	15.4	△3.3
地域住民と行政が協力して解決したい	51	9.7	25	5.4	△4.3
地域活動に熱心な人たちに任せたい	18	3.4	13	2.8	△0.6
地域住民同士で協力して解決したい	146	27.8	118	25.3	△2.5
課題になっていない	186	35.4	215	46.0	10.6
無回答	26	5.0	24	5.1	0.1
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



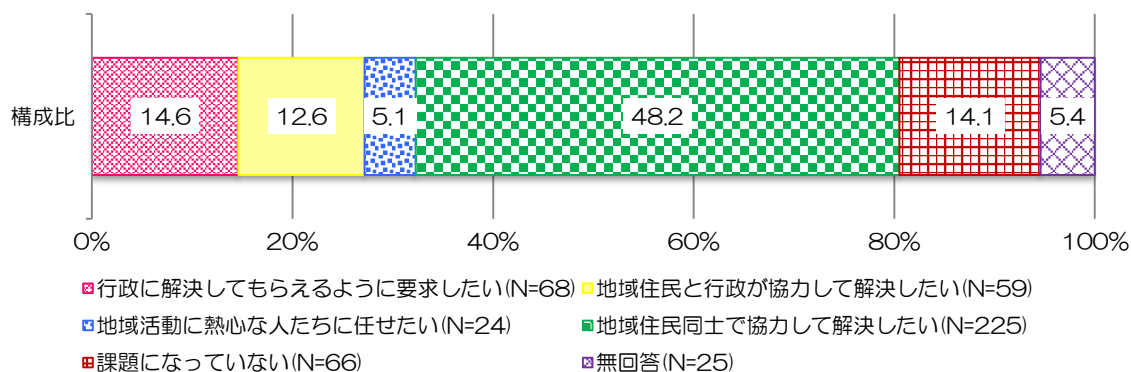
キ 高齢者の見守り

「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が 48.2%と最も高い。次いで、「行政に解決してもらえるように要求したい」「課題になっていない」と回答した人の割合が高い。

(単位：人、%)

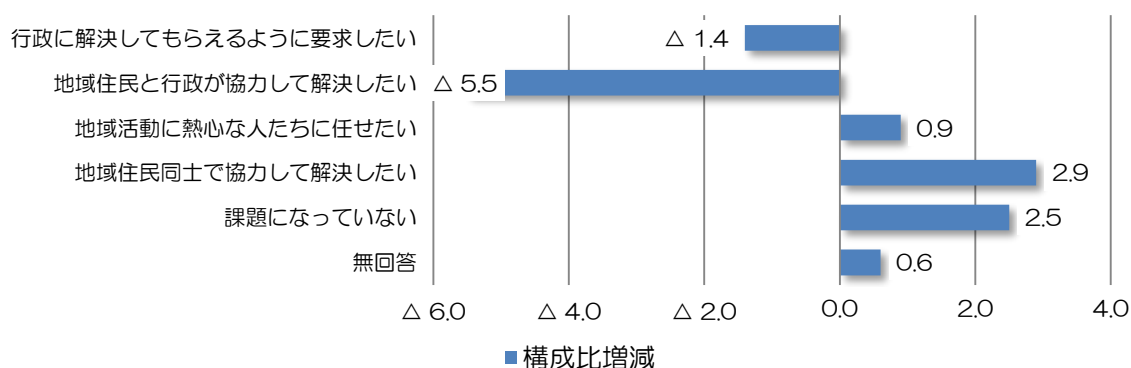
	平成 27 年		令和 2 年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	84	16.0	68	14.6	△1.4
地域住民と行政が協力して解決したい	95	18.1	59	12.6	△5.5
地域活動に熱心な人たちに任せたい	22	4.2	24	5.1	0.9
地域住民同士で協力して解決したい	238	45.3	225	48.2	2.9
課題になっていない	61	11.6	66	14.1	2.5
無回答	25	4.8	25	5.4	0.6
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

(回答数：N=467)



◆2015（平成 27）年調査と 2020（令和 2）年調査での変化

(回答数：N=467、単位：%)



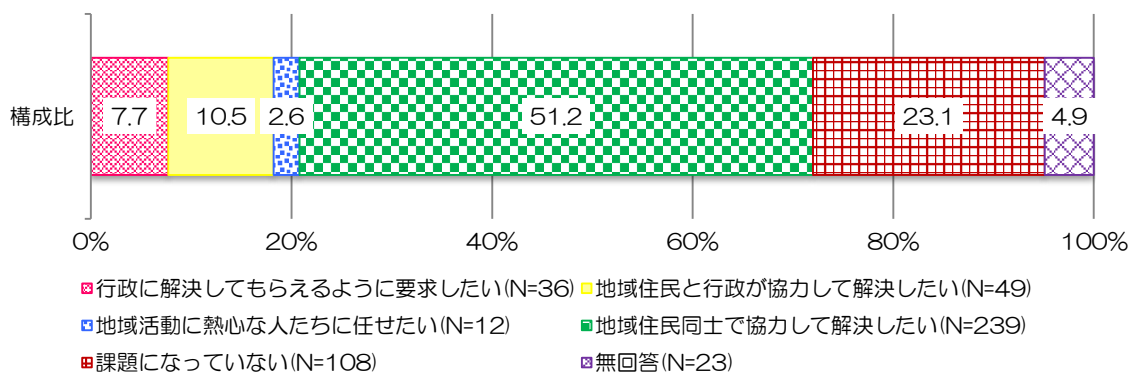
ク 災害への備えや発生時の対応

「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が51.2%と最も高い。次に、「課題になっていない」と回答した人の割合が23.1%となっている。「課題になっていない」と回答した人の割合は、2015（平成27）年調査時に比べ高くなっている。

（単位：人、%）

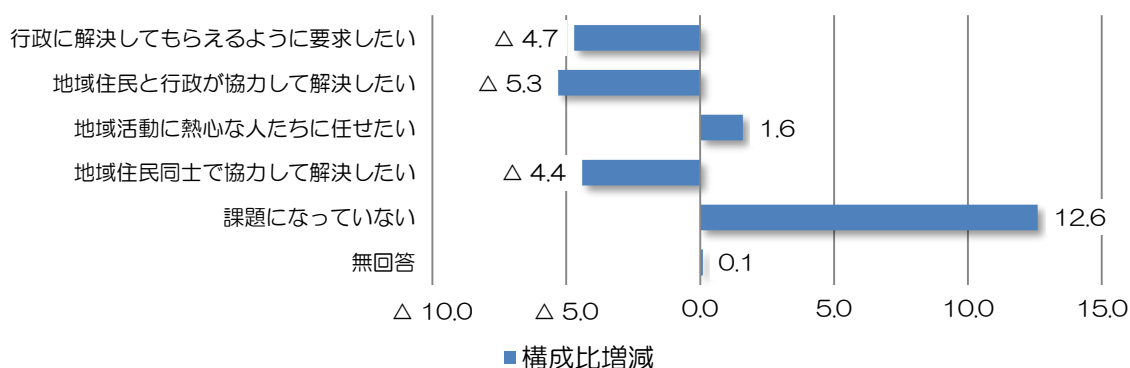
	平成27年		令和2年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	65	12.4	36	7.7	△4.7
地域住民と行政が協力して解決したい	83	15.8	49	10.5	△5.3
地域活動に熱心な人たちに任せたい	5	1.0	12	2.6	1.6
地域住民同士で協力して解決したい	292	55.6	239	51.2	△4.4
課題になっていない	55	10.5	108	23.1	12.6
無回答	25	4.8	23	4.9	0.1
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：%）



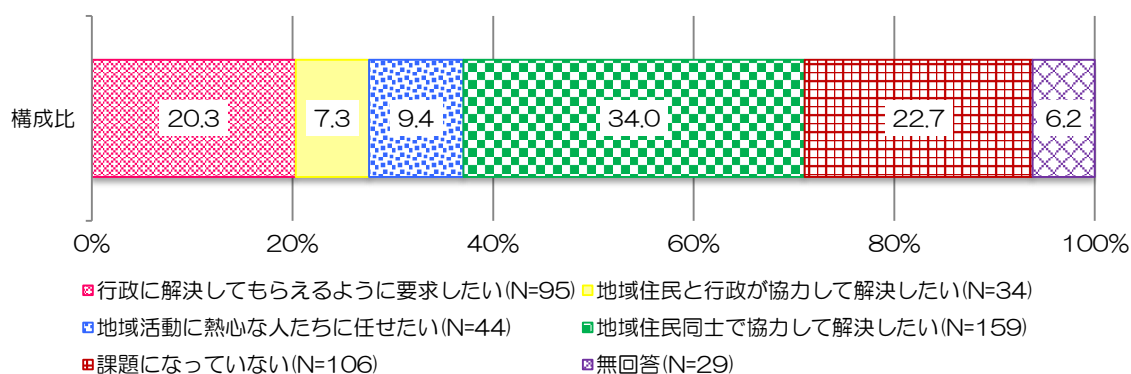
ケ 生きがいくりに関する情報の不足

「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が高く、次いで「課題になっていない」と回答した人の割合が高い。また、2015（平成27）年調査時に比べ「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が高くなっている。

（単位：人、％）

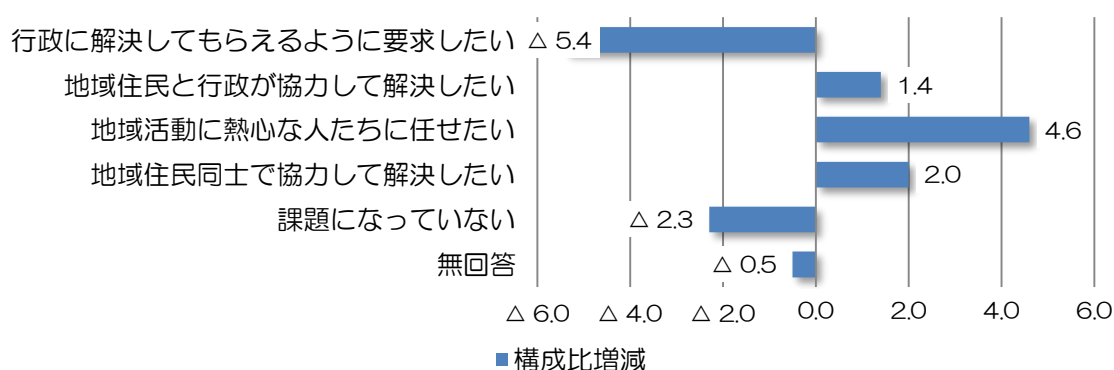
	平成27年		令和2年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	135	25.7	95	20.3	△5.4
地域住民と行政が協力して解決したい	31	5.9	34	7.3	1.4
地域活動に熱心な人たちに任せたい	25	4.8	44	9.4	4.6
地域住民同士で協力して解決したい	168	32.0	159	34.0	2.0
課題になっていない	131	25.0	106	22.7	△2.3
無回答	35	6.7	29	6.2	△0.5
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



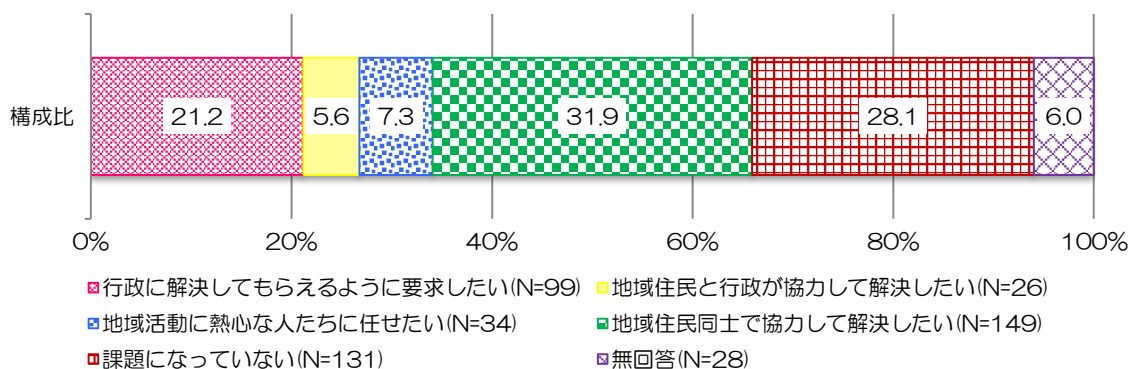
コ 健康づくりに関する情報の不足

「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が最も高く、次いで「課題になっていない」と回答した人の割合が高い。また、(問15) 困っていることや悩んでいることで「健康に関すること」と回答した人の割合が高くなっている。

(単位：人、%)

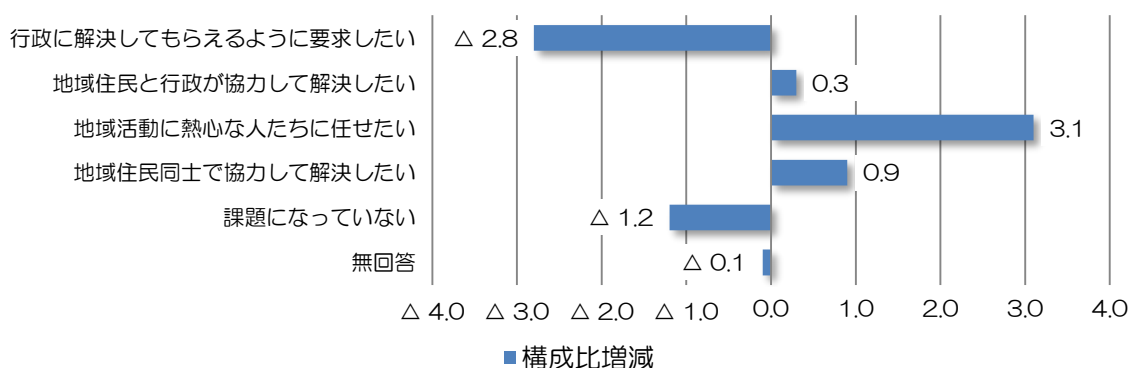
	平成 27 年		令和 2 年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	126	24.0	99	21.2	△2.8
地域住民と行政が協力して解決したい	28	5.3	26	5.6	0.3
地域活動に熱心な人たちに任せたい	22	4.2	34	7.3	3.1
地域住民同士で協力して解決したい	163	31.0	149	31.9	0.9
課題になっていない	154	29.3	131	28.1	△1.2
無回答	32	6.1	28	6.0	△0.1
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

(回答数：N=467)



◆2015（平成 27）年調査と 2020（令和 2）年調査での変化

(回答数：N=467、単位：%)



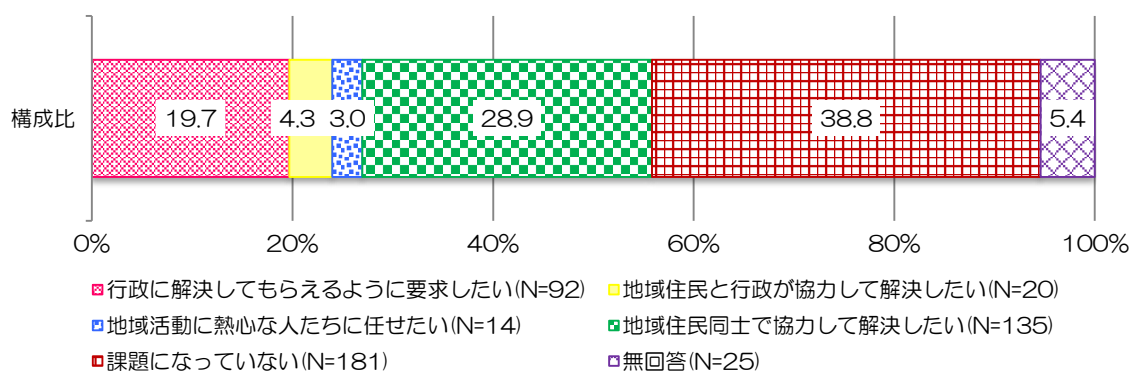
サ 子どもの遊び場の確保

「課題になっていない」と回答した人の割合が高く、2015（平成27）年調査時に比べ割合も増加している。

（単位：人、％）

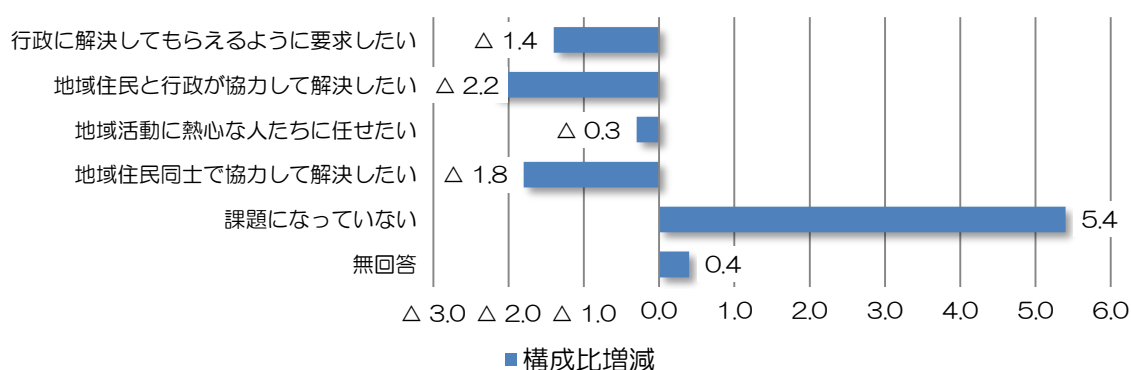
	平成27年		令和2年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	110	21.1	92	19.7	△1.4
地域住民と行政が協力して解決したい	34	6.5	20	4.3	△2.2
地域活動に熱心な人たちに任せたい	17	3.3	14	3.0	△0.3
地域住民同士で協力して解決したい	160	30.7	135	28.9	△1.8
課題になっていない	174	33.4	181	38.8	5.4
無回答	26	5.0	25	5.4	0.4
合計	521	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



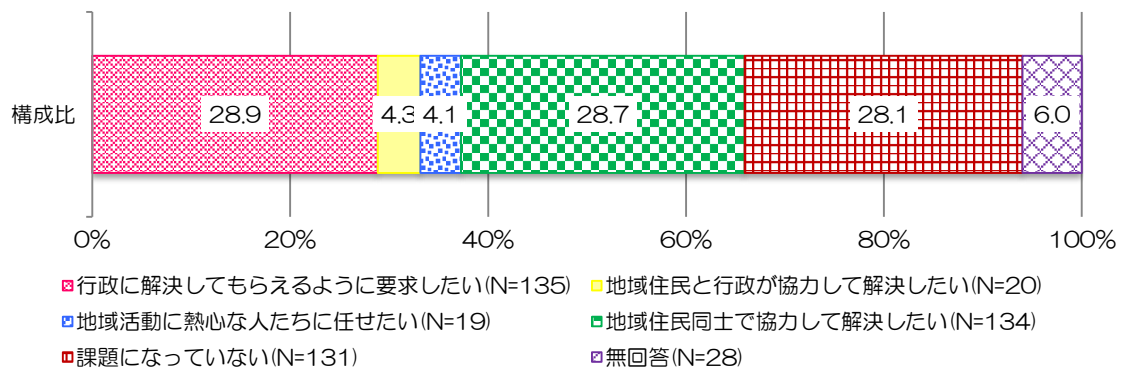
シ 子どもの勉強する場の確保

「行政に解決してもらえるように要求したい」と回答した人の割合が28.9%、「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が28.7%、「課題になっていない」と回答した人の割合が28.1%と、ほぼ同じ割合になっている。

(単位：人、%)

	平成27年		令和2年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい			135	28.9	28.9
地域住民と行政が協力して解決したい			20	4.3	4.3
地域活動に熱心な人たちに任せたい			19	4.1	4.1
地域住民同士で協力して解決したい			134	28.7	28.7
課題になっていない			131	28.1	28.1
無回答			28	6.0	6.0
合計			467	100.0	100.0

(回答数：N=467)



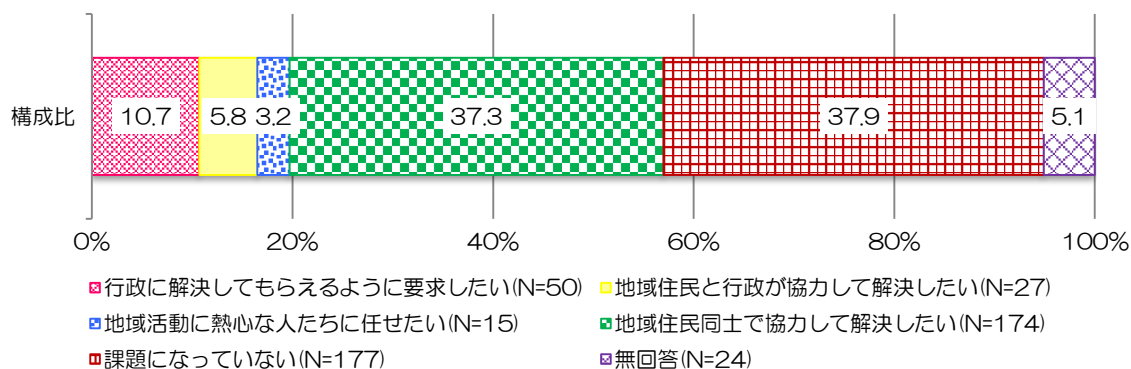
ス 交通安全対策（歩道や街灯の設備等）

「課題になっていない」と回答した人の割合が37.9%、次いで「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が37.3%と高くなっている。2015（平成27）年調査時に比べ「課題になっていない」と回答した人の割合が増えている。

（単位：人、％）

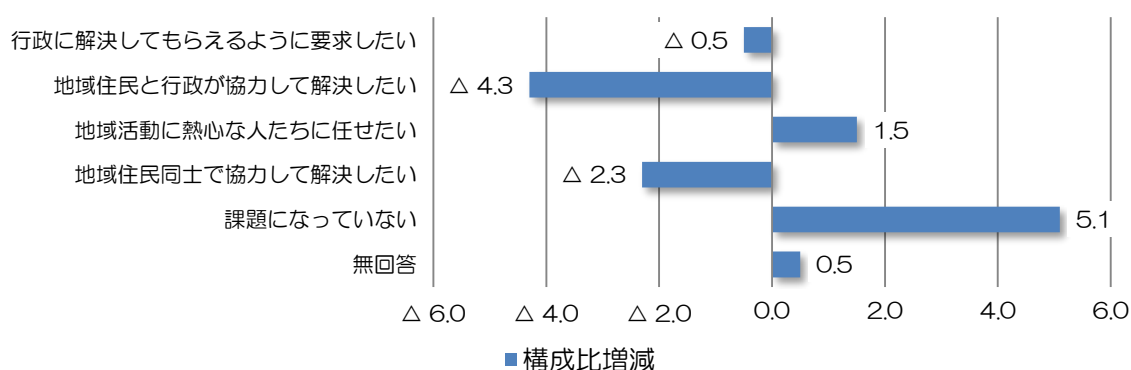
	平成27年		令和2年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	59	11.2	50	10.7	△0.5
地域住民と行政が協力して解決したい	53	10.1	27	5.8	△4.3
地域活動に熱心な人たちに任せたい	9	1.7	15	3.2	1.5
地域住民同士で協力して解決したい	208	39.6	174	37.3	△2.3
課題になっていない	172	32.8	177	37.9	5.1
無回答	24	4.6	24	5.1	0.5
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



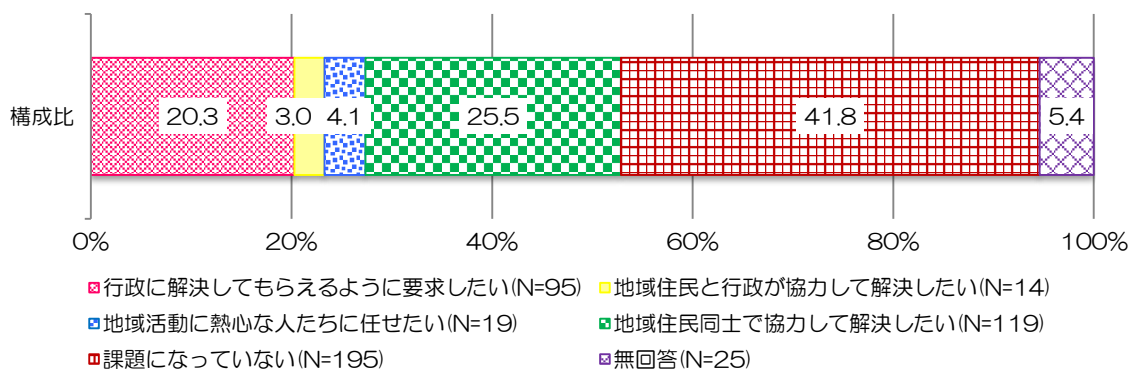
セ 交流の拠点となる施設の不足

「課題になっていない」と回答した人の割合が 41.8%で最も高い。次いで、「地域住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合が 25.5%で高い。2015（平成 27）年調査時に比べ「課題になっていない」と回答した人の割合が増えている。

（単位：人、％）

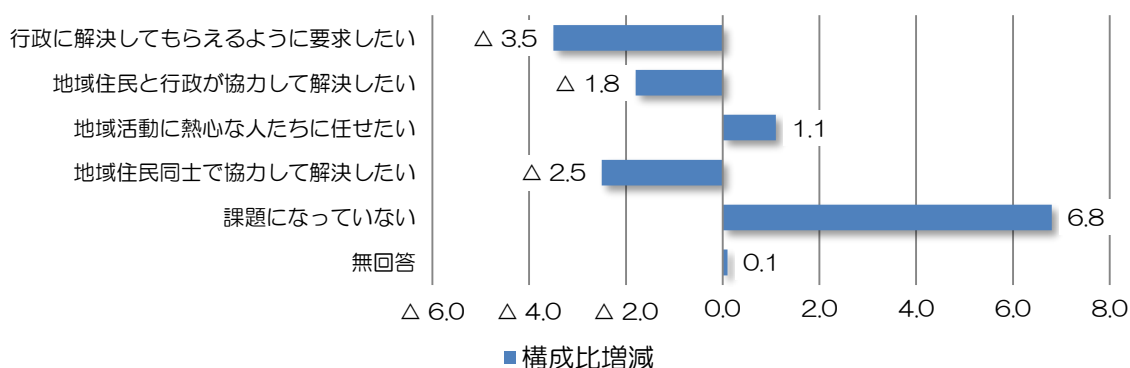
	平成 27 年		令和 2 年		構成比 増減
	人数	構成比	人数	構成比	
行政に解決してもらえるように要求したい	125	23.8	95	20.3	△3.5
地域住民と行政が協力して解決したい	25	4.8	14	3.0	△1.8
地域活動に熱心な人たちに任せたい	16	3.0	19	4.1	1.1
地域住民同士で協力して解決したい	147	28.0	119	25.5	△2.5
課題になっていない	184	35.0	195	41.8	6.8
無回答	28	5.3	25	5.4	0.1
合計	525	100.0	467	100.0	0.0

（回答数：N=467）



◆2015（平成 27）年調査と 2020（令和 2）年調査での変化

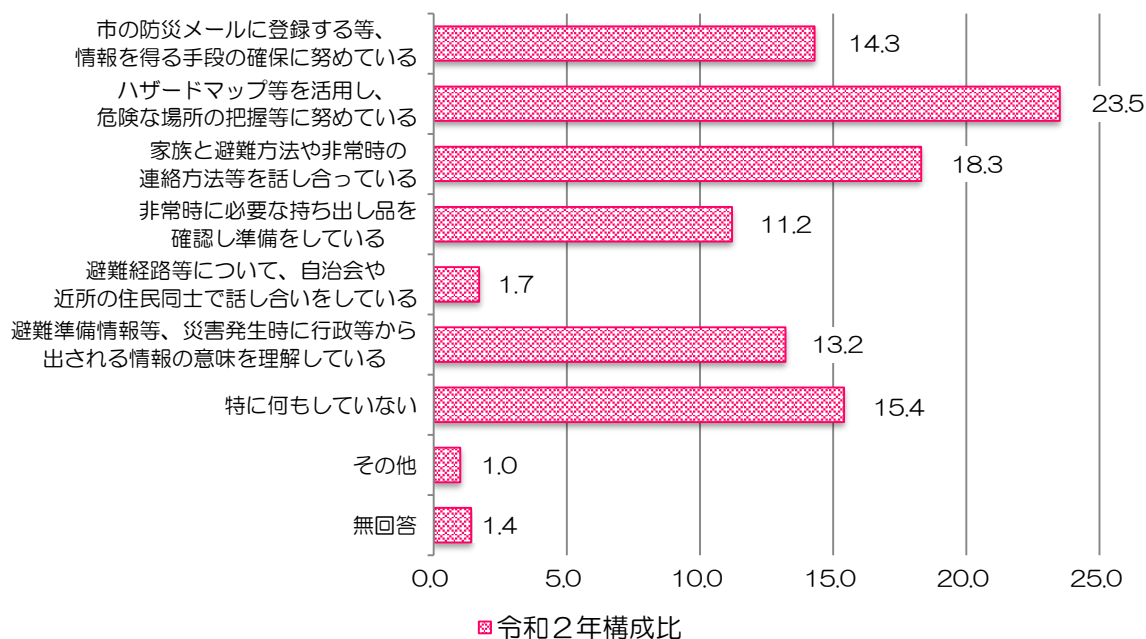
（回答数：N=467、単位：％）



問19 災害に対する備え

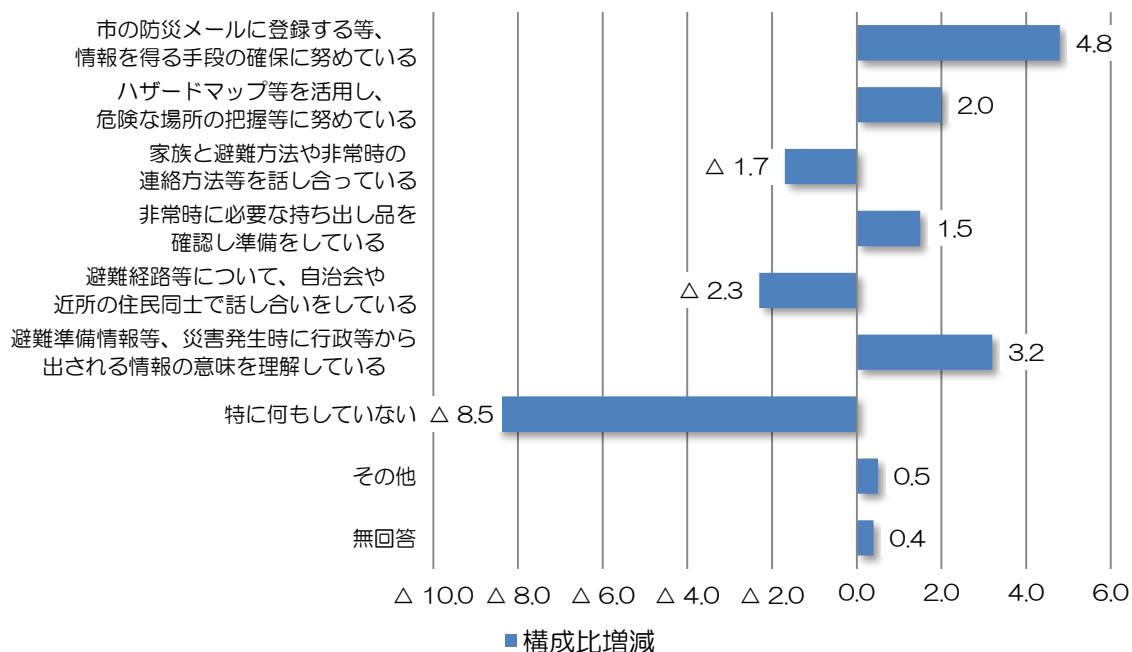
「ハザードマップ等を活用し危険な場所の把握に努めている」と回答した人の割合が最も高い。2015（平成27）年調査に比べ「特に何もしていない」と回答した人の割合は減少している。その他として「備蓄品を用意している」などの回答があった。

（回答数：N=812、単位：％）



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=812、単位：％）

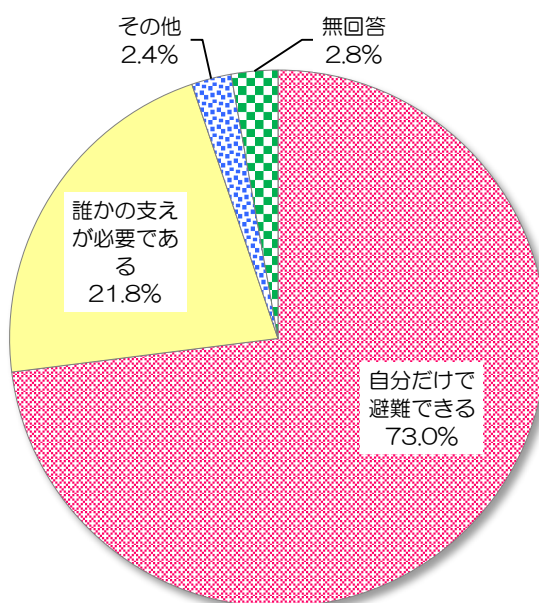


問20 自力避難の可否

「自分だけで避難できる」と回答した人の割合は73.0%である。「誰かの支えが必要である」と回答した人の割合は21.8%であった。その他の意見として「外出時はどこで災害が発生したかで状況が変わると思うので、一概には言えない」や「自分でできると思うが、その時の状況によると思う」などの回答があった。

◆全体

(回答数：N=467、単位：%)



◆年齢別

(単位：人)

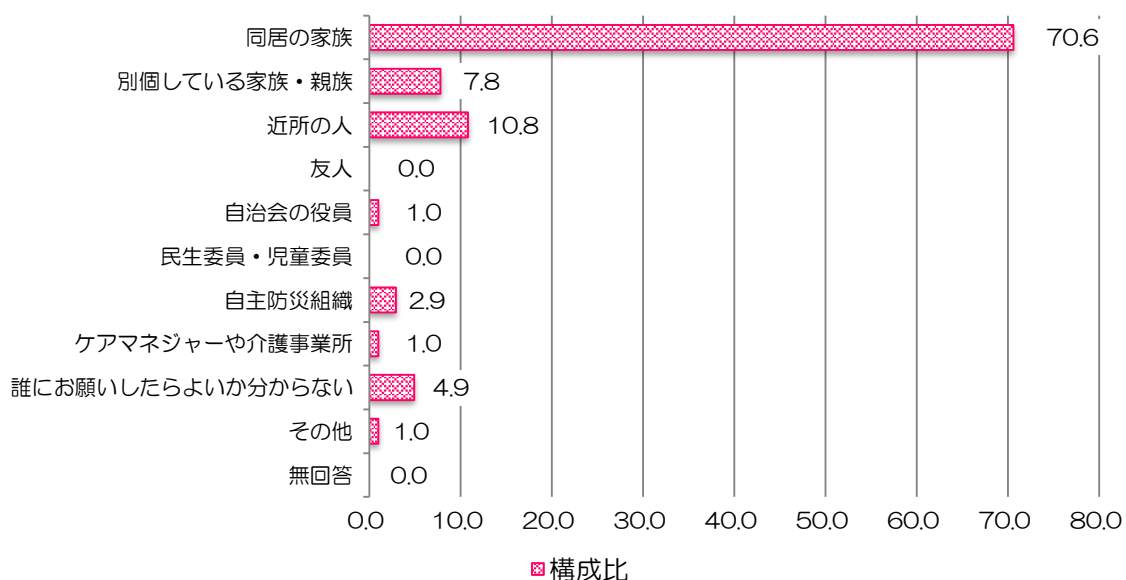
	20~39 歳	40~64 歳	65 歳以上
自分だけで避難できる(N=341)	85	165	91
誰かの支えが必要である(N=102)	26	37	39
その他(N=11)	0	8	3
無回答(N=13)	3	5	5
合計	114	215	138

【誰かの支えが必要である】

「誰かの支えが必要である」と回答した人のうち、「同居の家族に助けてもらいながら避難したい」と答えた人の割合は70.6%となった。

◆全体

(回答数：N=102、単位：%)



◆年齢別

(単位：人)

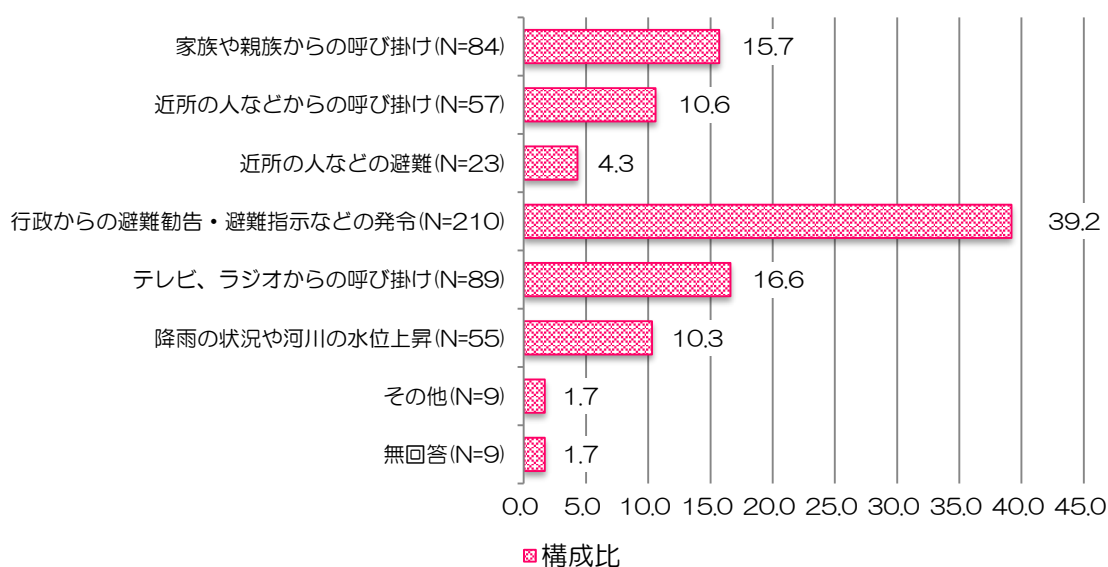
	20～39歳	40～64歳	65歳以上
同居の家族(N=72)	17	30	25
別個している家族・親族(N=8)	2	0	6
近所の人(N=11)	1	6	4
友人(N=0)	0	0	0
自治会の役員(N=1)	0	0	1
民生委員・児童委員(N=0)	0	0	0
自主防災組織(N=3)	2	0	1
ケアマネジャーや介護事業所(N=1)	1	0	0
誰にお願いしたらよいか分からない(N=5)	3	0	2
その他(N=1)	0	1	0
無回答(N=0)	0	0	0
合計	26	37	39

問21 避難するきっかけになると思うもの

避難するきっかけになると思うものとして「行政からの避難勧告・避難指示などの発令」と回答した人の割合が一番多く39.2%であった。次いで「テレビ、ラジオからの呼び掛け」「家族や親族からの呼び掛け」と回答した人の割合が高くなっている。各年齢においても、同様の傾向がみられる。その他として「インターネット関係」と多くの回答があった。

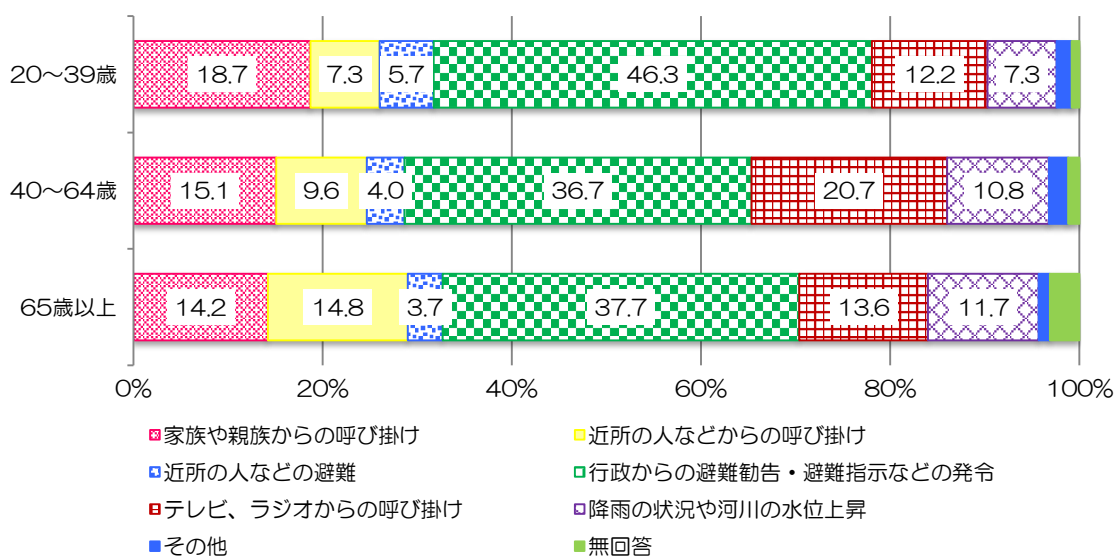
◆全体

(回答数：N=536、単位：%)



◆年齢別

(回答数：N=536、単位：%)



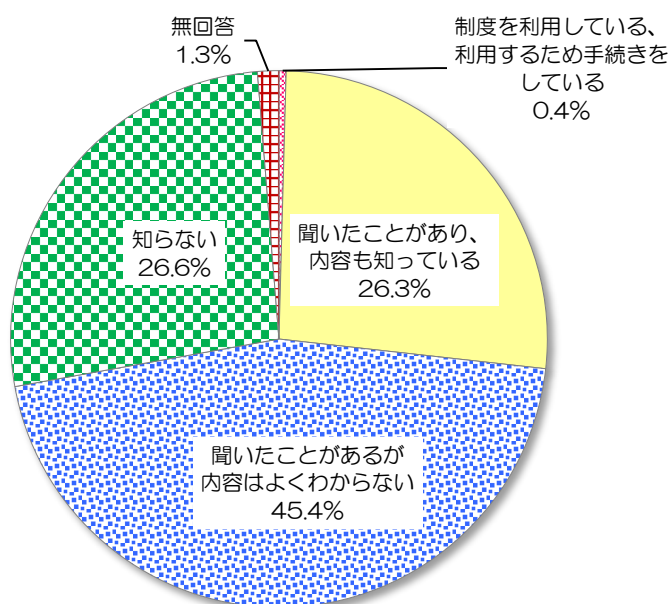
問22 成年後見制度

「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答した人の割合は45.4%であり、「知らない」と回答した人の割合26.6%を合わせると、70%以上の人が成年後見制度の内容をよく知らないということになる。

(単位：人、%)

	回答数	構成比
制度を利用している、利用するため手続きをしている	2	0.4
聞いたことがあり、内容も知っている	123	26.3
聞いたことがあるが内容はよくわからない	212	45.4
知らない	124	26.6
無回答	6	1.3
合計	467	100.0

(回答数：N=467、単位：%)

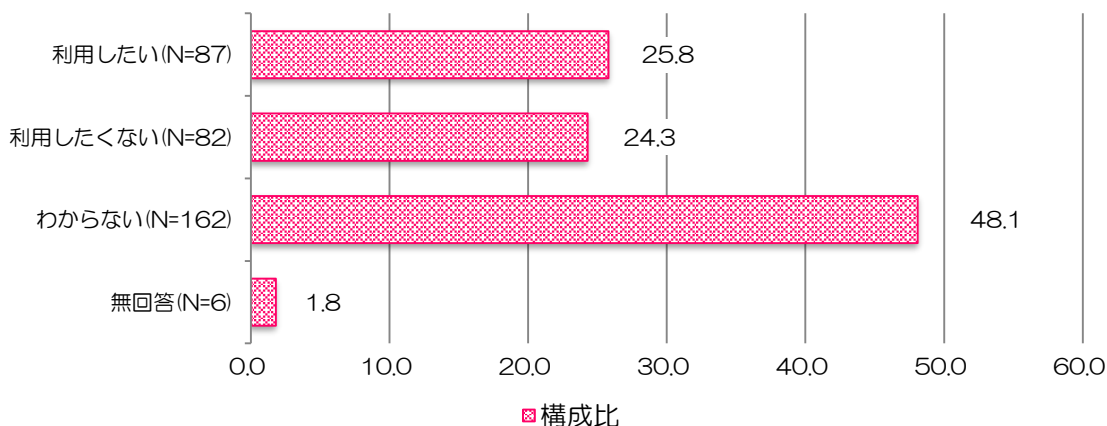


【成年後見制度利用の希望】

「判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を使用したいと意思ですか」の質問に対し「分からない」と回答した人の割合が48.1%であった。また、「利用したくない」と回答した人の割合は24.3%で、主な理由は「家族がいる」と回答した人の割合が高い。また、「後見人になってほしい人を決めている」との回答があった。

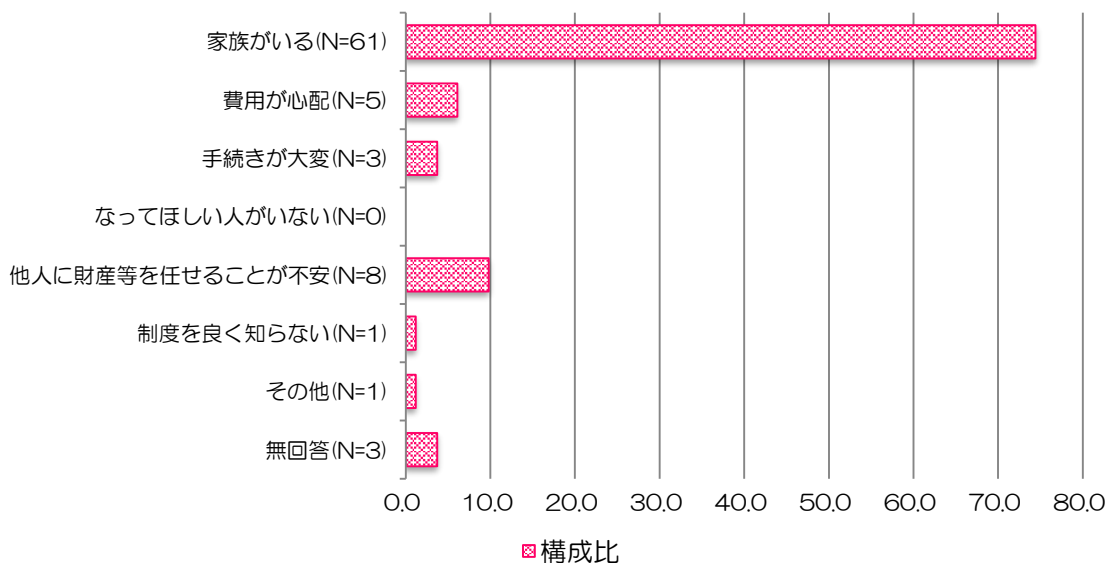
★利用希望

(回答数：N=337、単位：%)



★利用したくない理由

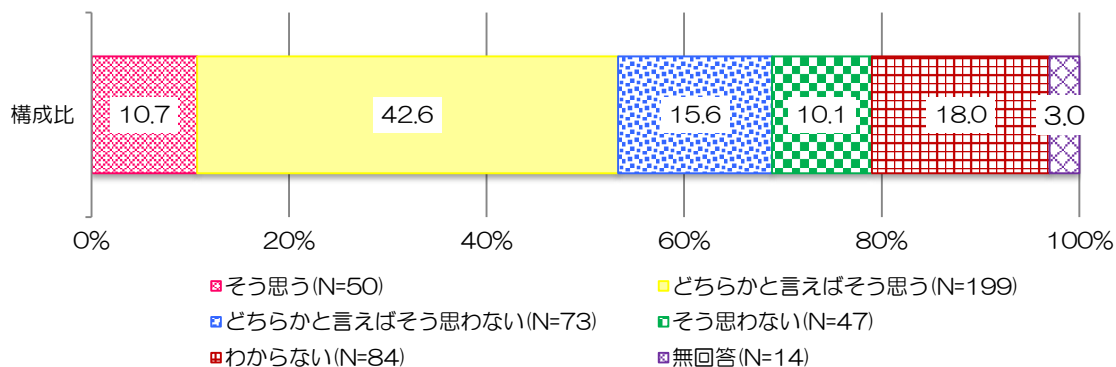
(回答数：N=82、単位：%)



問23 まちの評価

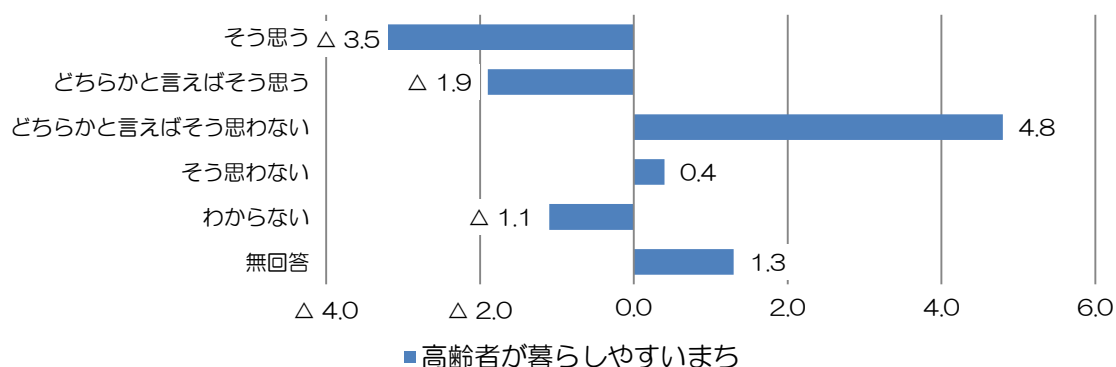
ア 高齢者が暮らしやすいまち

(回答数：N=467)



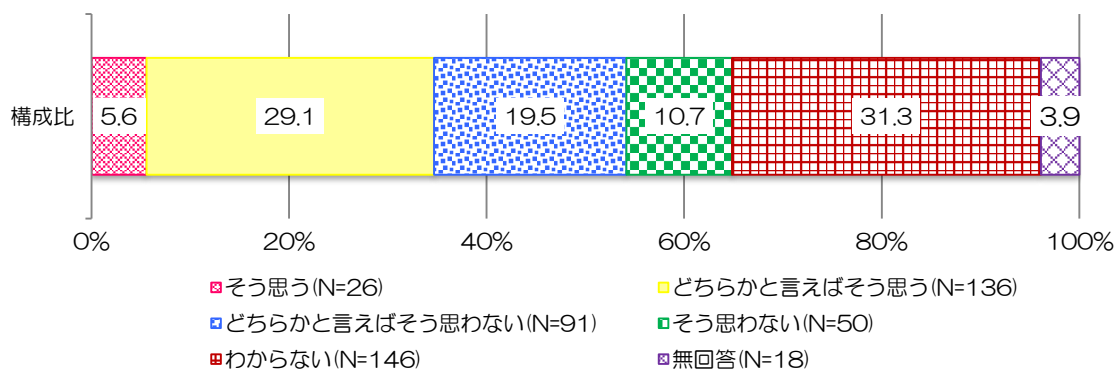
◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

(回答数：N=467、単位：%)



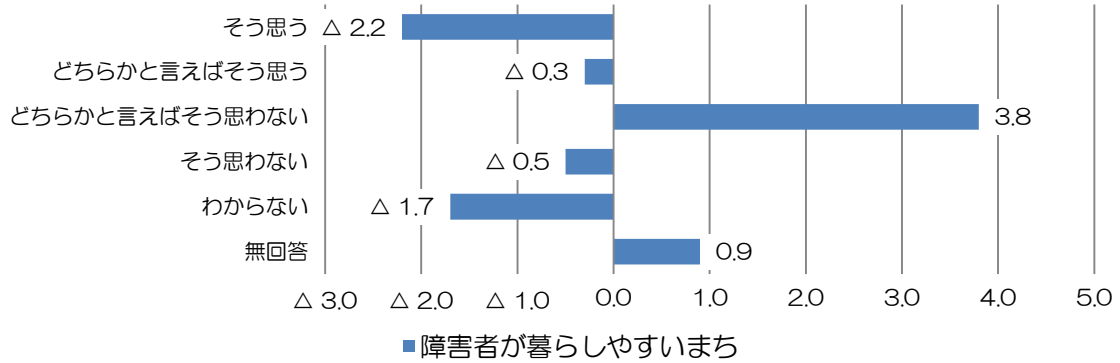
イ 障害者が暮らしやすいまち

(回答数：N=467)



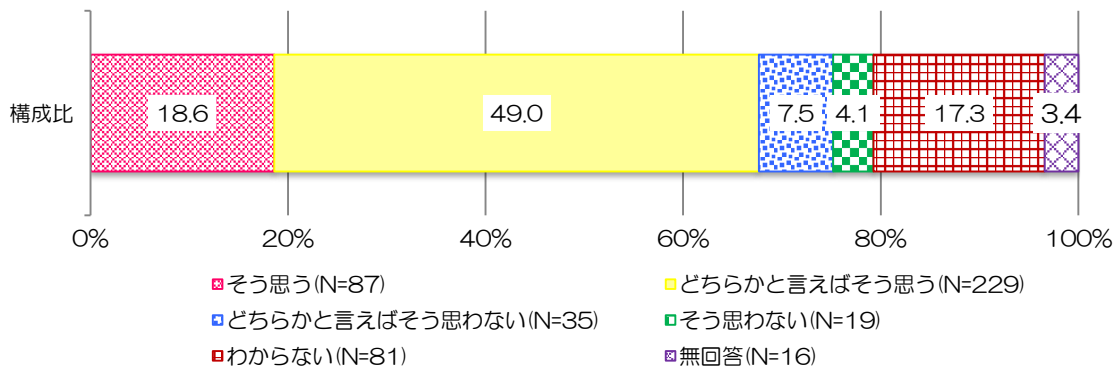
◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



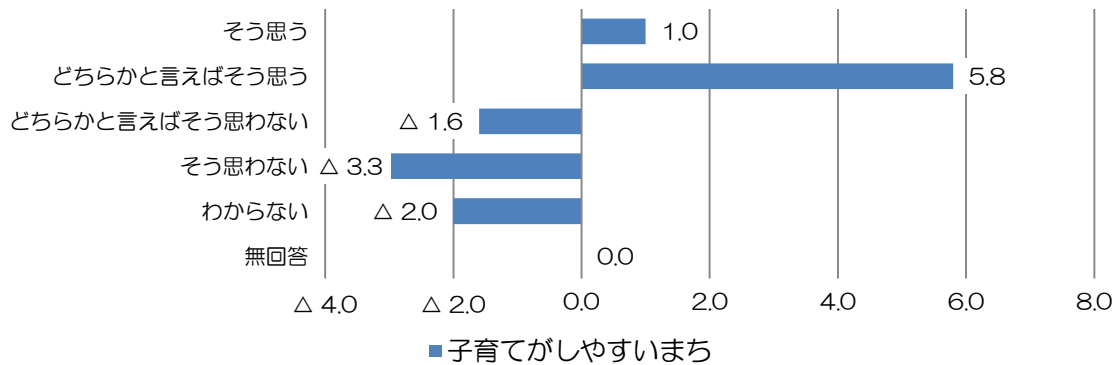
ウ 子育てがしやすいまち

（回答数：N=467）



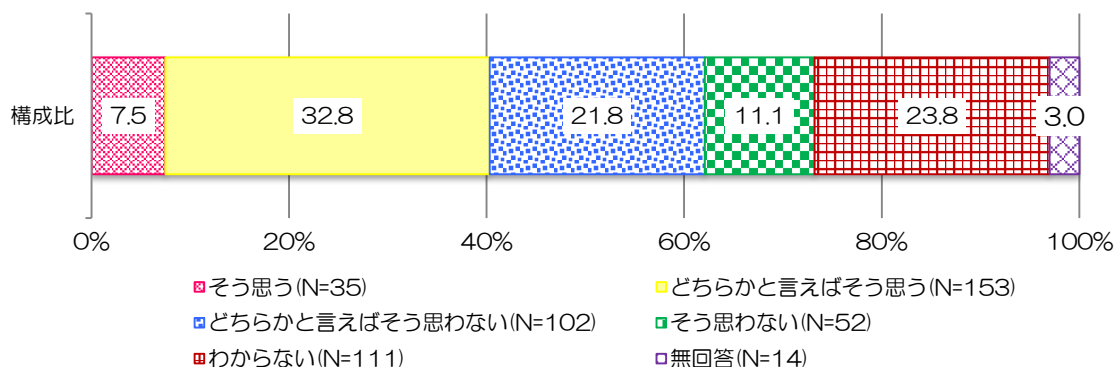
◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



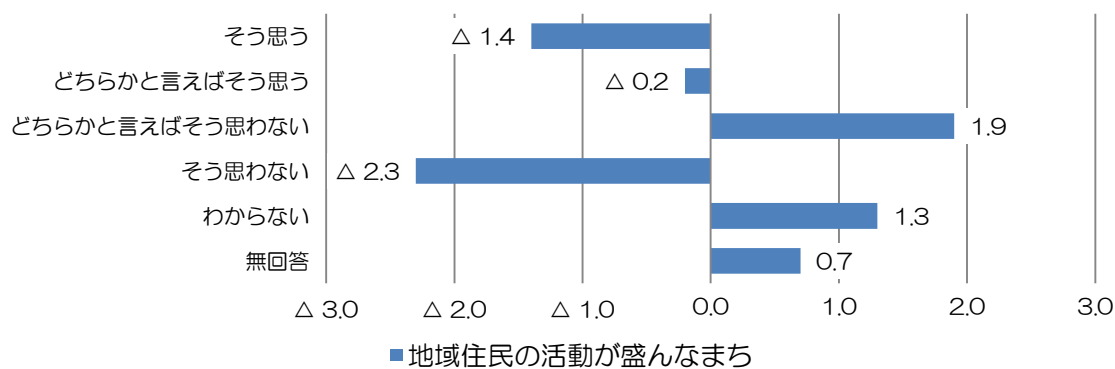
工 地域住民の活動が盛んなまち

(回答数：N=467)



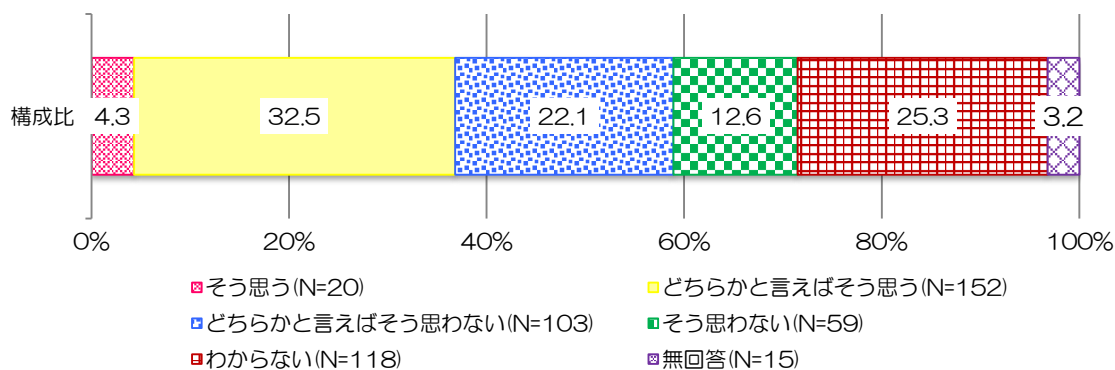
◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

(回答数：N=467、単位：%)



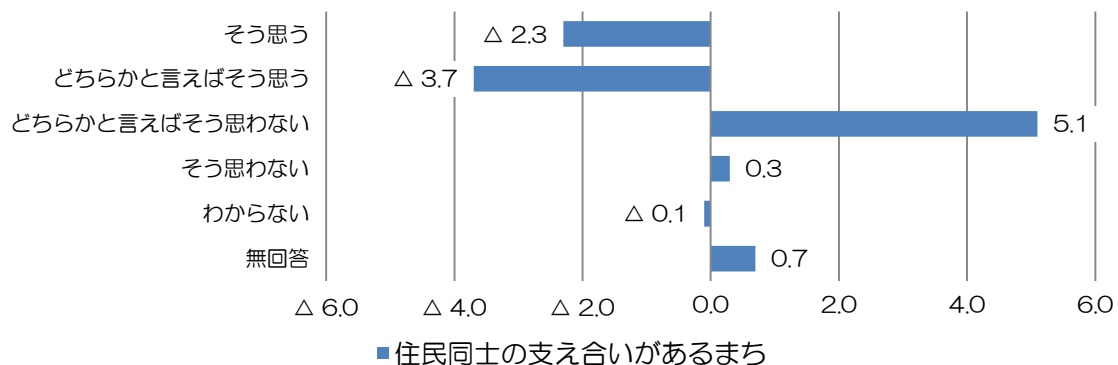
オ 住民同士の支え合いがあるまち

(回答数：N=467)



◆2015（平成27）年調査と2020（令和2）年調査での変化

（回答数：N=467、単位：％）



第四次ふくしプランくだまつ
下松市地域福祉計画 下松市成年後見制度利用促進基本計画

発行日 2021（令和3）年3月
発行・編集 下松市健康福祉部長寿社会課
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号
電話 0833-45-1833
<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>
印刷 社会就労センターセルフ周陽（就労継続支援B型事業所）
